

noni) (廣義に於ける) に制限し、現役の時代に在りては、若干の條項——此の中には第八十七條、即ち今日の *M.S.C.* 第八十六條に關して之を凡ての非軍人に擴張し、さうして戰時に於て初めて之を最も廣く延長し、就中亦此の場合に初めてあらゆる非軍人に對しても今日の *M.S.C.* 第九十三條を適用せんことを豫見したものであつた。

併し乍ら上院は斯かる三分(平時、現役及戰時)に異議を唱へ、之を更めて單に二箇の部類、即ち平時及現役のみを區別せんことを主張した。かくして第八十六條は平時に於ても亦、即ち、凡ての場合を通じて常に非軍人に對して之を適用し、之に反して他方第九十三條は一切の場合に於て全然軍人にのみ制限せらるべしとした。

之に對して下院は、上院の後を承けたる其の審議に於て、當初の三分法を復活し、隨つて第八十六條及第九十三條をも、其の政府原案中の舊位置に再び挿入した。但し此の時、此の兩條を平時に於ても亦非軍人に對して適用すべしといふ動議が提出せられた、これは僅少なる過半数を以て否決せられた。即ち此は吾人の觀察に取つては、下院が其の從來の態度を固執したことに歸着するものであつた。

意見相異除去の其の後の經過に於て、上院は遂に三分説に同意を與へたが、併し第八十六條を平時に於ても亦、あらゆる非軍人に對して有效と宣言し、第九十三條を全然軍人に制限せんとする立場は依然として之を固持した。之に對して下院は、第八十六條に關しては上院に讓歩したが、第九十三條が戰時に於て非軍人に對しても效力を有すべしとすることは尙くまで之を主張した爲め、上院も遂に

此の點については讓歩した、さうして兩院は、眞に民主的なる討議を十分に盡くしたる後、漸く意見の一致を見るに至つた。

即ち此の結果を政府草案と對比すれば、其の差異は單に、第八十六條が向後は軍刑法の一規範であると同時に通常刑法の一規範となり、非軍人と軍人との双方に對する一般的效力を有するものと爲つたことに依つて其の適用範圍が擴張せられたことのみである。但し同條は、單なる實際上の理由よりして軍刑法の中に編入せられ、隨つて亦、排他的に軍事裁判所に依りてのみ適用せらるゝものと爲つた。之に反して第九十三條、依然として軍刑法の一規範として止まり、單に戰時に於てのみ、非軍人に對しても亦適用せらるゝものと定められた。——

軍刑法が議會の過程を終了し、一九二七年六月一三日を以て法律と爲つたので、再び通常刑法の爲に自由の途が開かれた、さうして此の度は下院に審議の優先權が與へられた。併し乍らとかくの間、一九二八年春と爲つた、さうして翌一九二九年秋に至つて初めて第二百三十四條Eが審議に附せられた。實際上同條は軍刑法第八十六條の文言がある以上、無用の贅物と爲つて居たものである。併し乍ら本來よりすれば、同條は當然普通刑法に屬すべきものであつたので、普通刑法の施行後、更めて軍刑法に之に相應する訂正を加へんが爲め、かくの如き軍刑法との重複に拘はらず、一應同條を普通刑法の中に挿入することを可とすると考へられた。かくすれば、普通裁判所が再び當該犯罪に對して管轄權を有するものと爲るといふ目的も亦、同時に達せられたであらう。併し乍ら下院委員會は、もう

一度事態を検討したる後、現状維持を可とするとした、さうして之に従つて第二百三十四條の全部抹殺を提議し下院も亦、其の趣旨に於て決議した。

第二百六十五條Eは修辭上の變更を加へられ、之に依りて字句的に、其の元來の所産にして現在の模範たる軍刑法第九十三條と適合するやうになつた、さうして第三百三十四條Eは、擴大せられたる文言『未遂及幫助ハ之ヲ罰ス』の一句が添加せられたる最後の一項を除き(II)て、變更なく採擇せられた。

(II) 前出(一八七頁參照)。

上院は、一九三一年晩秋の審議に於て、此等の三箇條に付き凡て下院に同意した、さうして之と共に軍事の間諜行爲は、刑法草案に於ける其の最終的形態を見出だしたるかの觀があつた。

併し乍ら事實上、間諜行爲の爲め刑法的取締は、尙ほ依然として不十分であつた。如何となれば一方に於て、第二百六十五條Eは、なるほど當時一九一四年命令第五條の形式に於て、あらゆる間諜行爲事件の壓倒的多數に適用せられたとは謂ふもの、尙ほ依然として單なる計畫案たるに止まつて居り、他方、軍刑法第八十六條に關しては、それが實體的には單に『軍事上の秘密』といふ文言を用ゐて居るが、間諜行爲の目的としては、吾人が先に述べたるが如く、秘密の外に『知られざる事實』も亦問題となること極めて多いが故に、單に秘密といふのみには、餘りに範圍が狭小であるといふことが是より先に既に認識せられて居たからである。

此の事態は、政治的間諜行爲の領域に於ける幾多の出來事と相俟つて、遂に聯邦議會の特別措置として、謂はゆる一九三五年六月二日防諜法 (Das Spitzelgesetz vom 21. Juni 1935) の發布(12)を促した。それは人々が此の關係に於て是以上長く待つことに堪へなかつた爲めである。此の防諜法は其の第三條に於て第二百六十五條Eを包容し、且つ同時に軍刑法第八十六條について要求せられて居た擴大を實現したることに依りて、前に擧げたる兩缺陷を匡正したものであつた。防諜法第三條は次の如き文言を有する。

『軍事的情報勤務

スイス國ノ領土内ニ於テ外國ノ利益ノ爲メニスイス國又ハ他ノ外國ノ不利益ト爲ルヘキ間諜勤務ヲ行ヒ又ハ斯カル勤務ヲ施設スル者

斯カル勤務ノ爲メニ人員ヲ募集シ又ハ之ニ援助ヲ與フル者ハ

禁錮ニ處ス。一九二七年六月一三日軍刑法第八十六條ハ之ヲ留保ス』

(12) 後出(三三三頁參照)。

法律的に一箇の緊急聯邦決定 (Dringlicher Bundesbeschluss) の形式を裝つて居る防諜法は、決して永久に一般的刑法と並行する特別法として止まらんとするものではなく、單に間諜行爲及其の他若干の犯罪を今よりして既に捕捉せんと欲するものであり、隨つて一般刑法の發效の場合には同法の中に再び攝取せらるべく豫定せられて居る。それ故に刑法草案の爲めに、同草案が依然として尙ほ意見相

異調整の段階に在つたといふ、それ自體として悲しむべき事實が、他日防諜法を併合し得る適當なる條項を草案の中に包容せんが爲めに利用せられた。但だ防諜法の主たる意義が政治的領域に在るところよりして、最初人々は刑法草案中、軍事の間諜行爲に關する條項を、防諜法に對する顧慮なしに、其の原形のまゝに残し、唯だ第二百六十五條Eの字句を修正し、防諜法に倣ひて、更に準備行爲をも犯罪構成要件の中に包含するやうに、その範圍を擴大するに止めんと考へた。

併し乍ら、軍刑法第八十六條が單に軍事上の祕密の保護のみを實現するに止まるの缺陷は、斯くては他日防諜法が廢止せられたる場合に再び痛感せられたであらう。さうして此の事は夙に立法に於ける顯著なる缺陷と認められて居たが故に、之に對して何等の考慮をも拂はざることは、單に之を閑却すべき適切なる理由が毫も存在しなかつたといふ點のみよりしても、到底辯護せられ得ざる過怠と謂はなければならなかつたであらう。

併し乍ら他方に於て人々は——惟ふに極めて賄易い道理であつたが——無造作に防諜法の文言を草案の中に採り容るゝことを欲しなかつた。といふのは、防諜第三條が、一方に於ては『國防ニ對スル』犯罪、他方に於ては『外國ニ對スル關係ノ破壞ニ對スル』犯罪、換言すれば二箇の相異なる保護目的物に對する、隨つて刑法草案に於て二箇の相異なる章に編入せられて居る犯罪を衝かんとするものであるからである。

それ故に草案に於ける第二百六十五條を其儘にして、一九三五年晚秋、當時恰も草案が其の手中に

在つた下院は、國防に對する犯罪の章に、實際上軍刑法第八十六條の擴大を意味する新規の一條、第二百三十三條其五(13)を、次の如き文言を以て採り入れた。

『軍事的情報勤務

外國ノ利益ノ爲メニスイス國ノ不利益ト爲ルヘキ情報勤務ヲ行ヒ又ハ斯ル勤務ヲ施設スル者

斯カル勤務ノ爲メニ人員ヲ募集シ又ハ之ニ援助ヲ與フル者ハ

禁錮又ハ罰金ニ處ス

通信及材料ハ之ヲ沒收ス』

(13) 是より先既に、内容的に此の新規條條を何等の關係無く、第二百三十三條其三及第二百三十三條其四に對する共通の規範を含またる一箇條、第二百三十三條其五が草案の中に挿入せられたことがあるが、併し間も無く再び抹殺せられた。隨つて前の第二百三十三條其五を後の第二百三十三條其五とは、全然別箇のものとして取扱はれなければならない。

防諜法第三條に於て尙ほ明言的に掲げられて居る留保に依れば、軍刑法第八十六條が依然として主たる罰則と看做され、隨つて防諜法には此の關係に於て單に從屬的意義が附與せられて居るに過ぎざるに反し、第二百三十三條其五Eに於ては、最早全然軍刑法が問題とせられて居ない。併し乍ら審議の經過に照らして考ふるに、此の削除の背後に、例へば軍刑法第八十六條との關聯を否定せんとするが如き何等かの特殊なる意圖が潜むものと推定することは出來ない。それは、普通刑法の施行後、右の削除の代りに、軍刑法を前者に適應せしめんことを何人も口にしなかつたことに徴しても明かであ

る。併し乍ら此の指示の削除は遺憾とせられなければならない。何となれば、これまでの發展の意味よりすれば、軍刑法第八十六條に此の主位的意義が向後も亦歸屬することを至當とするが故である。そののみならず同條は明かに謂はゞ、第二百三十三條其五Eに對する特別法を爲すものと謂ふことが出来る。併し乍ら他方に於て、通常刑法は軍刑法に對して、より若き法律となるべく、隨つて軍刑法第八十六條の爲めに有利なる留保が存せざる限り、かの『新法は舊法を廢棄す』(Lex posteriori derogat priori)の原則に従ひ、優位は何處までも第二百三十三條其五Eに歸屬しなければならない。それ故に軍刑法第八十六條が問諜行爲に關する限り、同條は、現状よりすれば、より狭き範圍を有する規範として、非軍人に對する効力が疑問とならなければならぬ。然るに第二百三十三條其五Eの中に『軍刑法第八十六條ハ之ヲ留保ス』と謳つて置けば、此の不明瞭は極めて簡單に除去せられ得たであらう。第二百三十三條其五Eの體裁は、下院に於て更に他の一疑義の動機となつた。即ち稍々漠然たる語句『スイス國ノ不利益ト爲ルベキ』云々が、場合に依りては第二百六十五條Eを無用の贅物と化せしむることがあり得るといふことである。蓋し第二百六十五條Eに於て把握せらるゝ國際的問諜行爲も亦、單にそれがスイス國の利益に牴觸し、さうして同様に『外國ノ利益ノ爲メニ』行はるゝといふ理由のみを以て刑罰に附せらるゝものなるが故である。併し乍ら此の第二百六十五條Eは、體系論の理由よりして存續せられた(14)、さうして今日では當分の間略ぼ決定的なるものと看做すべき左の如き文言と爲つて居る。

#### 『外國ニ對スル情報勤務

スイス國ノ領土内ニ於テ一外國ノ爲メニ他ノ一外國ノ不利益ト爲ルベキ軍事的情報勤務ヲ行ヒ又ハ斯カル勤務ヲ施設スル者

斯カル勤務ノ爲ニ人員ヲ募集シ又ハ之ニ援助ヲ與フル者ハ禁錮又ハ罰金ニ處ス。

通信及材料ハ之ヲ沒收ス』

(14) 後出二二頁、第四條Eに關する敘述參照。

併し乍ら、第二百三十三條其五と第二百六十五條Eとの間に生ずることがあり得る、不純正なる法律競合は、刑の威嚇が兩條に於て同一であり、且つ兩者に對しても同一の總則が適用せらるゝが故に、實際上の問題とするに足らない。

上院は、一九三六年春の會期に於て、下院の制定したる此の防諜規定は、あらゆる部分に於て賛成した、さうして第三百三十四條E(15)も亦、一九二九年以降、復た何等の變更も見なかつた以上、スイス聯邦刑法草案の埒内に於ける軍事的情報防止立法の成立過程は、茲に結末に到達したものと推定することを得るであらう。

(15) 前出一八六頁及一九二頁參照。

但し敘述の完全を期せんが爲め、尙ほ第二百三十一條其二Eを一言しなければならぬ。これは本來主として政治的犯罪を捕捉するものではあるが(16)、併し其の適用範圍は、一九三五年晚秋下院に

依りて、更に第二百三十三條にも延長せられた。同條は其の效力に於て豫備行爲の處罰に歸着し軍刑法第九十九條(17)に於て一箇の相似物を有するものである。當時議會委員會の過半数は、勿論、第二百三十三條其五E其自身が既に其の文言に依りて、あらゆる豫備行爲を犯罪と斷定して居るとの意見を代表したが、併し少数派は之に反對して、斯種の材料に於ける法律は、實際に現はるゝ事件の多趣多様なるに鑑み、一方に於ては十分なる明確さを以て構成せられなければならず、同時に他方に於て一の缺陷をも放任することを容さない。又、第二百三十三條其五E及若干の他の條項は、主として個人を目標とするに反し、第二百三十一條其二是多數人の徒黨陰謀を衝かんとするものであるが故に兩者は併存すべきであるといふことを指摘した。此の見解に對しては、毫も有力なる反駁が提出せられ得なかつた——即ち之に依つて精々もう一度不純正なる法律競合の源泉が造り出されたといふに止まり、しかもそれは缺陷の未必の放任に優ること萬々であるとせられた——が故に、下院は其の委員會の少数派に與した、さうして、同條の發議者であつた上院も、同様に之を承認することを宣言した。

(16) 第二百三十一條其二Eの成立經過については、後出第十五節二三三頁以下参照。

(17) 軍刑法第九十九條、

『軍紀ノ壞亂』

軍紀ヲ壞亂スルコト特ニ兵役義務者ヲ誘導又ハ誘惑シテ軍令不服、兵役侵害、兵役忌避又ハ逃亡ノ罪ヲ犯サシムルコトヲ目的トスル黨與又ハ之レヲ其ノ行爲ノ方針トスル黨與ヲ結ブ者

知リテ斯カル黨與ニ參加シ又ハ其ノ努力ニ關與スル者

新カル黨與ノ結成ヲ慫慂シ又ハ其ノ指揮ヲ遵奉スル者ハ

禁錮ニ處ス』

軍事的間諜行爲は、右の外全然特殊なる一方向に於て、即ち『一九〇四年六月二四日傳書鳩飼養及使用ノ監督ニ關スル聯邦法律』(Bundesgesetz betreffend die Überwachung der Einführung und Verwendung von Briefauben vom 24. Juni 1904)に於て、刑法的障壁に逢着する。同法に於て、一切の傳書鳩事業に關する統制がスイス軍事官廳に委任せられて居り、就中第三條は『スイス國ト外國トノ間ヲ往來スル傳書鳩ノ訓練ハ之ヲ禁止ス。スイス陸軍局ハ國內ニ於ケル訓練カスイスノ國又ハ軍ノ利益ニ反スル場合ニハ亦之ヲ禁止スル權限ヲ有ス』と規定して居る。更に第四條に於て、未遂に對しても亦、一〇乃至二〇〇フランの罰金を表示する刑罰を適用して居る。此の外、規定違反と認められたる傳書鳩は沒收せられ、又スイス國の領土内に於て發見せられたる傳書鳩は殺される。戦時には軍事官廳は尙ほ此以外の特別規定を發布することを得る。

一定の區間に於ける傳書鳩の飛翔習熟は、信賴すべき報道傳達の準備に對する重要な一手段である。此の傳達は、三〇—五〇キロメートル時の平均速度を有する鳩一羽に對して一〇〇〇キロメートルまでの最高業績に達する、隨つてそれは主として間諜行爲を目標として奨勵せられて居る。同様な法律は、例へばフランス(18)、及、就中、傳書鳩飼養(20)の發祥地たるベルギー(19)等の諸國

にも施行せられて居る。

(18) 一九二七年二月一八日傳書鳩訓練及使用取締ニ關スル法律(Loi du 18 février 1927, portant réglementation de la colombophilie et utilisation des pigeons voyageurs.)

(19) 軍用鳩ノ保護並間諜行爲ニ對スル鳩使用ノ禁止ニ關スル法律(Loi sur la protection des pigeons militaires et la répression de l'emploi des pigeons pour l'espionnage)(一九二三年發布)。

(20) 一九二六年、ポニーメン州ハイダ市發刊 Erich Knesche: Die Brieftaube. 參照。

### 第十三節 軍事的間諜行爲に關する現行法

前節に於て述べたるが如く、軍事的間諜行爲に對するスイス法律の現在效力を有する罰則は、軍刑法(Militärstrafgesetz)第八十六條及第九十三條、竝に、防諜法(Sitzelgesetz)(1)第三條に於て見出される。

(1) 法律條文については篇末追録二八八頁及二八九頁參照。

以下、詳細なる説明は前記三箇の規定に限つたのは、其の他の諸規定が大體として單に間諜行爲の伴生現象を捕捉し得るに過ぎざるものなるが故に、意識して之を省略したのである。此等の諸規定の中特に注意すべきものは、前に擧げたる傳書鳩法竝に軍刑法第六六條(2)である。

(2) 軍刑法第六六條『軍事上ノ秘密ノ侵害。』

國防ノ見地ヨリ秘密ニ附スル目的物ヲ故意ニ違法ニ收得、模寫又ハ複製スル者ハ五年以下ノ懲役又ハ禁錮ニ處ス  
戰時ニ在リテハ刑ハ懲役トス  
犯人ノ行爲過失ニ因リタルトキハ刑ハ禁錮又ハ罰金トス

本條は、第三項を削除したるのみにて、原文の儘、一九三六年二月七日附『公共ノ秩序ノ保護ヲ目的トスル聯邦決定草案』(Entwurf eines Bundesgesetzes zum Schutz der öffentlichen Ordnung) vom 7. Dezember 1936)の中に採入れられた。(但し同草案は、目下のところ尙ほ未だ兩院の委員會の審議の域を脱して居ない)其の適用範圍は現行規則に依れば、軍刑法第三條に依り『聯邦政府カ適用ヲ決定スル場合及其ノ限ニ於テ』現役中は、現今既に非軍人に延長せられ得る。

此の第六六條は、之を本來の間諜行爲條項と看做すことを得ない。それは同條に依つて刑罰に附せらるゝ行爲が犯罪と認めらるゝ爲めには必ずしも一定の意圖を以て行はるゝことを要しないからである。即ち獨り間諜者のみならず、單なる好奇者又は其の他、其自體として何等禍心を包藏せざる者も亦、此の規定の適用を受くるが故である。換言すれば、本條は、犯人の特性の如何を問はずして、單に極めて一般的に或種の軍事上重要な目的物を、任意承知者の範圍外に知らるゝことより保護することを目的とするものなるが故である。間諜行爲犯罪の觀點よりすれば、本條が、其の真正なる意圖の那邊に在るかを尙ほ一層究明することを要する人物を刑罰的に捕捉訊問せんが爲めの貴重なる法律的把手を提供するものであることは謂ふまでも無い。それは、間諜行爲の場合にも、其の他の方向を有する場合にも等しく適用せられ得るものである。

次に、現行法の物的適用範圍に關しては、軍刑法第八十六條の體裁は、狭きに過ぐると謂はなければ

ばならない。即ち既に述べたるが如く同條は、單に軍事上の秘密を捕捉するに止まり、知られざる事實といふ、實際に於てそれよりも遙かに廣汎なる範疇を捕捉しないからである。この事は、現在の法律學が未だ軍事上の秘密といふことの明瞭にして萬人に承認せられたる概念を有せず、随つて或る具體の場合に、果して軍事上の秘密が侵害せられたりや否やを決定することを、場合に依りて或は單一の裁判長に、或は豫審判事に、時としては亦鑑定人に委ねなければならぬ状態であるだけに、一層遺憾としなければならぬ。さうして假にそれが軍事上の秘密の侵害であると斷定せられた場合に、今度は僅々數人の判事の合一議體が、斯くの如き明確なる準繩が痛切に必要なべき事件に於て、終局的判決を下さなければならぬのである(3)。秘密の概念は、間諜行為の目的の概念に比して其の包括する範圍が遙かに狭きが故に、孰れの裁判所も、自然の傾向として、軍刑法第八十六條に於ける秘密概念の能ふ限り廣き解釋に依りて此の懸隔縮小せんと努むるであらう。併し乍ら斯くては、ドイツ大審院の慣行に於て之を見るが如く、甚大なる法の不安固が之より發生する危険は殆んど避け得ないであらう。

(3) 之に關しは *Allgem. Schweiz. Militärzeitung* 誌一九三六年卷四五七頁以下所載、Nägeli: Die Wahrung des militärischen Geheimnisse 參照。

非軍人に對しては、若し其の犯罪が軍刑法第八十六條の餘りに狭き文言の故を以て同條に依り捕捉せられ得ざる場合には、防諜者第三條が補充的規定として其の缺陷を補ふことを指摘することが出來

る。併し乍ら此の場合に看過すべからざることは、第一の條項につきては軍事裁判所、第二の條項につきては普通裁判所に管轄權があること、随つて實際上より觀て二箇の訴訟手続を行ふことを意味するといふことである。即ち例へば豫審判事が其の事件につきて秘密の性質を肯定したるに反し、軍事裁判所は之を否定し、さうして軍刑法第八十六條に基きて判決を見合はさなければならぬといがふ如き場合が少くなくからである。同一の例よりして亦、『通常市民』の間諜行為犯罪を軍刑法第八十六條に包攝せんとすることが、今日に於ては最も拙劣なる解決であることも明瞭である。それは主たる法律規定を之を補充する從たる缺陷充填物(防諜法第三條)とが同一の裁判所に依つて適用せられ得ないからである。

之に反して、如何なる場合にも軍刑法の適用を受くべき犯人が軍刑法第八十六條に對する過失の故を以て裁判せらるゝ場合には、斯かる被告人に對して防諜法の適用は問題と爲り得ざるが故に、犯罪目的物の秘密の性質の判斷が被告の有罪又は無罪に對して決定的である(4)。

(4) 後出二〇五頁參照。

吾人は之に依つて既に、人的適用範圍の領域に到達した。さうして次の如く斷言することが出來る。即ち、非軍人に對しては、彼等の間諜行為がスイス國を目標とすると、外國を目標とするを問はず、軍刑法第八十六條と防諜法第三條との兩者に依つて剩すところ無く捕捉せられ得るが故に、之が防遏は十分なる範圍に於て有效である。之に反して軍人(竝に常に軍刑法の適用の下に在る其の他

の凡ての者)に關しては、之に該當する軍刑法第八十六及第九十三の兩條の文言よりして、斯かる者は、外國を目標とする間諜行爲に對しては常に捕捉せられ得るが、之に反してスイス國を目標とする間諜行爲に對しては、單にそれが祕密の性質を有する目的物に關係する限に於てのみ捕捉せられ得るといふ奇異なる状態が生ずる。若し吾人が、軍事の間諜行爲に於て如何に顯著なる役割を地理的事情が勤むるか、竝に、或る演習の系統的の研究よりして如何に多くの事が察知せられ得るかといふことを想起するならば、吾人は、祕密といふことの科學的概念を固守する限り、吾國に對する間諜行爲の、十中八九が軍刑法第八十六條に引懸らないことを直下に看取しなければならぬ！此の不満足なる状態を匡正せんが爲め、人は往々にして、軍刑法第七條を文字通りに解釋することに依つて援助を得んとする誘惑に陥り易い。同條の文言は次の如くである。

『通常刑法ノ效力。』

軍刑法ノ適用ヲ受クベキ者ハ本法に規定セサル犯罪ニ付キテハ通常刑法ノ適用ヲ受クルモノトス』併し乍ら此の規定の趣旨が、決して右に述べたるが如き諸種の事態を網羅せんと欲したるものにあらざることは言を俟たない。換言すれば、通常刑法は、特別法としての軍刑法が當初より最後まで全然觸るゝところ無き凡ての犯罪範疇(5)に對して一般的で效力を保留せんことを本分としたるものであることが明かである。然るに軍刑法第八十六條が、スイス國に對して向けらるゝ間諜行爲を刑罰に附せんが爲めに創造せられたものであることは、其の發生の歴史に照らして何等爾餘の説明を要しな

い、さうして同條が、軍刑法第九十三條と全然同一なる發展過程を採らなかつたことは、恐らく一に同條の實際適用が稀であつたことに因るものである。前節に於て述べたるが如く、既に世界大戰以前に於ても、最初に刑法的追究の提議の動機と爲つたものは、スイス國を目標とせざる間諜行爲であつた、さうして大戰中も、斯種の間諜の方が、スイス國を目標とする間諜行爲に比して壓倒的に重要な役割を演じた、隨つて後者が常にさまで重要視せられたことは毫も異とするに足らないのである。加之、軍刑法第九十三條其自身も亦、其の最初の文言(一九一四年四月、フーバー・クロイナウエル案第二百二十二條其四)に於ては、單に軍事上の祕密といふことを云爲するに止まつた、さうして此の文言がスイスのあらゆる防諜條項の原形と看做され得るのである。此の祕密といふ語が間も無く、既に一九一四年八月六日附命令第五條に於て削除せられたことは、明かに此の規定の物的適用範圍を擴大せんとする努力に基づくものではなく、主として、然らざればスイス國の裁判所が外國の軍事上の目的物について祕密性質のものなりや否やを判断しなければならなかつたことの面倒を避けんとする趣旨に出でたるものであつた。かくして軍刑法第九十三條が、謂はば不知不識の裡に一層好く現實に適合するものとなり、之に反して軍刑法第八十六條については、其の原形の文言を變更すべき類似の動機は存在しなかつた、さうして人々はいづれにしても間諜行爲構成要件を十分に捕捉し得たものと考へた。即ち第八十六條が軍刑法の間諜條項からんと欲するものであることは毫も疑を容れない。隨つて軍刑法第七條を正當に解釋すれば、單に或る間諜行爲構成要件が、餘りに狭き文言を有する軍刑



法第八十六條に依つて捕捉せられ得ざるの故のみを以て、刑罰を之に科することが出来ない場合に、之を適用するものとするは中つて居ない。随つて防諜法第三條を軍人に適用せんとすることは、法律の適切妥當なる運用の見地よりして之を否定しなければならぬ(6)。

(5) 軍刑法が全然觸れざる犯罪とは、例へば、破産及差押に關する犯罪、信用毀損、暴利、選挙に關する犯罪、貨幣偽造、宗教上の犯罪、兒童の遺棄、血族婚姻等である。

(6) 但し、軍務に於て軍法會議判士長の職に在る教授フェニンガー氏の筆者に告げたとくろに據れば、軍事裁判所は、軍刑法と各州の通常刑法との矛盾より生ずる困難を處理せんが爲め往々にして軍刑法第七條の文字的解釋を採ることがあるとのことである。

防諜法は、人的適用範圍に關して、軍刑法との間に、尙ほ他の一箇の不一致を現前せしめた。此の不一致は、通常刑法草案が他日效力を生ずべき場合にも依然として消滅しないであらう。何となればそれは當初より軍刑法の中に根源を有したるものなるが故である。軍刑法第四條に據り、現行規定の文言に從つて軍刑法第九十三條は戰時(7)に於て非軍人に對しても亦效力を生じ、之に反して、後日草案第二百六十五條に依つて代へらるべき防諜法第三條は、謂ふまでもなく、戰時と平時とを問はず、常に同一の非軍人に對して適用するものである。それ故に軍刑法と通常刑法との間に、聯邦政府が『戰時』の状態を宣言すると同時に、原則的には避け得べき衝突——これは不純正なる法律競合と混同してはならない——が必然的に生じ、その場合、孰れの法律に優先權が歸屬すべきかに關する批判標準が毫も存在しない。そこで軍刑法第四條に於ける軍刑法第九十三條の指示は、戰時に於ても亦實際に軍刑法第九十三條に通常刑法に對する優先が許容せらるゝにあらざれば、全然意味を爲さな

しといふことより考ふれば、軍刑法に優先權があると認めらるゝであらう。併し乍ら通常刑法は兩者の中のより新しき法律であり、随つて彼自身の側に優先權を要求する權利がある。更に客觀的構成要件も亦、双方に於て——但だ軍刑法が豫備行爲を捕捉せざる點を除き——全然同一なるが故に、之を假りて援とすることが出来ない。此の衝突は、單に兩法律に對する訴訟手續の道が異つて居るが故にのみ厄介であるのではない。刑罰威嚇も亦兩者に於て一致しないからである。即ち防諜法第三條は禁錮、又草案第二百六十五條は禁錮又は罰金を以て威嚇するに反し、軍刑法第九十三條に於ける威嚇は、條件を定めざる構成要件につきては、なるほど草案第二百六十五條と——但し防諜法第三條とは然らず——一致して居るが、『重大ナル場合ニ於テ』軍刑法第九十三條は、懲役、即ち公民的名譽を剝奪する刑罰を言渡す可能性を豫見して居ること、是である。

(7) 軍刑法第五條に依り、聯邦政府は既に、『急迫セル戰爭ノ危險ノ場合ニ』即ち就中對戰動員の時に對して『戰時』に關する諸規定の適用を決定することを得る。

何物を以て重大なる場合と解釋すべきかは法文其物よりして斷定することが出来ない。併し乍ら、スイス國が戰爭状態若くは少くとも直接急迫せる危険の時期に在るといふ單なる事實が既に犯罪を其他の場合に於けるよりも重大なるものを認めしむるであらうことは容易に看取せられる。さうして犯人がスイス國人たることも亦、疑も無く天秤皿を不利益なる側に傾けるであらう。刑罰範圍に於ける此の相違が具體的に效力を發揮する可能性は、随つて特にスイス國民に取つて存在する。それ故に

此の點を明確ならしむことが極めて望ましい。惟ふに可能なる解決は、軍刑法第九十三條を全然軍人にのみ限定することに存するであらう。

最後に、地域的適用範圍に關しては、軍刑法第九條(8)、防諜法第五條(9)、隨つて將來に於ては草案第四條(10)が規準となつて居る。此等の條項に従へば一般に外國に於ける行爲も亦、刑罰に附せられる。此の場合に、軍刑法の規定は、夫れが總則の中に在り、隨つて各論編に於て別段の規定が特記せられざる限に於てのみ效力を有するが故に、何等の困難をも誘起しない、この事は就中、單に『スイス國ノ領土内ニ』於てのみ效力を有すべき軍刑法第九十三條に該當することであり、さうして斯種の國際間諜行爲に對して、亦論理上極めて當然のことでもある。

(8) 軍刑法第九條、『地域上ノ效力』

本法ニ依リスイス國ニ於テ行ハレタル犯罪及外國ニ於テ行ハレタル犯罪ヲ處斷ス

外國ニ於ケル行爲ニ因リテ發生シタル自由刑ハ之ヲ通算ス

(9) 防諜法第五條正文に關しては、追録二九〇頁參照。

(10) 草案第四條の正文は、後出二二二頁參照。

然るに防諜法第五條は之と趣を異にする。同條は防諜法第三條に對し、文言より見れば一箇の解くべからざる矛盾に陥つて居るものである(11)。如何となれば、第三條が明言的に屬地主義を強調するに反し、第五條は本法全體に對して、外國に於ける行爲をも犯罪と看做すものなるが故である。此の場合に吾人は此の第五條に對し、軍刑法第九條に對するが如く單に總則篇の一規範の意義のみを與へ

具體的なる場合に於ける第三條の如き特殊規範に優先權を讓るべきものであるとする事は出來ない。蓋し第五條は軍事的情報勤務といふことを明言的に表示して居り、隨つて之を自己の適用範圍の中に包含せんと欲したるが故である。之よりして看取し得るが如く、同條は就中スイス國に對する間諜行爲を、それが外國に於て行はるゝ場合に於ても訴追し得んことを欲したものであつて、それは同様に軍刑法に於ては第八十六條に對して規定せられて居り、且つ亦、殆んど自明なる一處分と解釋せられなければならないところのものである。

(11) Title ■ 一四頁、Header ■ 二一八頁參照。

此の矛盾は、一部は防諜法第五條の成立の由來よりして説明せられ得るものである。元來第五條は、本法に對する聯邦政府草案の中に尙ほ未だ含まれて居なかつた。全法律は主としてスイス領土内に於ける行爲の處罰のみを豫見した、さうして單に、『經濟的』情報勤務に關する現在の防諜法第四條に第二號として一の例外を設け、外國に於て行はれたる行爲をも、それが内國の或る營業又は經營の秘密を目標としたる場合には刑罰に附せんことを欲したに過ぎなかつた、この事は、例へば外國に於て一間諜者が或るスイス國商社の出張員の文書よりして、其の商社の營業秘密の知識を取得することに成功したる場合等に於て考へ得らるゝことであつた(12)。

(12) 但し尙ほ後出二三八頁參照。

併し乍ら議會の下院は其の審議に於て次の如く全然正當なる立場を主張した。それは、苟もスイス

國を目標としたる間諜行爲たる以上、それが經濟的性質なると政治的性質なると、將た又軍事的性質なるとを問はず、外國に於ける行爲なる場合と雖も當然之を刑罰に附すべきであるといふに在つた。隨つて下院は防諜法第四條の第二號を削除し、その代りに、原則としては全法律に對し外國に於ける行爲にも刑罰の適用を受けしむる現在の第五條を挿入した。併し乍ら此の場合に、スイス國として之を罰することに何等の利益をも有せざる在外行爲は、依然として尙ほ之を例外として擧ぐる事が當然であつた。例へばそれが防諜法第一條（或ル外國ノ爲メニ禁ル職務行爲——*botene Amtshandlungen für einen fremden Staat*——）に在つて當初より自明であつた如くである。軍事的間諜行爲に關しては、軍刑法第九十三條と一致して、論理上、スイス國外に於て諸外國が相互の間に行ふ間諜行爲も亦、防諜法第五條に對する例外として擧げらるゝことが至當であつたが、併し法律條項文に於ては斯かる間諜行爲は單に、之に依りて『スイス國ノ所屬者又ハ居住者カ損害ヲ蒙ラサル』限りに於てのみ刑罰の追究より除外せらるゝことと爲つて居る。

防諜法第三條と同第五條との間に於ける矛盾は、第三條の『スイス國ノ領土内ニ於テ』の字句を抹消することに依つて、其の意味よりするも將た又文法的には解決せられ得るであらう。併し乍ら斯くても尙ほ依然として未解決のまゝに残る疑問は、立法者がスイス國外に於て諸外國相互間に行はるゝ軍事的間諜行爲に依るスイス國の所屬者又は居住者の損害と觀念するであらうところのものは果して何ぞやといふことである。此の場合に若し問題が、今日に在りては往々にして亦個人に對し其の政治

的信念に關して鋒先を向くる政治的間諜行爲であるならば、或るスイス國民の損害、若くはスイス國外に在る外國人にしてスイス國居住者たる者の損害いふことも亦、容易に考へ得らるゝであらう(13)。之に反して、必然的に全體としての或る國家、しかも當面の場合に於ては、スイス國以外の國家を目標とする軍事的間諜行爲に因る斯かる損害といふものを想起することは、孰れにしても極めて困難である。兎に角、議會の審議速記録よりしては、之に關する具體の場合の例示を見ることが出来ない、さうして世人は此の點に於て立法者の一箇の不注意に因る過失を推定することに傾いて居る。吾人の觀るところを以てすれば、防諜法第五條は、若しそれが『外國ニ於テ行ハル、行爲ハ外國ノ不利益トナルヘキ軍事的情報勤務ヲ除キテ本決定ノ罰則ノ適用ヲ受ク』といふ文言であつたならば、十二分に其の目的を達するであらう。

(13) 但し後出二三頁參照。

尙ほ最後に、概念の明瞭を期せんが爲め指摘せられなければならないことは、間諜行爲が、情報手段としての其の性質上よりして、其自體としては、加害(*Schuldigen*)を意味せず、それは概念的には單に一箇の危険犯罪(*Gefährdungskelikt*)に過ぎな<sup>ス</sup>ことである。

第五條を防諜法に挿入したるが爲め、軍事的間諜行爲の場合に心ならずも生じたる混亂は、防諜法の諸規定が刑法草案の中へ編入せられたる方法様式(14)に依りて、將來に對しては殆んど匡正せられて居る。此の關係に於て草案第二百三十三條其五に關する草案第四條は、議會の取扱に據れば次の如

き文言となつて居る。

『外國ニ於テ本法第十三章ノ規定ニ依リ罰スヘキ國又ハ國防ニ對スル重罪又ハ輕罪ヲ行ヒタル者ハスイス國法律ノ適用ヲ受ク』

第二項(略)……』

(草案第二百六十五條は第十七章に含まれて居り、随つて草案第四條と沒交渉である)。

(14) 前出一九三頁以下參照。

解釋學的關係に於て、之と關聯して興味あるものは、何人が現行法上、犯人として今吾人が論じつつある法律規定の下に屬するか、換言すれば、最早、本來固有の間諜行爲の犯罪構成要件に屬せざる行爲が、間諜行爲との關聯に於て果して存在するか否か、存在するとすれば如何なる行爲なりやが問題である。

此の問題は、先に他の意味に於て餘りに狭き體裁を有するものと批判せられたる軍刑法第八十六條の適用を受くる犯罪なる場合に、就中意義を帯びて來る。即ち其の一項の文言『探知スル……者ハ……ニ處ス』に依りて同條は、一義的に専ら直接能動的間諜のみを捕捉し、更に第二更の文言『知ラシメ又ハ接近可能ナラシムル……者ハ……ニ處ス』に依りては、専ら受動的間諜行爲のみを捕捉するものである。然るに之に比して遜色無く重大なる間接能動間諜行爲が、軍刑法第八十六條に依つて捕捉せられないことは一大缺陷と謂はなければならぬ、それは既に、繰返して指摘したるが

如く、今日に在りては此の最後の形式も亦、間諜組織の全成的構成部分の中に算へられなければならぬからである。之と對應するドイツ法律の文言に關し、スイス國軍刑法第八十六條の場合に適合するものと同一なる缺陷に直面したるドイツ大審院は、例へば、専ら外國に於のみ行動する間接間諜者をも『國內犯人』として捕捉することを得んが爲めに、直接間諜者と間接間諜者との間に共同正犯性(Mittäterschaft)あるものと推定することに依つて此の缺陷を補はんとした(15)。併し乍ら斯の如き想定は直接間諜行爲と間接間諜行爲との明瞭に區別せられ得る概念と相容れず、假令それが實地の要求に合すること多いとは謂へ、學問の立場よりして否定せられなければならないものである。

(15) ドイツ大審院判決集刑事事篇第一三卷三三九頁、並に Faschich 五頁參照。

さればとて間接間諜者が、無罪にして終ることはない。如何となれば彼は通則として故意に犯罪行爲の成功に寄與する者なるが故である。併し乍ら『正犯人』即ち、直接間諜者に對する間接間諜者の地位については、彼が全體の間諜行爲の遂行の爲めに主要なる者を寄與するか、若くは又、單に第二位的なる『送達』勤務を行ふことを要するかに從つて二箇の資格の區別がある。後者は直接間諜者が全行爲の活力(Spiritus rector)であり、随つて本來の危険人物である場合に常に見る事實である。法律は此の場合に其の狭きに失する體裁に拘はらず、彼に於て適切なる人物を捕捉し、之を犯行不能化せしむると共に、彼に依つて操縦支持せらるゝ間諜行爲勤務の全部をも頓挫せしむることが出来る。間接間諜者は、斯かる事態に在りては、刑法的意味より觀て、寧ろ單に直接間諜者の幫助者

(從犯人—*Teilnehmer*)たるに過ぎず、

随つて主犯人よりも寛大に處罰せられ得る(軍刑法第二十三條)。さうしてこれは現實とも完全に合致する所以である。それ故に法律は斯かる場合に必しも無條件に不備と感ぜらるゝことを要しない。

併し乍ら、間諜行爲の重心が間接間諜者に在ると同時に、事態は別箇の光を帯びて現はれる。此の場合に於ても亦、法律の正文に従へば、單に直接間諜者のみが『正犯人』として捕捉せられ得るに過ぎない。さうして若し斯かる事情に在りても亦、間接間諜者が刑法的意味に於ける幫助者(從犯人)と目せられ得るに過ぎないならば、それは孰れにしても甚だ中らないと感ぜられなければならぬであらう。それよりも寧ろ、彼は直接間諜者の教唆者(*Anstifter*)と看做すならば、彼の地位は遙かに適切に特徴づけられ得るであらう。蓋し實際上、通則として彼が直接間諜者の委任者なるべきが故である。軍刑法第二十二條に據れば、教唆者は『故意ノ行爲ニ對スル刑罰ヲ以テ之ヲ論ス』ることになつて居る。随つて人が間接間諜者を『正犯人』と看做さんと欲するか、將又單に『教唆者』とのみ看做さんと欲するかは、一應は問ふところにあらざるが如く見ゆるかも知れない。如何となれば双方に對して同一の刑罰を科することを得、随つて法律正文の狹隘なる體裁も、一見して何等の實際的不便なかるべきが故である。

併し乍ら吾人は、間諜行爲が、一箇の謂はゞ『無形なる』犯罪であり、それが大多數の他の犯罪に於けるが如く主として何等かの侵害せられたる目的物を眼前に見出だすが故に罪跡を發見し、さうし

て此の目的物より出發して犯人の足跡を追究し、斯くして通常の場合には先づ第一に眞の犯人、即ち直接間諜者に逢着するものではないといふことを忘れてはならない。寧ろ、或る間諜組織が其の無數の絲の相合するところ、換言すれば間接間諜者が本據を構へて居るところの場所に於て發見せられ、しかも直接間諜者の唯だの一人をも捕ふることに成功しない場合も亦、屢々現はれる。間接間諜者を以て、單に教唆者若くは幫助者に過ぎずとする觀念は、之に依つて倒壞する。といふのは、斯かる形相は刑法的意味に於て必然的に一個の正犯人を前提として、正犯人の存在が少くとも證明せらるゝにあらざれば、教唆者又は幫助者の可罰性の前提が與へられないからである。間接間諜者を放置して顧みざる凡ての間諜法の缺陷性が之に依つて特に明瞭に眼に映ずる。如何となれば、間接間諜者も亦、『正犯人』として捕捉せられ得る場合に於てのみ、彼の處罰が常に保證せらるゝが故である。

吾人は既に總論篇に於て、若し間諜犯罪が『情報勤務を行ふ』(*Nachrichtendienst betreiben*)といふ語句を以て表現せらるゝならば、容易に之を實現し得ることを指示した(16)。即ち此の語句は、直接間諜行爲及間接能動的間諜と同時に亦、受動的間諜行爲をも包含するが故である。随つて軍刑法第九十三條及防諜法第三條は、苟も存在する間諜組織を其のあらゆる發現形式に於て把握することを得るが故に、此の意味に於て古典的防諜條項と稱することを得るものである。兩條は明言的に、援助を與ふること(*Vorschnb leisten*)をも亦、犯罪構成要件として掲げて居り、随つて下位の助手と雖も彼等が苟も故意に行爲するや否や、直に刑法の意味に於て正犯人と爲るのである。

(16) 前出一五七頁參照。

併し乍ら間諜行爲に對する闘争を有效ならしめんが爲には、單に既存の情報組織を事とするのみを以て能事畢るとしてはならない。立法は、初めて方に起生せんとする間諜組織が発見せられたる場合に於て既に逸早く刑法的に干渉すべき手掛りをも國家に提供しなければならぬ。換言すれば、犯罪構成要件の中に豫備行爲を包括することも亦、間諜行爲に對する有效なる刑法の一部を爲すものである。

此の觀念を實際に於て貫徹せんとする努力は、スイスに於て既に世界大戦中にも活潑であつたが、併し同時に軍事裁判所及聯邦刑事裁判所の裁判は、往々にして一九一四年八月六日命令の文言を超越した(17)。如何となれば同命令は、今日も尙ほ軍刑法第九十三條に於て之を見るが如く、單に或る情報勤務を行ふこと(營み—Betreiben)のみに對して刑罰を科して居るからである。由來「Betreiben」の語は、一般的に、或る何時にても運轉し得る既成の装置又は機具の營業的利用、或る完全なる工場の運營(英語に謂はゆる「to run a factory」)若くは、間諜行爲の場合について觀れば、或る現存の組織の運用を意味し、之に反して「Einrichten」(「施設する」)とは、組織又は工場の新設、即ち新たに手段及道具の準備を整ふること(Bereitstellung)を意味する、これは經濟上、固定資本と運轉資本との區別に於て明瞭に表現せられて居る如くである。

(17) Penninger 一六〇頁參照

軍事破毀裁判所(Das Militärkassationsgericht)も亦、舊き一判決(18)に於て、間諜行爲委任に對する金錢の單なる收受は、尙ほ未だ「情報勤務を行ふ」といふ觀念に屬せずと宣告したが、既に其の後間もなく(19)に、實際上遺憾の點があるとは謂へ正しき此の立場を棄て、次の如く宣告した、「隨つて、スイス國領土に於て行はる、一切の行爲にして、(情報の)：收受又は送達を目標とするものは、スイス國の中立を危殆ならしむるが故に之を禁止す」云々。最も極端に趨つたものは、第三部の部裁判所(20)である。即ち其の主張に據れば一九一四年八月六日命令、特に其の第五條の目的は「スイス國土上に於ける情報勤務に關し、苟も偏黨と解釋せらる、惧ある若くは苟くも吾國の中立に對する信賴を危殆ならしむるの結果を生ずることあるべき一切の行爲を禁止するに在り」といふことであつた。

(18) MKG 一九一五年七月五日附判決。

(19) MKG 一九一五年一月一日附判決。

(20) 第三節(Die 3. Division)一九一六年一月一日附判決。

次いで、後來軍事裁判所に代つて斯種事件を管轄するに至つた聯邦刑事裁判所(Das Bundesstrafgericht)は、此の相當以上に廣義なる解釋に賛同し、幾度も反復して、情報勤務の施設、人員の募集、誘致、授旨(21)、甚しきは、間諜勤務の爲の人員取得の單なる企圖(未遂)をすら(22)、第五條に該當するものと宣告した。斯くして裁判の實際は、紛れも無く法律正文の域を踏み超えたが、併し固よりこれは當時政治的理由よりして辯護せられ得たる行動であつた。蓋し世界大戦中のスイス國の中立は極めて微妙にして犯され易き物であつたからである(23)。

(21) 1860 一九一六年七月二五日附ヴェスト一味事件判決、一九一六年七月二五日附コイト事件判決、一九一六年七月二六日附ローベンシュタイン一味事件判決、一九一六年一月一六日附オールゼン及ノヅラーツ事件判決及爾後の諸判決参照。

(22) 1860 一九一六年一月一七日のツールブリック一味判決、一九一七年一月二日のオエラー事件判決及爾後の諸判決参照。

(23) 一九一八年一月に於ける休戦状態の當時に尙ほ未だ開始せられなかつた二三の間諜事件手續が、聯邦刑事裁判所の起訴部に依つて却下せられた(一九一九年九月二四日、一九二〇年三月九日各判決)ことも亦、同様に政治的なる考慮に出づるものであつた。即ち、事件が特に重大なる場合は格別、さも無きときに其の追究がスイス國の中立保護の爲めに必要であると看做さるゝのは、隣接諸邦が尙ほ現實の交戦状態に在る間に限り、之に反して關係諸國相互が既に和平交渉に入り、夫れ々大赦發布を考慮するに至つた後は、今更斯かる追究は最早徒勞に過ぎないと考へられたからである。

軍刑法第九十三條に於て尙ほ未だ、豫備行爲が、本來の間諜行爲構成要件の中に含まれなかつたに反し、防諜法は此の最後の一步をも敢行した、即ち同法が獨り、情報勤務の實行 (Betreiben—營み) のみならず、其の施設 (Einrichten—目的に叶ふやうに形作り、秩序づくること) をも亦、犯罪の中に算へたること、竝に、寧ろ幫助者行爲に屬すること多き援助供與 (Vorschulstein) の外に、斯かる勤務の爲めの人員募集 (Anwerben)、即ち、一箇の他の典型的豫備行爲も亦、明言的に法律正文の中に掲げられて居ること、是である。

防諜法第三條——及之に對應して草案第二百三十三條其五及草案第二百六十五條——は斯くして吾人が當面の論議の目的として居る現行法の三種の法律規定の中、或る間諜組織を其機能に於て妨遏するのみならず、既に其の發生段階に於ける一切の方向に於て阻止するに適する唯一のものたることを

示して居る。

軍刑法第九十三條及防諜法に於て採用せられて居るが如き、間諜行爲の周到なる記述は、刑法的意味に於て元來は單に直接能動的間諜のみに對して其の責を問ふことを得べき、一切の未遂行爲をも、『情報勤務を行ふ』といふ概念の中に包含せらるゝものとして解釋することを正當化し得るであらう。それは、或る間諜行爲の目的の探知未遂も亦、全然『或る間諜組織ノ行爲』の埒内に含まるゝものなるが故である。孰れにしても斯かる解釋は亦、立法者の意思にも適合するものである。何となれば若し立法者が、未遂行爲を『情報勤務を行ふ』ことの構成要件其自體の中に含まるゝものと解釋しなかつたならば、決して獨り豫備行爲のみを犯罪構成要件として擧げなかつたであらうからである。

隨つて未遂行爲の特別なる觀察は、單に軍刑法第八十六條に關してのみ意義を有し得る。併し乍ら一般的に未行未遂 (unvollendeter Versuch) をも既行未遂と同様に有罪なりと宣告して居る軍刑法第十九條に據れば、未遂行爲も亦刑法的に捕捉可能である。之に反して軍刑法第八十六條及第九十三條の適用を受くる行爲に對する豫備行爲は、刑法的に捕捉せられ得ない(軍刑法第一條)。

尙ほ、情報勤務に於ける過失的共力について一言すべきものが残つて居る。既に述べたるが如く(24)、能動的間諜行爲も受動的間諜行爲も共に此の形式に於て發現する。併し乍ら法律上の規定は之に關して統一的でない。唯だ軍刑法第八十六條に於てのみ、過失に因る犯罪の處罰が豫見せられて居るに反して、軍刑法第九十三條及防諜法第三條は之に關して沈黙し、隨つて過失に因る行爲に適用せら

れ得ない（軍刑法第十五條及聯邦刑法第十一條）。

以上を總括して吾人は、問題と爲りたる法律規定につき次の如き概観を得る。即ち

防諜法第三條は、同第五條との矛盾を除き、一箇の有効なる防諜條項たるに相應はしきものである。但し更に尙ほ過失に因る犯罪をも包容することを可とする。

軍刑法第八十六條は、非軍人に對する其の効力が觀察せらるゝ限り、訴訟手續の道筋より見て、當然通常刑法に屬するものである、さうして一般にそれが防諜法第三條（隨つて、草案第二百三十三條其五）に對する情狀加重罪として、それに相應する加重刑を有するものと解釋せんと欲する場合のみ存續せらるべきものである（草案第二百三十三條其五に於ても亦、過失に因る犯罪を考慮に加ふることを至當とする）。

軍人に對する効力の點より見て軍刑法第八十六條の文言は餘りにも狭く、當然草案第二百三十三條其五を範として改正せらるべきである。

軍刑法第九十三條は、豫備行爲をも包容するやうに之を擴大すべきである、但し之を過失に因る犯罪に延長することは必しも切要としないであらう。之に反して其の戰時に於ける適用範圍をあらゆる非軍人に延長することは、防諜法の施行以來餘剩となり、加ふるに却つて混亂を生ぜしむるものと爲つて居る。

（24）前出六〇頁參照。

## 第五章 政治的間諜行爲

### 第十四節 政治的間諜行爲の本質

國際的間諜行爲と國內的間諜行爲との區別は、就中政治の領域に於て具體的に發現する。それは政治的鬭争が今日、悉く或る程度の激烈さと熱情性とを以て最も複雑多様な形式の裡に演ぜられつゝあるが故である。政治に於て最も重要な役割を演ずる者は、謂ふまでもなく法人と解釋せらるゝ國家である。戰爭を遂行し、隨つて亦政治的間諜行爲を營まなければならぬ者は、第一次的に國家である。尙も外交と高等政策との力の及ぶ限り、國家の目標は、それが特別なる關心を其の國家祕密に對して懷く他の諸國家に主として置かれる。併し乍ら其處には亦、國家の祕密といふことよりも尙ほ遙かに前進し、自家の領土的限界を遠く超越する種々なる計畫を抱藏し、其の勢力を世界支配にまで擴張せんことを夢想し、隨つて亦、大規模なる幾多の戰爭方法を以つて工作する國家も存在する。試み全世界に互るソヴェートロシアの活動に想到するならば、其處に他の國家に對し、宗教に對し思想を異にする政黨及團體に對し、更に進んで個人に對してすら、何人も此以上に周到完全なる場合を考へ得ざるが如き政治的鬭争の一幅の畫圖が眼前に展開する。之が爲めに第一次的に一箇の精緻を極むる情報勤務を必要とすることは、更めて説明を要しない。



此の政治的間諜行爲が自國內に演ぜらるゝ限り、それは勿論、國家自身の委任と利益とに於て行はるゝものであり、隨つて間諜行爲の刑法的概念に屬しない、之に反して政治的間諜行爲が外國に於て行はるゝと同時に、それは、それだけ一層激烈なる防遏に逢着する。それ故に孰れかの國家よりして行はるゝ凡ての政治的間諜行爲は、吾人の觀察の光に於ては國際的間諜行爲として現はれる。其の追求する目的は全然類似のものであるが、併し表面的には單に一政黨若くは政黨類似の組織に過ぎざるものより發するが如く假裝せられ、しかも此の政黨の政治的目標は往々にして國家のそれと殆んど同一なる場合に於ける間諜行爲も亦、之と同一範疇に屬するものである。

併し乍ら相異なる諸黨派間の間諜行爲は、勿論亦國內的性質をも帯びることがあり得る。さうして國家は此の場合に、斯かる團體の行動が國家の利益と背馳するや否や、直に干渉の手を揮ふであらう。國內の敵に對する斯種の鬭争に對して初めて周到なる法律的取締を加へたものは、主として國內的平和の保護(第一章)の爲めに發布せられたる、オーストリア一九三六年七月一日國家保護法(Das Staatsschutzgesetz vom 1. Juli 1936)である(1)。

(1) 國家保護法第一條、『……之(禁止を犯して設立せられたる團體)……情報傳達ヲ目的トスル交通手段又ハ施設ヲ裝備スル者ハ……處罰ス』(第十七條は之に基きて、情報勤務の實行に對し刑罰を科して居る)。

最後に尙ほ、個人相互間の政治的鬭争に關して一言しなければならぬ。此の鬭争は——人が動もすればかく推定せんとする傾あるが如き——個々の市民の私的事項に屬するものではなく、其の最も

重大なる發現形式、即ち選挙及投票の秘密の侵害に於ては、重大なる國家的利益に牴觸するものである。此の政治的秘密の侵害は、謂ふまでもなく國內的鬭争の範疇に屬する。ドイツは今日に至るまで尙ほ『投票間諜行爲』(Abstimmungsespionage)に對する何等の法律規定を有せず(2)、フランスは、漠然たる文言の一規定に於て單に『投票ノ秘密ノ侵害』(Violation du secret des votes)(3)に對し罰金を科するに過ぎざるに反して、オーストリアは夙に斯種の間諜行爲に對する抗争を開始した(4)。

(2) Julius Rosenthal: Über den reichsrechtlichen Schutz des Wahlgheimnisses Tübingen 1918 並し Filiz 七五頁、Sondernann 一三三頁、Seifert 一頁以下參照。

(3) 一九一四年三月三十一日改正一九一三年七月二九日法律。尙ほ Carrand 六一〇頁參照。

(4) 一九〇七年一月二六日法律。同法第一一條『秘密選挙ニ當リ故意ニ違法ノ手段ニ依リテ各選挙權者ノ投票ニ關スル知識ヲ取得シタル者ハ違警ノ罪ニ因リ一週間乃至三月ノ拘留ニ處ス』

スイス國は、人民投票の古典的國土であるだけに、斯の方向に於ける立法の最も完成せる構造は、此の國に於て容易に之を求め得るであらうと考へられるかも知れない。併し乍ら現行規定は、此の方向に於ける決定的因子と爲るものが、選挙の頻繁であるといふことではなく、投票の際に於ける心意状態であることを示して居る。即ち、斯かる法律規定を發布することは、單に若干の州に於てのみ其の必要あることが證明せられた。さうしてそれが殆んど例外無しに、専ら田園的諸州に於てのみ見らるゝ事實であることは、住民同志が個人的に熟知の間柄となつて居る、比較的狭小なる町村に於てのみ、各個人の政治的態度の掣肘の『必要』が存在すると考へらるゝことよりして説明せられる。

選挙の秘密が最も周到なる法律的保护を享有するとして擧ぐべきところは、恐らくアメリカ合衆國のオレゴン州であらう。此處では、記入済投票紙を他人に示すことすら刑罰を以て威嚇せられて居る(5)。

(5) 卷四七七頁。

以下に於ては、國內的間諜と國際的間諜とが各別に、精細なる觀察に附せらるゝであらう。

### 第十五節 國際政治的間諜行爲

#### 一、立法の發展

政治的領域に於ける間諜に關するスイス國立法の發達は、謂ふまでも無く一般的なる國內の安寧秩序の爲めの國家の鬭争と密接に結び着けられて居る。世界大戰に至るまでの時代に在つては、此の關係に於ける特別な法律的措施の必要が現はれなかつたに反し、大戰中には一軍事的領域に於けると同様に一吾がスイス國の中立性の利益の爲めに之を抑壓しなければならなかつたものとして最初に現はれたのは、第三國の不利益を目的とする間諜行爲であつた。之が抑壓の爲めには、一九一四年八月六日附聯邦政府命令(1)を援用し得た。それは同命令が、情報勤務の方向についての何等特別な指示無しに、極めて一般的に『情報勤務』を云爲したからである。但し實際裁判は當初より原則とし

て、同命令の標題に従ひ、此の場合の情報とは専ら、諸外國の戦争遂行に關係を有するものゝみを意味し得る(2)が、併し此の關係が單に間接に存在するに過ぎざるも尙ほ構成要件なるに足り、随つて情報が其自體として如何なる性質のものたるかは問ふところにあらずとする立場より出發して居た(3)。それ故に訴訟は亦頻々として政治的間諜行爲(4)をも捕捉し、同時に商業的間諜行爲が、ブラツク・リストの作成の爲めに一箇の特別な役割を勤めた(5)。

(1) 前出二八三頁以下參照。

(2) 一九一五年一月一日 MKG 判決、一九一六年三月三十一日 Terr.-Ger. 判決、一九一六年七月一日 Meyeren 及一味事件、一九一七年七月六日 Grevillot 及一味事件、(此の判決は一般的に『情報ノ供給ヲ受ケタル交戰國ノ戰時ニ於ケル利益ニ資スルコトヲ目的トスル情報』たる事を要すと宣告した)、一九一七年一月二十七日 Lang 及一味事件に於ける BSG 各判決、一九一八年五月四日 Div.-Ger. 6 b 判決。

(3) 一九一六年三月三十一日 Div.-Ger. 6 a 判決。

(4) 一九一六年七月一日 Silvius Meier 及一味事件に關する BSG 判決。

(5) 一九一七年七月一日 Albin 及一味事件、一九一七年一月二十七日 Lang 及一味事件、一九一八年一月十七日 Goldner 事件、一九一九年六月二十七日 Ott 及一味事件に關する BSG 各判決。

然るに大戰終局後に至り、スイス國に取りても亦、政治的不安の時代が到來した。さうして、斯かる場合に殆んど通則として外國の影響が其の間に介在して働いて居たこと、及就中、一八五三年の聯邦刑法が斯種の事態を捕捉し得なかつたことが明かにせられた。

之に對する人民の最初の反動として、一九二〇年中、謂はゆる『豫防拘留ニ關スル人民發議』(Die

Initiative—スイス國に於て人民が憲法の改正又は法律の議會に依る審議を要求する場合には通常の聯邦立法手段に依る外、選舉權を有する者五萬人以上の賛成を以て人民投票に依り之を行ふことが出来る。此の要求を爲す權利を、*Volksinitiative*—人民發議權——と稱し、之に依つて成立したる新法律を、*Die Initiative* と稱するのである——譯者補)が成立した。其の主たる目的は、危険と認めらるゝ分子を豫防的に拘留に附し、之に由つて犯行を不能ならしめんとするに在つた。併し乍ら此の法律的措置は當初より特別なる名案と看做されなかつた(6)、さうして聯邦政府は獨自の案として、一九二一年四月一日附教書に依り、聯邦刑法の改正を目的とする一改正法を議會に提出した。此の法律草案は爾來『ヘーベルリン法』(*Lex Hüberlin*)—ヘーベルリンは辯護士出身の政治家、一九一八年—一九一九年、スイス議會下院議長となり、一九二一年以來、聯邦政府の閣員、一九二六年及一九三一年の兩度、聯邦大統領に選ばれる——譯者補)の名稱の下に有名となつたが、それは、大逆罪、騷擾罪、革命等の如き一切の政治變革の企圖を防遏し、特に亦、單なる危険原因構成要件をも刑罰に附せんとするの目的を以て、刑法第二章第三節(聯邦刑法第四十五條乃至第五十一條其二)『憲法上ノ秩序及國內ノ安全ニ對スル罪』を、一層現代の事態に適合せしめんと欲するものであつた。但だ間諜行爲に對する直接規定は其の中に含まれて居なかつた。然るに此の法律草案が體系的抵抗に逢着したことは、既に議會に於ける審議が之を示して居た。即ち、密集堅陣を爲したる左翼諸黨は、通常の政治的儀禮と到底相容れざるが如き方法に於て、本法と其の立案者とに對し無限の妨害演説を以て襲ひかかつ

た。斯くして此の法律草案は、毫も其の本質と無關係に、國政當局と反國家分子との間に於ける政治的力試しの爲めに濫用せられた。但し兩院合同聯邦會議(*Die Bundesversammlung*)に於ては、市民黨の絶對多數を以て可決せられたが、之に反して人民に依つては、議會の審議の經過に對應し、反對派の策動に依りて生じたる宣傳の結果、一九二二年九月二四日、遂に拒否せられた。

(6) 一九二三年二月一八日、これは人民投票に於て壓倒的多數(一對八)を以て廢棄せられた。

斯くして此の材料に於ける此以上の立法企圖に對する見込は、當分の間甚だ不利と爲つた。併し乍ら政治的抗争は勿論、それに拘はらず依然として續行した。さうして之に對する有效なる刑法規定が皆無であつただけに、それは一層傍若無人に行はれた。次いで亦、種々なる新しき世界觀を代表したる外國の潮流に依る感化煽動の試も漸く顯著となつた、さうして之と共に個人に對する政治的間諜が特に激甚を加へたが、之に關しても聯邦刑法は同様に何等の效力を有しなかつた。但し、就中、スイス國に對する國際法違反行爲を取締らんとする聯邦刑法第三十九條を以て、間諜行爲の若干の伴生現象を捕捉することは勿論可能であつた。といふのは、當時往々にして外國の官吏がスイス國に在りて本來スイス國にのみ歸屬する警察機能の僭奪に歸着するが如き政治的監視を敢てしたことすら、幾度とも無く確認せられたからである。しかも或る具體的事件に於て、スイス聯邦刑事裁判所の檢事局は(7)、本條の餘りにも具體的ならざる文言の故を以て之れが適用を拒否したることすらあつた(8)。

(7) 一九三三年二月二日 *Firstnachter* 事件。

(8) 前出 Stampfli 著書、尙ほ前出一六三頁脚註(19)参照。

此の情勢に加ふるに、之れが鎮壓の爲め遂に數州より軍隊を出動せしむるの餘儀無きに至つた、一九三二年一月九日のヂュネーヴに於ける騷擾を見たことが動機と爲つて、茲に立法的方向に於ける新規の一前進を生じた。それは一九三三年四月中、下院に於けるヴァルター、上院に於けるベガンの同一趣旨の動議に依つて開始せられたものであつた。その結果として、聯邦政府は、聯邦議會に對し既に一九三三年五月八日、公共秩序の保護を目的とする聯邦法律に關する教書を送るに至つたが、同法は其後に出でたる防諜法と同様に、後日一般的普通刑法に收容せらるべきことが、當初より豫定せられたものであつた。

同法草案は、主としてフィルスターマッヘル事件に因つて起生を促がされ、且つ聯邦刑法第三十九條、並に之を模範として作られた草案第二百三十三條の諸缺點を除去せんことを目的とした一箇條、第五條を含んで居た。同條は、議會の審議に伴つた二三の些細なる變更を加へられたる後、次の如き文言と爲つた。

『一、許可無クスイス國領土内ニ於テ外國ノ名ニ於テ職權行爲ヲ行フ者、  
スイス國領土内ニ於テ外國政府又ハ外國官廳ノ利益ノ爲メニ個人又ハ政黨ノ政治的行動ニ關スル情  
報勤務ヲ行フ者、  
前段ノ勤務ノ爲メニ人員ヲ募集シ又ハ之ニ援助ヲ與フル者ハ

禁錮ニ處シ重大ナル場合ニハ懲役ニ處ス。

二、犯人カスイス國ノ内面的又ハ外面的安寧ヲ危クスルニ適スル行爲ヲ煽動シ又ハ虚偽ノ報道ヲ爲シタルトキハ、特別ナル刑罰加重ノ原由アルモノト看做ス。

三、外國人ハ前記ノ外凡テノ場合ニ於テ之ヲ追放ス』

内容的には、種々なる犯罪構成要件の極めて雜然たる集積に過ぎざる本條は、要するに、かのフィルスターマッヘル及其の一味の犯罪の要約を現はすものである。

同法全部は、一九三三年秋兩院に依り再び壓倒的多數を以て可決せられた。併し乍ら之に續いた人民投票戦に至つてそれは『第二ヘーベルリン法』(Zweite Lex Hübner)として、再び純然たる政争的軌道に移され、さうして一九三四年三月一日の人民投票に於て、先の一九二二年の改正法を同様に廢棄せられた、さうしてこれが功績多かりしヘーベルリン内閣の退却に對する直接動機の一を爲したものであつた。

併し乍ら、外國の勢力扶植運動の危険に暴らさることの特に甚しかつた若干の國境州に於ける情勢は、次第に拱手放任を容さざるに至つたが爲め、此等の諸州は遂に自衛手段を採り、獨自の法律の制定に着手するの已む無きに至つた。

テッシン(Tessin)州は、かのフィルスターマッヘル事件が演ぜられたところであり、且つ秩序保護法の施行に對する豫想が當初は明かにさまで高く評價せられて居なかつたところであるが、同州に於

ては、既に一九三四年一月二五日『公共秩序ノ保護ニ對スル特別豫防ニ關スル法律』(Lagegengesetz betreffend provvimenti straordinari per la tutela dell' ordine pubblico)が發布せられた。但し同法には單に政體變革に關する規定のみが含まれ、間諜行爲に關する規定は之に反して毫も含まれて居なかつた。勿論、其の間、聯邦議會も亦依然としてかの大規模なる普通刑法の立法事業を續行した。即ち『外國ノ爲メニスル政治的情報勤務』(Politischer Nachrichtendienst für das Ausland)と云ふ欄外標題の下に、一箇の新箇條、第二百三十三條其三を刑法草案に挿入した。同條は前述の廢棄せられたる法律第五條より、其の中の本來の間諜行爲に關する規定のみを採り、之に反して同條中の外國の名に於てする職權行爲に關する規定は、之を別箇條の中に包容したるものであつた。

一九三四年一〇月に至り、更に『軍隊ノ保護並に外國間諜ノ防遏』を目的とする憲法修正人民發議が提出せられた。これは、一層適切なる國家法的手段の缺如に鑑み、聯邦憲法に二箇の新條を挿入せんことを提案したものであつて、此の兩箇條の一たる第七十條其二は、實體的に今日の防諜法第一條及第二條の記載するところと同一なる内容を附與せらるべきものであつた。

併し乍ら緊急の必要に迫られて居た諸州に取つては、此等の凡ての措置も尙ほ未だ何等の救済をも意味しなかつた、蓋し刑法草案は決して現在有效なる法律ではなく、憲法修正人民發議も亦、當分の間は單に發案たるに過ぎず、加ふるに、國家法的に觀て疑問とすべき一箇の應急手段を示すものであつたからである。

それ故に一九三五年三月二七日、バーゼル市部州 (Kanton Basel-Stadt) の大評議會 (Der Grosse Rat

若干の州に於て、普通選舉に依りて選出せらるゝ立法及行政機關の名稱——譯者補——議員に、同州の刑法の補充に關する法律の勸告及草案が『緊急』事項として提出せられた、さうして間も無く、一九三五年五月一六日附法律に依り、バーゼン市部州刑法に、次の如き内容を有する新しき一箇條、第四十八條<sup>a</sup>が追加せられた。

『外國ノ爲メニスル情報勤務

外國、外國政府、外國官廳、外國ノ黨派又ハ之ニ類スル組織ノ利益ノ爲メ違法ニ個人又ハ政治的團體ノ政治的行動ニ關シテ報道ヲ取得シ又ハ情報ヲ仲介スル者、若クハ斯カル情報ノ仲介ヲ目的トスル勤務ヲ行ヒ又ハ斯カル勤務ノ爲メニ人員ヲ募集シ又ハ之ニ援助ヲ與フル者ハ一箇月ヲ下ラサル禁錮ニ處シ重大ナル場合ニハ五箇年以下ノ懲役ニ處ス』

シャッフハウゼン州に於ては、ヴァンナーに依り、一九三五年四月一二日、間諜不法行爲及政治的情報勤務の防遏に關する一動議が提出せられた、さうして五月六日、同州大評議會に依り劃切なるものと宣言せられた。但し之れが成果たる法律は竟に實現しなかつたが、惟ふに其の必要が、とかくする間に施行せられたる聯邦の防諜法に依り、州法を俟たずして満たされたるに因るものであらう。

併し乍ら聯邦中央政府の側に於ても亦、人々は、單に刑法草案を適時に補足完成するといふことのみを以て足れりとしなかつた。かくて終局的に政治的間諜行爲に對する一箇の有効なる規定に到達せ

んが爲め、聯邦政府は、一九三五年四月二十九日附教書を以て、聯邦議會に『スイス聯邦ノ安寧ノ保護並ニ聯邦警保局ノ擴大ニ關スル一聯邦決定草案』(Entwurf eines Bundesbeschlusses betreffend den Schutz der Sicherheit der Eidgenossenschaft und die Erweiterung der Bundesanwaltschaft) 即ち謂はゆる防諜法 (Das Spitzelgesetz) に對する草案を提出した。此の法律は吾人が既に軍事の間諜行爲を述べたる場合に言及したものであり(9)、さうして一九三五年六月二一日、『スイス聯邦ノ安寧ノ保護ニ關スル聯邦緊急決定』として採擇せられ、且つ即座に、即ち一九三五年六月二六日(10)を以て效力を發生したのであつた(11)。同法の第二條(12)は、實體的に一年前既に聯邦刑法草案に挿入せられたる草案第二百三十三條其三に合致して居り、さうして新規定として同法は『外國ノ利益ノ爲メニスル經濟的情報勤務 (Wirtschaftlicher Nachrichtendienst im Interesse des Auslandes) の欄外標題の下に、外國の手先と爲つて活動する各種機關に依る探索に對する工場及營業の祕密の保護を實現せしめたる第四條(12)を追加した。但し正文及起生原因より觀て本條は、紛れも無く政治的間諜行爲に關する規定の中に算へらるべきものである。蓋し本條は其自體として、純然たる經濟的間諜行爲を捕捉することが出來ないからである(13)。本條に對する動機と爲つたものは、個人の事情に關し各銀行に就きて行はれた、種々なる外國政府機關の主動に係る探索であり、隨つて當初の意圖は、専ら斯種の非技術的なる營業祕密の保護に在つたのである(14)。

(9) 前出一九三頁參照。

(10) BGE (スイス聯邦裁判所判決集) 61 140 九頁參照。

(11) バーゼル市部州の法律は、之に依つて既に再び無用となつたと觀る事が出来るであらう。

(12) 正文に就いては、追録二八八—二八九頁參照。

(13) Halter I 110 三頁以下參照。同氏は防諜法第四條が、其の欄外標題に對應して本來の經濟的間諜行爲の防遏の爲めに制定せられたのであるといふ事より一應出發し、併乍ら若しさうとすれば本規定は此の目的の爲めに全然不十分である事を指摘して之を非難して居る。結果に於てハフター氏の意見と筆者の主張する意見とは完全に一致して、防諜法第四條がいづれにしても、經濟的間諜行爲を防止せんが爲めの有效なる手段であり得ないとすることに歸着して居る。

(14) 後出二四三頁參照。

防諜法は、當初より臨時規定と考へられて居たものであるが、其の後逆に彼自身の側よりして、スイス刑法草案を自己の規定に適合せしむることを促した、さうして此等の規定は——政治的間諜行爲が問題と爲る限に於て——字句の儘に踏襲せられた。詳しく謂へば防諜法第二條は、草案第二百三十三條其三として、又防諜法第四條は草案第二百三十三條其四として採用せられた、かくて議會の兩院の上院も遅れながら一九三六年春の會期に於て政治的間諜行爲に對する此の暫定的取締規則に同意を與へた。草案第二百三十三條其四が、國家及國防に對する犯罪の中に加へられたることに依りて、同條の主として政治的なる性質が、更めて明瞭に表現せられた。

先に軍事の間諜行爲に關する章に於て、吾人は既に、陰謀の結成を防遏することを目的とし、且つ今方に叙べたる諸條と關聯して居る。草案第二百三十一條其二(15)に逢着した。叙述の完全を期せんが爲め同條の起生史を同様に極めて簡單に一言することとする。同條は最初に、議會の刑法草案審議

委員會に於て上院議員オクスナー (Oelzner) に依り、一九三〇年秋に提出せられたが、五對四票を以て否決せられたものである。併し乍ら同條立案者は一年後、個人的動議として之を上院に提出し、併して、其の理由説明として、同條が就中先に廢棄せられた『豫防拘留ニ關スル人民發議』(16) に代らんとすることを目的とするものなること、並に軍刑法第九十九條を政治的犯罪構成要件に移動適用せんとするものなることを述べた。併し乍ら其の字句に明瞭を缺くものあるの故を以て同條は再び委員會に返附せられたが、結局一九三二年春に至り、委員會動議として復活し、最後に上院をも通過した。併し乍ら下院は其後の審議に於て、草案第二百二十九條及第二百三十條が、下院の觀るところに據れば、あらゆる場合の豫備行爲を遺憾無く捕捉し得ることを指示し、遂に一九三四年夏、草案第二百三十一條其二を、下院側に於て更めて抹消した。之に對して上院は、同條が就中、集團的企圖を眼中に置くに反し、爾餘の諸條は個人の行爲を目標とするものであるとの論據を以て、飽くまで自己の立場を固執したので、下院の委員會も亦、更に若干の字句變更を加へたる後、遂に同様に賛成を興ふるに至つた。さうして更に、此の場合に、全節中の『個人的』性質を有する凡ての條をも併せて同條に包含せしめよといふ一少數派の動議を経て、同條は下院に依り、一九三五年一二月に至り、左の如き決定的體裁を興へられた。

『第二百三十一條其二 違法ノ結社

第二百二十九條、第二百三十條、第二百三十三條其二、第二百三十三條其三、第二百三十三條其四

及第二百三十三條其五ニ依リ刑罰ノ威嚇ヲ受クル行爲ヲ爲スコトヲ目的トシ又ハ其ノ行動右ノ方向ニ在ル結社ヲ組織スル者、

斯カル結社ニ加入シ又ハ結社ノ努力ニ關與スル者、

斯カル結社ノ成立ヲ煽動シ又ハ結社ノ指揮ニ從フ者ハ

禁錮ニ處ス』

一九三六年春に至り、上院も同様に此の文言に同意を興へた。

(15) 前出一九八頁以下參照。

(16) 前出二二三—二三四頁參照。

最後に尙ほ、之と關聯して、場合に依りては、防諜法第四條と接觸することのあり得る『一九三四年一月八日銀行及貯蓄金庫ニ關スル聯邦法律』(Bundesgesetz über die Banken und Sparkassen vom 8. Nov. 1934.) が擧示せられなければならない。其の第四十七條に於て同法は左の如く規定して居る。

「一、故意ニ

(a) ……

(b) 銀行ノ機關、職員、使用人トシテ、

監査役又ハ監査助手トシテ、銀行委員會ノ成員、銀行委員會書記局ノ職員又ハ使用人トシテ、默祕ノ義務ニ違反シ又ハ職業ノ祕密ヲ侵ス者、之ニ誘惑シ又ハ誘惑セントスル者ハ、

二萬フラン以下ノ罰金又ハ六箇月以下ノ禁錮ニ處ス。

二、犯人ノ行爲過失ニ因リタルトキハ刑罰ハ一萬フラン以下ノ罰金トス』

即ち同法は、間諜行爲が秘密の侵害又は或る默秘義務の違反と合致する限に於てのみ、之を捕捉するものである。此の場合に注目すべきものは、右の文言中に在る。秘密なる事實と單に『默秘義務ある』事實との區別である。蓋し銀行取引に於ても亦、之を秘密に附することを得ざる、併し乍ら利害關係人の希望に依りて之を公表すべからざる事實があるのである。例へば、或る者が或る銀行との間に取引を行ひつゝあるといふ單なる事實も、場合に依りては之に屬することがあり得る。又或る者が銀行取引を有せずとの消極的事實も亦、其の意義を有することがあり得る。吾人の用語法に従へば、此の場合も亦、謂はゆる知られざる事實 (Unbekannte Tatsache) の問題である。

## 二、現行法

前段一の中に擧げられたる諸法律の中、今日では銀行法——本法については此以上の觀察を省略する——を除き、單に防諜法第二條及第四條のみが效力を有して居る。併し乍ら此の兩條は其の字句のままに刑法草案の中にも再び現はれて居るが故に、以下の叙述も、亦専ら刑法草案について適用せらるべきものである。

地域的適用範圍の點より觀て、防諜法第二條に關しては、先づ第一に次の事實が指示せられなければならぬ。即ち、立法者の意思に従へば、一般的に外國に於ける犯罪をも處罰せんことを欲する防諜法第五條が、防諜法第二條に對しても亦、標準となるべきものであつたが故に、防諜法第二條は字句的關係に於て、防諜法第三條(7)と同様なる場合に在るといふこと、是である。併し乍ら此處で

も亦、第二條の正文と第五條のそれとは矛盾して居る。但し防諜法第三條と反對に、政治的間諜行爲の犯罪は、全體としての國家を目標とせず、正文が之を表現して居るが如く、個人又は政治的團體即ち國家内に於ける個體に關する情報勤務を目標とする。隨つて『スイス國の不利益ト爲ルベキ』といふ語の意味は、防諜法第二條と第三條とに於て同一ではない。それは軍事の間諜行爲の場合には、直接に攻撃を受くる存在物『國家』を表示せんと欲するに反し、之に對應する、第二條に於て問題となる犠牲者は、スイス國の臣民又は住民であり、さうして國家の利益は、刑法規定に於て通例として全然其の名を擧げられざることを常とする。間接の一段高き共同體利益である。隨つて此の觀點よりすれば、防諜法第二條に於ける『スイス國ノ不利益ト爲ルベキ』の語は、苟もスイス國の法律の孰れ、刑法的規定に於ても、同一の權利を以て存在し得べき限に於て、一箇の蛇足である。それ故に此の語は刑法草案に於ても亦、無意味なる冗語たるに止まらなければならなかつた、さうして議會の審議に於て此の點を明瞭化せんとする要求が現はれたことは極めて自然のことと考へられる。元來、防諜法の制定を促した政治的間諜行爲の一種の方向は、スイス國住民たる外國人に對し、彼等の郷國の受任者の側より行ふ監視であつた。さればこそ下院に於ては、防諜法第二條の文言の意味を明瞭ならしめんが爲めに、『スイス國ノ不利益ト爲ルベキ』(Zum Nachteil der Schweiz) 句の次に、『又ハ其ノ住民ノ』(oder ihrer Einwohner) の語を挿入し、依つて以て、外國人をも明言的に法律の適用範圍内に包含せんと欲したのである。次いで上院は更に『又ハ其ノ國民ノ』(oder ihrer Angehörigen) と



いふ、追加補足を添加し、之に依りて如何なる場合にも在外スイス國民を、スイス國に住所を有する外國人に對して不利益なる地位に陥らしめざらんことを期した。

(17) 前出二〇八頁參照。

かくして現行法律には『スイス國又ハ其ノ國民又ハ住民ノ不利益ト爲ルヘキ』(Zum Nachteil der Schweiz oder ihrer Angehörigen oder Einwohner)と云ふ文言が使用せられて居るが、併し此の全文言は、防諜法の外國條項たる第五條との關係に於て、必しも全然、當初の字句『スイス國ノ不利益ト爲ルヘキ』の單なる明瞭化としての效力のみを有するものではない。といふのは、若し軍事的間諜行爲に關する思想經路(18)を、そのまゝ表面上論理的に轉用するならば、防諜法第五條との一致を保たしめんが爲めに、防諜法第二條に於ても亦、單に『スイス國ノ領土内ニ於テ』(Auf schweizerischem Gebiet)と云ふ語を抹消することに歸着しなければならぬであらう。併し乍らかくすることは、外國旅行中に政治的間諜行爲に依つて迫害せられたる、スイス居住外國人すらも亦、此の場合スイス國の領土、換言すれば、スイス國の領土高權には全然牴觸するところが無かつたであらうに拘はらず、尙ほ且つ防諜法第二條に依つて保護せられ得べしといふことを意味するであらう。如何となれば、防諜法第二條は『スイス國、又ハ其ノ國民又ハ住民ノ不利益ト爲ルヘキ』と明言して居るが故である。これが一箇の不可能事であることは、具體的の場合を想起すれば直ちに判明する。即ち、スイス國に住所を有する一外國人が、間諜の密告に因り、彼の郷國に於ける旅行中、其處の政治犯人拘置所

(Konzentrationslager)に收容せられたる場合、彼は決して防諜法の保護に愾ふことは出来ないのであらう。のみならず寧ろ反對に、若し、密告者がスイス國の領土に足を踏み入る、途端にスイス國が之を逮捕せんと欲したならば、忽ち國際法的紛議を醸し出だすに違無い。外國人のスイス國に於ける住所は、斯かる場合に對して何等の重要性を有しない。加之、一切のスイス國人も亦、引用したる例に於てはスイス在住外國人と全然同一なる立場に在るであらう。如何となれば、國籍も亦、住所と同様に斯かる事實状態と何等の關係をも有し得ざるが故である。

防諜法第二條が防止せんと欲し、且つ防止し得る唯一のものは、個人又は團體が、スイス國土内に於て展開する行動に關して此等の個人又は團體を諜偵する行爲である。如何となれば、斯かる監視及制肘は、スイス國が其の領土内に於て、其の國民にも將た又其の住民たる外國人にも等しく之を保證せんと欲し且つ保證し得る、併し乍ら同時に亦、スイス國境の限界以上に達せざる自由の權利に對する干渉を意味するが故である。

随つて、防諜法第二條の地域的適用範圍を防諜法第五條が之を實現せんと欲したるが如くに延長するといふことは、情報をスイス國よりして蒐集取得することを任とする一切の間諜組織が其の全體に於て捕捉せられなければならないといふ意味にのみ解釋せられ得るものである。それ故に、國境の彼方に存りて、情報を單に蒐集及傳達するに止まり、自身としては此の活動の實行の爲めにスイス國領土を踏むこと無き間接間諜者も亦、捕捉せられ得なければならない。併し乍ら斯くても尙ほ、難關は

依然として發生し得る。即ち、斯かる間接間諜者が、動もすれば國家の委任を受けたる官吏として行爲する者であり、随つて彼が、自己の國に於て行ひたる斯種の警察行爲に對して、スイス國の裁判所は毛頭も之が責任を問ふことが出來ないといふ場合の如き、是である(19)。

(18) 前出二〇八頁以下參照。

(19) 但し此の外に尙ほ、軍刑法第九十三條及刑法草案第二百六十五條に於て取締まられて居る軍事的間諜行爲に類して、單にスイス國の領土を利用し、此處よりして外國に於て政治的間諜行爲を營まんとする間諜行爲も亦、勿論考へて得られる。併し乍ら斯様の間諜行爲は、防諜法及就中其の第五條を以て追求せられて居る目的の對象であつたと考へられず、随つて混雜を避けんが爲めに以下の考案に於ては之を省略することとする。場合に依りては、之を一箇の獨立せる法條の目的物とする方が一層適當であるかも知れない。何となれば此の兩種の間諜行爲形式を單一の條項の中に正當に包括せんとすることは、動もすれば正文の冗長と不明瞭とを誘致するの惧があるからである。

政治的間諜行爲の刑法的把握は、スイスの法律に於ては必ず常に、スイス國の領土が情報勤務の爲めに利用せられ、若くは事件の渦中に擔ぎ込まれたる場合に於てのみ、問題と爲り得るところである。

防諜法草案の最初の體裁は、尙ほ未だ、かの『スイス國ノ不利益ト爲ルヘキ』といふ。簡約せられたる句を含まなかつた。随つて其の正確なる字句に従へば、苟も政治的性質を帶ぶる一切の事實調査は、それが單に外國の利益の爲めのみ行はるゝ限り、有罪と看做さるであらう。併し乍ら之と共に合法的なる外國の新聞記者の行動も亦、防諜法の規定の適用を受けなければならないことになるであらう。斯かる事態は謂ふまでも無く之を避けなければならなかつた。さうして之れが爲めに上記の一句が正文の中に挿入せられたのである。それ故に、防諜法第五條が未だ存在せず、さうして防諜法第二條が、其の文言の示すところに即應して紛れも無く専ら『スイス國ノ領土内ニ於テ』現出したる事

實狀態のみを捕捉することを趣旨としたる限り、かの附屬語『又ハ其ノ國民又ハ住民』は、其の意味よりして單に、正文の明瞭化としての效力のみを有した。之に反して第五條が法律に挿入せられたることが、特に防諜法第二條との關係に於て全く闡明し難き幾多の矛盾に導きたる。とは、吾人が今方に説明したるが如くである。

防諜法の地域的適用範圍を、政治的間諜行爲に關し、立法者の意圖に副ひ且つ具體的可能性を考慮して、正しく表現せんが爲めには、防諜法第五條を現在の儘に留保し(20)、防諜法第二條を、右に述べたる説明に従ひて次の如く修正しなければならぬであらう。

『外國ノ政府、官廳、黨派又ハ之ニ類スル組織ノ利益ノ爲メニ、個人又ハ政治的團體ノスイス國領土内ニ於ケル政治的行動ニ關スル情報勤務ヲ行ヒテ、スイス國ノ國民又ハ住民ニ不利益ヲ與フル者又ハ……』(, Wer im Interesse einer fremden Regierung, Behörde, Partei oder ähnlichen Organisation zum Nachteil von Angehörigen oder Einwohnern der Schweiz Nachrichtendienst über die politische Tätigkeit auf schweizerischem Gebiet von Personen oder politischen Verbänden betreibt oder……)(17)

(20) 前出二二一頁に於ける筆者の正文修正提案參照。

(21) 之に關しては尙ほ、後出二四四—二四五頁、防諜法第二條及第四條の併合に對する決定的提案參照。

内容的關係(22)に於ては、防諜法第二條は、防諜法第三條と同様に、一定の間諜組織を其の全體に於て捕捉することを得るやうに設語せられて居る。特に情報を受領者に關しては、此の文言の中に包

含せられざる一の範疇も彼等の中に最早存在せざるが如く観ゆるやうに表現せられて居る、なるほど『黨派ニ類スル組織』(Partiinliche Organisation)と云ふ概念を、此の法律の趣旨に適合するが如く外延的に廣く解釋すれば、今日の通念に依り政治的間諜行爲として問題と爲るを常とする一切の人的結合が捕捉せられ得るに違無い。併し乍ら他方、今日の如き政治化したる經濟の時代に於ては、時として或る外國の事業會社若くは單なる一個人に過ぎざる大企業者すらも亦、スイス國の領土内に於て此の企業に取り政治的に利害相反する或る雇主の許に何人が雇傭せられて居るかを探索せしむるといふが如き場合が考へ得られる。さうして斯かる場合には、此のスイス國に屬する經營の被傭者に對し、件の間諜行爲の結果に基き、外國に於て使用禁止が實行せらるゝであらう。これは此等の被傭者に取り場合に依つて痛切なる損害を興ふる結果となり得る。時として彼等は、かゝる實害を受けざるまでも、單に一般的に政治的關係に於て幾多の不愉快を忍ばなければならぬ。斯かる行爲も亦、當然之を、好ましからざる政治的間諜行爲と看做さなければならぬであらう。併し乍ら此の場合に間諜行爲を委任する經濟企業は、『黨派ニ類スル組織』といふ概念の中に含まれ得ないであらう。吾人は先に、總論編に於て、消極的概念『非任意承知者』(nicht freiwillig Eingeweihte)に依りて、好ましからざる情報受領者の種類及場合の逐一列擧を避け得んが爲め、且つ吾人が今方に其の一を擧示したるが如き缺陷を避けんが爲めに、『任意承知者』(Freiwillig Eingeweihte)の語を造り出した(22)。併し乍ら此處に擧げたる例に於て、若し『……黨派又ハ之ニ類スル組織』(……Partei oder ähnliche

Organisation)の概念に、更に『人的團體又ハ個人』(Personenverband oder Person)と云ふ語を添加し、之に依つて經濟生活に於ける自然人及法人のあらゆる形式を網羅するならば、積極的列擧を以てしても亦、遺憾無く目的を達し得るであらう。

(22) 前出二〇一頁及二一二頁以下參照。

(23) 前出一五三頁參照。

此の例は更に亦、防諜法第二條に依つて捕捉せらるべき政治的間諜行爲に於ける本質的なるものが、法律の正文に適應して、『個人……ノ政治的行動ニ關スル情報』を防止することではなく、寧ろ此等の個人の『何等かの行動に關し、政治的に利害關係ある情報』を防止することに在ることを示して居る。隨つて防諜法第二條の文言は、此の關係に於ても亦修正を要するものがある。

更に此の觀點よりして、直に眼に映ずるものは、防諜法第四條の防諜法第二條に對する密接なる類似性である。何となれば第四條は、其の欄外標題の謂ふが如く例へば工場間諜行爲といふが如き意味に於ける經濟的情報勤務を目標とするものではなく、經濟的領域に於て政治的に利害關係ある情報』を捕捉せんが爲めに設けられたものなるが故である。既に述べたるが如く(24)、第四條の起生を促したる主たる原因は、政治上の目的の爲めにする銀行業務秘密の諜知といふことであり、隨つて同條は單に防諜法第二條の特殊なる一場合に過ぎず、根本的に第二條と相異なるものではない。それ故に同條も亦論理上、當然防諜法第二條と併合せらるべかりしものである。固より防諜法第四條は『業務ノ秘密』(Geschäftsgelheimnisse)と相並んで『製造ノ秘密』(Fabrikationsgelheimnisse)と云ふ文言を表は

して居る。併し乍らこれは、秘密の此の兩種類が、殆んど常に、不可離なる雙生兒として現はるゝのみならず、純粹に經濟的なる觀察よりすれば、往々にして判然と區別すること能はざる場合が多いといふ事情に因るものである。併し乍ら防諜法に於ては、此の區別は一箇の意味を有する。即ち防諜法第四條は、其の起生史より觀て、單に、其の探索諜知が或る個人に取り政治的、不利益に歸着し得るが如き種類の秘密のみを捕捉せんと欲したるものである。然るに斯かることは、必然的に技術的性質を有する製造上の秘密の場合には、全然考へ得られざることである。

(24) 前出二三二頁參照。

それ故に、防諜法第四條が追求せんと欲する目的より觀れば『製造ノ秘密』といふ語は、本來全然本條に屬せざるものである。假に人が國際的に活躍する工場間諜行爲を防諜法の中に包容せんと欲したとしても、斯かる間諜行爲は、國家又は全體としての其の國民經濟を目標とする一箇の犯罪として、防諜法第二條及第四條に依り追究せらるゝ政治的間諜行爲との間に於けるよりも、寧ろ軍事の間諜行爲との間に於て、一層多くの類似性を有するものである。

以上叙べたるところを考慮して、防諜法第二條及同第四條は、之を左の如き内容を有する單一の箇條に併合することを得るであらう。

『外國ノ利益ノ爲メニスル政治的情報勤務。

外國ノ政府、官廳、黨派又ハ之ニ類スル組織、人的團體又ハ個人ノ利益ノ爲メニ、個人又ハ政治的

團體ノスイス國領土内ニ於ケル行動ニ關シ政治的性質ヲ有スル情報勤務ヲ行ヒテスイス國ノ國民又ハ住民ニ不利益ヲ與フル者

特ニ或ル業務ノ秘密ヲ政治上ノ目的ノ爲メニ探知、拋棄シ又ハ其ノ知識ヲ傳達スル者

斯カル勤務ヲ施設スル者

斯カル勤務ノ爲メニ人員ヲ募集シ又ハ之ニ援助ヲ與フル者ハ

禁錮ニ處ス。

犯人ノ行爲過失ニ因ルトキハ………トス』

(,) Politischer Nachrichtendienst im Interesse des Auslandes. Wer im Interesse einer fremden Regierung, Behörde, Partei oder ähnlichen Organisation, eines Personenverbandes oder einer Person zum Nachteil von Angehörigen oder Einwohnern der Schweiz Nachrichtendienst politischer Natur über die Tätigkeit auf schweizerischem Gebiet von Personen oder politischen Verbänden betreibt, Wer insbesondere ein Geschäftsgeheimnis zu politischen Zwecken auskundschaftet, preisgibt, oder dessen Kenntnis weiterleitet,

Wer einen solchen Dienst einrichtet,

Wer für solche Dienste anwirbt oder ihnen Vorschub leistet,

wird mit Gefängnis bestraft.

Handelt der Täter fahrlässig, so ist die Strafe ……?)

之に反して、防諜法第二條第二號は、有機的に同第一號と聯結して一體と爲り得ざるものである。文法的體裁よりすれば、それは謂ふまでも無く、政治的間諜行爲の特殊なる場合を表示せんと欲するものに違無い。併し乍ら、國家に危険を及ぼす各種の行爲への煽動竝に不眞實なる報道の流布、換言すれば欺瞞とサボターヂュ的行爲とに對して懲役刑を科して居る點に於て、かの事實探知犯罪としての間諜行爲概念より完全に乖離して居る。即ち第二號の場合に問題と爲るものは、單に同一なる傳達組織の利用といふことを除きて、間諜行爲とは全然沒交渉なる、併し乍ら其の代りに其の眞の本質に相應して、懲役といふ重刑を伴ふことが當然なる叛逆罪である。

解釋學的關係に於ては、先に軍事の間諜行爲について述べたるところ(25)と、大體に於て同一である。即ち防諜法第二條は、其の構成より觀て、正確に防諜法第三條と同様なる體裁を成して居り、隨つてあらゆる豫備、未遂及既遂行爲を、犯罪構成要件の中に包容するが故に、苟も何等かの形式に於て間諜行爲の成功に寄與する一切の犯人は、正犯人として防諜法第二條の規定の適用を受くるのである。之に反して立法者は、防諜法第四條の體裁に對して奇異に軍刑法第八十六條の模範に復歸した、それが爲め第四條の規定も亦、軍刑法第八十六條のそれと同様に、單に間接能動の間諜行爲竝に、受動の間諜行爲のみを捕捉するに止まり、之に反して間接間諜行爲は不問に附せられて居る。これは決して立法者の意圖に合致しないものであることは毫も疑を容れざるところであり、寧ろ、直接間諜行

爲と間接間諜行爲との間に存する概念的區別が、法文作成の際に忽諸に附せられて何等の注意を拂はれなかつたことが、之よりして窺はれ得るやうに觀える。更に同條は亦、單に其の内容的意味に關して——即ち同條が政治的犯罪行爲を捕捉せんと欲するか、若くは純然たる經濟的犯罪行爲を捕捉せんと欲するか——著しき缺陷を示すのみならず、法條學的關係に於ても亦、それが間諜行爲犯罪を捕捉し得ることの甚だ不完全なる點に於て、かの軍刑法第八十六條について示されたるもの同一なる瑕疵に陥つて居るのである。

(25) 前出二二三頁以下參照。

防諜法第二條及第四條は、更に、過失に因る犯罪に對して刑罰を科すべき規定をも缺いて居る。新聞記事の目的に供するものであるとの口實の下に、斯種の間諜行爲の爲めに人員を買収する可能性のあることが容易に首肯せられ得るに鑑み、此の意味に於て同條を擴大することが必要であると考へられる。

防諜法第二條及第四條の正文の體裁に於ける如上の諸缺陷は、苟も吾人が將來の普通刑法に於て當初より、種々なる不明瞭と矛盾とを忍ばざらんと欲するならば、此の兩條を文字通りに踏襲したる刑法草案に於て少くとも之を矯正しなければならぬであらう。

## 第十六節 國內政治的間諜行爲

## 一、現行州法

國內政治的間諜行爲は、既に述べたるが如く、スイス國に於ては單に選舉及投票の秘密の保護と關聯する法律規定を誘致したるに過ぎない。スイスの全國的刑法の效力發生に至るまでは、之に對して當分の間尙ほ州立法が基準となつて居るが、併し州立法は僅に少數の州に於て具體的なる刑罰威嚇を實現せしめたるに止まつて居る。即ち、ルツェルン、ウリ、シュヴィーツ、フライブルク、ソロトウールン、テツシン及ノイエンプルグが、若干の選舉犯罪に對して刑罰を科するに反し、他の數州に於ては、間諜行爲に關して、何等刑罰の制裁無き秩序規定を設けて居る。今此處では、後者の中、單にチューリッヒ、シャツクハツゼン及ヂュネーヴの三州のみを擧ぐるに止める(1)。

(1) 法律正文につきましては、追録二九一頁以下參照。

間諜者は、彼の敵手の投票用紙を瞥見する機會を獲得する場合に最も直接に其の目的を達する。此の制肘の形式は、ルツェルン、ウリ及ソロトフルンに於て刑罰の威嚇を受けて居る、之に關してソロトウールンは、投票用紙の引渡要求並に投票者に對する直接問訊をも擧げ、且投票所の門前並に其の内部に於て之を爲すことを斯種の違反行爲と定めて居る。特に同州に於ては、選舉事務所の成員に對し何人も——選舉事務管理吏員と雖も——投票封筒の内容を閲覽し得ざるが如くに投票行爲の經過を

組織する義務を課して居る。チューリッヒ州は、秩序規定として、之と類似の規定を有する。ウリ州は『無權限者』(Unberechtigte)が、投票の制肘を爲すことを禁止して居る。併し乍ら斯くいふことは、決して、或る投票用紙を閲覽する權限を與へられて居る者も存在するといふ意味と解釋することは出來ない。但し投票用紙の何人より出でたるかが最早確認せられ得ざるに至つた後は此の限でない。之に比して稍々目立たざる直接制肘の種類は、投票用紙を後に至りて、投票計算の際に檢査する目的を以て、用紙に何等かの記號を附することである。此の特殊なる方法に對して、ウリ、シュヴィーツ及ノイエンプルクの三州は刑罰を科して居る。

記號を附することに依つて單に投票封筒を統制し、又は無權限者が投票登録簿を閲覽するは單に之に依りて一定の選舉有權者が、果して實際に投票を行ひたりや否やを窺ひ得るに過ぎざるが故に、之に依つて與へらるゝ知識は甚だ正確を缺くものであるが、併しこれとても就中選舉の場合には、制肘者に取つて相當に有益なる指標たることを失はない。投票封筒の記號はウリ及シュヴィーツの兩州に於て、投票登録簿の不法なる閲覽は、ヂュネーヴ州に於て禁止せられて居る。

若干の州、例へばウリ、テツシン及ヂュネーヴ等は、稍々一般的なる形式に於て、選舉場に於ける無權限の滯留——ヂュネーヴは單に無選舉權者に對してのみ——禁止して居るが、同時に謂ふまでも無く、凡ての有選舉權者には、選舉場への一回の立入が彼の投票の遂行の爲めに許可せられなければならない。此處に吾人は、二つの方面より觀察せられなければならない一箇の問題に逢着する。とい

ふのは、明かに投票間諜行爲について多く心を勞することを要せざる若干の州にして、明言的に各有選舉權者に對し、自由に、妨げられずに、且任意に長く、投票場に滯留する權利を許容し、之に依りて全般の投票行爲の公明無私を保證せんとする者もあるからである。此の公明無私といふこと、間諜行爲の防遏の利益とは互に反馳するものであり、隨つて各州に於て、夫れ／＼事情に従ひ、個別的に規律せられて居る。併し乍らスイス全國に通ずる刑法の草案に於て、此等の相矛盾する方向が一箇の公分母の上に持ち來されなければならなかつたが、此のことは期せずしてスイス國に於ける刑法統一といふ、極めて厄介なる問題の縮圖的瞥見を可能ならしむるものである。

ウリ州は、右の外、權限無き者が投票決果の調査の場所に立入ることを禁止して居る。

一般に選舉及投票上の祕密の侵害を防止せんことを目標とする一般的规定は、フライブルク及ノイエンプルクが之を有する。

ルツェルン、ウリ及ソロトウールンに於ては、選舉事務官吏に對して特別な刑罰威嚇を規定して居る。但しルツェルンに於ては單に、彼等の職務が情狀加重の原由として作用し、其の犯罪が通常人の二倍の刑罰を科せらるゝといふ方法に於て行はるゝに過ぎない。シャツフハウゼンは、選舉事務官吏に對して投票函の檢閲を禁止して居るが、但し之に對して何等の刑罰制裁を加ふることは無い。チューリッヒの之に關する秩序規定は、既に述べたるが如くである。

投票に關する間諜行爲に對して威嚇せらるる刑罰は、シュヴァイツ、ソロトウールン、テツシン、及

次に擧ぐる諸州に於て罰金であり、ルツェルン、ウリ、フライブルク及ノイエンプルクに於ては、更に禁錮刑を宣告する可能性が追加せられ、ルツェルンに於ては、此の外に三箇月以下の懲治勞役所 (Das Arbeitshaus) — 通例としては、浮浪、乞食、賣淫、賣淫幫助、勞働忌避等の事由に依り一定の刑に役したる者に對し、更に裁判所が本人又は公共の利益の爲めに地方警察官廳への引渡を宣告したる場合に、之を收容する施設を謂ふ。此の『矯正の追加拘留』は、此等の被矯正者を勞働及規律ある生活に慣らすことを目的とする — 譯者補) を科せらるゝ場合すらある。同州は又、投票用紙の制肘の未遂をも罰する唯一の州である。

追加的措置として、ルツェルン及ノイエンプルクに於ては、更に能動的公民權の停止も之に加へられて居る。

關係立法の以上の通觀よりして看取せられ得るが如く、スイス國のあらゆる州の多數は、官憲の協力無きも何等の不便を感じて居ない、さうして此の事項に於ける材料の乏しきことよりして吾人の受くる印象は、選舉及投票に關する間諜行爲が、スイス國に於て、焦眉の問題ではないといふことである。

## 二、聯邦の共通的基礎に於ける立法の發展

投票の諜知探索の防遏といふことは、諸州の法律に於てさまで重要な意義を認められて居ないと同様に、スイス刑法草案に於ても亦、何等の高き波を惹起しなかつた。それでも尙ほ、右に引例せら

れたる諸州に於ける困難に對しては十分に考慮が拂はれた、さうして既に一八九六年の暫定草案に於て、初めて間諜行爲に適用せらるゝ第七十九條が採用せられた。同條は、何等の原則的變更無しに、一九〇三年の暫定草案に於て第九十一條として、一九〇八年の暫定草案に於ては第九十九條として、一九一六年暫定草案に於ては第二百五十五條として、最後に一九一八年の決定的草案に於ては『人民ノ意思ニ對スル犯罪』(Vergehen gegen den Volkswillen)の一節に於て、第二百五十三條として復歸した。議會の審議に於ても亦、同條は單に微少なる變更を加へられたるに過ぎなかつた、さうして一九三一年以來、兩院に依り、次の文言に於て承認せられて居る。

『表決及選舉ノ秘密ノ侵害

不正當ノ行爲ニ依リ個々ノ有權者カ如何ニ表決又ハ選舉スルカニ付キ知識ヲ收得スル者ハ禁錮又ハ罰金ニ處ス』(Verletzung des Abstimmungs- und Wahlgheimnisses. Wer sich durch unrechtmässiges Vorgehen Kenntnis davon verschafft, wie einzelne Berechtigte stimmen oder wählen, wird mit Gefängnis oder Bussstrafe bestraft.)

下院が其の文言を裁定したる左の草案第二百五十四條も亦、之と關聯するものである。

『本節ノ重罪又ハ輕罪ニ在リテハ自由刑ノ言渡アル各ノ場合ニ於テ公民權能力ニ於ケル停止ヲ宣告スルコトヲ得』

謂ふまでも無く草案第二百五十三條の文言は、之を正確に觀察するときは、専ら表決行爲の途中に

於ける間諜行爲のみに適用せらるゝものである。然るに既に述べたるが如く、初めて投票行爲の終決の後に至り、結果の總計の際に、投票者を不法に察知せんが爲め、最後の瞬間に於て投票用紙に單に何等かの記號を附するに過ぎないといふ可能性も亦存在する。それ故に草案第二百五十三條の正確なる解釋に従へば、斯種の探知は捕捉せられ得ない。若し人が之に對して、斯かる齟齬は、後來尙ほ之を詮議立てするには餘りに些細なることであると異議を申立てんと欲するならば、他方に於ては、表決する (stimmen) と選舉する (wählen) との兩語を同時に使用することも亦、同様に無用であつたとも謂ひ得るのである。如何となれば、選舉も投票 (Abstimmen) も共に、夫れ〜『表決』(Stimmen) の一形式であるからである。又、選舉が行はるゝ場合にも、單に表決權者 (Stimmerechtigste) と云ふ語が用ゐられて居り、更に、表決封筒 (Stimmkuvert) とのみ稱して『選舉及投票封筒』(Wahl- und Abstimmkuvert) とは謂はなすのである。

それ故に草案第二百五十三條の文言は、正しくは次の如き體裁を有すべきであつた。

『……個々ノ有權者カ如何ニ表決スルカ又ハ表決シタルカニ付キ知識ヲ收得スル者ハ……ニ處ス』(Wer sich……Kenntnis verschafft, wie einzelne Berechtigte stimmen oder gestimmt haben, wird…… bestraft.)

草案第二百五十三條の文言よりすれば、之に依つて捕捉せらるゝ者は、單に直接能動の間諜行爲のみである。随つて同條は、間接能動の間諜行爲並に受動の間諜行爲の閑却に依りて、效力の狹隘に過



ぐる缺點がないか否かといふ疑問を生ぜしむるに違ひ無い。併し乍ら吾人の観るところを以てすれば、間接間諜行爲をも問題とすることは、謂はゆる『投票間諜行爲』の危険がスイス國に於て、取り立てて謂ふほどの重大性を有すると考へらるゝ場合に於てのみ、實際に之を正常化することが出来るものである。如何となれば、獨り斯かる場合に於てのみ、あらゆる間諜組織に對して嚴重なる彈壓を加ふることが國家の義務であると斷言せられなければならないからである。然るに市民が既に彼自身の用意に依りて自己の投票用紙を第三者の窺知に對して防禦することを解する以上、若し人が、間接的間諜行爲の如き、單に直接的行爲の繼續現象に過ぎざる行爲に對して刑罰の威嚇を加へんと欲するならば、それは刑法の過度擴張に歸着しなければならぬであらう。

間接的投票間諜行爲は、投票の場合に於ける代理が許されて居るところ、即ち表決者が彼自身の投票用紙の外、更に第三者の投票用紙をも投票函に携へ行き、かくして之を他人に示す可能性を有するところに於て考へ得られる。併し乍ら此の場合にも亦、斯かる行爲の刑罰的捕捉は必しも之を要しない。蓋し他人をして代理せしむる市民は、自己の表決が秘密に保たれざる可能性を當初より熟知し、隨つて危険を覺悟して居る者と看做されなければならないからである。

草案第二百五十三條は、今日尙ほ全然斯種の刑罰規定を有せざる州の多數(2)に取つて一箇の改新を齎らし、其の他の諸州に取つては、大體に於て、單に從來の法律的取締の確認に過ぎない。但だ、草案第二百五十三條の文言の範圍を超え、二つの州に於て刑罰の適用を受くる唯一の犯罪は、ウリ及

テッシンに於て擧げられて居るところの、選舉場に於ける無權限の滯留であるが、これはスイス刑法の施行と共に消滅する。隨つて草案第二百五十三條は、此の領域に於ける今日の要求を十分に満たし得るものである。

(2) 前出二四八頁以下參照。

## 第六章 經濟的間諜行爲

## 第十七節 經濟的間諜行爲の本質

經濟的間諜行爲は、其の純經濟的意義に於ては個々の競争者の間に、即ち個人間に演ぜらるゝものである。其の主たる目標は、經濟的效果を獲得せんとする努力に於て相手方の製造及業務の秘密を探知するに在る。それは、爾餘の競争者の壓倒を目標とする共通の競争に於ける闘争の一手段である。既に本書の緒説に於て(一)吾人は如何なる範圍までが、健全なる競争であり、何處に卑劣が始まるかの限界を求めなければならぬが故に、此處に、生存の爲めに闘争する人間の共同生活に於ける最も厄介なる問題の一角、吾人の考察の對象と爲つて居ることを指摘した。成功の秘密は單に敵手の殲滅のみならず、目標に到達せんが爲めには、必然的に亦、独自の業績をも要する。随つて健全なる競争は、競争者に相手方が如何に彼の武器を操縦使用するかを觀察し、之に依つて、自己も亦同一の武器を手に入れ、之を自由無碍に使用することを許容する。之に反して卑劣なる闘争は、競争者が独自の武器を鍛造するには、餘りに無精であり、餘りに無能であり、若くは餘りに無力であり、それが爲めに相手より其の武器を除去すべき策を構へ、かくして斯の安易なる方法に依りて自己の利益を確實

ならしめんとする瞬間に其の端を發する。

(一) 前出四三頁參照。

此の闘争の性質よりして、競争者が彼の相手の眼より之を掩蔽すること能はざる凡ての武器が、亦相手方に依つても同様に使用せらるゝことは當然である。さうして一段高き望樓より觀れば、各種の經濟部門全體の強味も亦此處に存する。即ち同種の目的に對する一武器の大量的使用に依りて、それが個人に取つて可能であるよりも遙に多くの經驗が蒐得せられ得るが故である。健全にして業績能力ある國民經濟に於て顯著なる利益を有する國家は、隨つて此の健全なる闘争、此の健全なる經驗交換を、決して刑法的規範に依つて壓抑すること莫く、寧ろ反對に之を助長促進するであらう。併し乍ら他方に於て國家は、個人の創意と創造力とが國民經濟の依つて立つところの基礎なるが故に之を生存せしむることに於ても、前者の場合と同様に大なる利益を有する。是に於て國家は、個人が自己の努力に基き、独自の費用に於て取得したる經驗を保護し、維持することに助力し、依つて以て、極めて一般的に謂へば、勤勞をして、努力に値し且つ酬いらるゝところある或る物として萬人の眼に映せしむることを庶幾するのである。

此の場合に主として問題となるものが、企業者が經營の局外者に取りて接近不可能ならしむることを得る事柄であることは、謂ふまでも無い。換言すれば、國家に依つて保護せらるべき貨財は、通則として——但し決して必定ではない——或る真正の秘密、即ち或る製造又は業務の秘密であるであらう。

かくして吾人は、軍事的及政治的間諜行爲との重要な實際的差異を認識する。即ち軍事的及政治的間諜行爲に在りては、主要なる重點が、知られざる事實の看知に在り之に反して真正の秘密が好まじからざる諜偵の危険に暴らざることは、比較的稀なるに過ぎず、且つ又、秘密の目的物も、それが日常使用せらるゝ營業行爲の器具又は手段に屬する場合が多い經濟的經營に於ける場合に比して、遙に完全に他人の接近を不可能ならしむることを得るが故である。

純粹なる經濟的間諜行爲は、國內的間諜行爲の領域に屬するものであり、随つてそれは、或る國家の國民經濟の内部に於ける一事項である。併し乍ら謂ふまでも無く或る内國人と或る外國人とが互に競争者たる地位に立つことも亦決して絶無ではない。かゝる場合は、それが個人間の競争を意味すると同時に亦、二つの國民經濟の競争をも意味し、彼等の屬する兩國家は、此の競争を無關心に傍觀しないであらう。随つてかゝる場合には、問題は、政治の領域に移行する(2)、さうして實際上には區別せらるゝことを常とする種々なる間諜種類間の限界は、いつとはなしに消失する。

(2) Tafel 八三頁參照。

經濟的間諜行爲が、國內的範圍に於て演ぜらるゝか、若くは國際的範圍に於て行はるゝかに従ひて、之が性質に於ける法律的差別は、正當に屢々立法に於て現はれて居る。即ち、外國の利益の爲めにする經濟的間諜行爲が、國內的間諜行爲よりも一層嚴重に處罰せらるゝこと、是である。後者に在りては、個人の利害關係が國家のそれに比して尙ほしかく重きを爲し、随つて大抵の法律は之を

親告罪として居るのである(3)。但し注目すべきことは、國際的經濟的間諜行爲も亦、今も尙ほ往々にして親告罪と爲つて居ることであるが、併しこれは、之に因つて累を蒙る利益に鑑みて、其の當を得ざるものと認められなければならぬ。

(3) EWG 第二十二條、オーストリア EWG 第十二條參照。

國內的經濟的間諜行爲が、通例として其の領域の中に入る不正競争は、謂ふまでも無く現今しかく蔓延せる惡弊であるが爲め、世上往々にして、——勿論それは、主として間諜行爲の領域とは別個の領域に於て求めらるべき理由に出づるものではあるが——之を全般的に公訴犯罪と宣言せんと欲する聲も亦少くない(4)。然るに此の傾向に對しては、寧ろ製造及業務の秘密の領域に於て最も多く反對意見が提出せられて居る。それは被害者たる企業者に取つて、裁判審理が公開的に行はるゝことよりして往々最大なる損害が生ずるからである。場合に依りては、故意に訴訟を挑發し、企業者をして立證の爲めに彼の秘密を抛棄することを餘儀無からしむることに依りて、其の求むるところの知識を取得することが、秘密探究の方法とせらるゝことすら稀でなし。

(4) 一九一三年三月二五日附、行商人組合 (Verband der reisenden Kaufleute) 請願書。(German 三三頁に引用)

製造及業務の秘密の概念に關しては、經濟生活に於ける其の生命的意義に相應して廣汎なる文献があり、さうして此等文献は、雇主と被僱者との相反する利害關係が問題となる場合には、往々にして亦、社會的領域にも亘つて居る。それにも拘はらず、吾人が既に總論編に於て述べたるが如く、斯種

の秘密の萬人に首肯せらるゝ明瞭なる概念は、文献に於ても、實地に於ても、尙ほ未だ存存しない、さうして實地は之に對して逐條的列舉に依り僅に處置するに過ぎず、随つて少くとも裁判の領域に於ては、保護に値する秘密として取扱はるべきもの、限界が或る程度まで劃成せらるゝに至つた。併し乍らあらゆる新しき種類の場合に對して、これは尙ほ依然として何等の解決をも意味しない。但し幾多の未解決の問題が残つて居る際に、本書の狭小なる範圍内に於て此の問題を根柢まで追究せんとする事は其の分でないであらう。吾人に取つて必要なることは、總論編に於て述べられたる一般的の秘密概念のみを以てしても十分に把握せられ得る。

しかも吾人に取つては、秘密につきて權利を有し、且つ就中亦、第一次的に刑事上の訴に對して親告權ある秘密所有主の問題が特別の興味を有するものである。此の場合に於ても亦、其の觀念は經濟形式に於ける變遷に對應して時代と共に變化した。つひ近頃までは、經濟企業の背後に、就中其の主人、謂はゆる『事業の魂』の力強き人格が認められた。それは、前世紀の後半に其の端緒を發したる偉大なる經濟飛躍の時代にしかく多數に見受けられたるが如く、其の一身と彼の企業とが不可分に結び付けられて居る人物である。随つて主流の見解が、此の人物を以て、彼の經營の秘密の所有主と看做し、かくして秘密につきての權利を一箇の人格權 (Personalitätsrecht) なりと主張したことは當然であつた。今日も尙ほ此の觀念は、幾多の記者に依つて代表せられて居る(5)。併し乍ら時代の進歩と共に、種々なる法人、經濟的大商社、竝に亦、相續の結果として株式會社等に變形したる企業

が發展し、此等が必然的に、經濟企業の内部に於ける人格性を後方に退却せしめ、さうして徐々に、独自の實體を有する『企業』と云ふ、一箇の新しき存在に其の地を譲らしむる傾向を齎らした(6)。特に株式會社 (Société anonyme) に在りては、其の所有者、即ち株主は、完全に不明となるまで圖面より其の姿を隠し得る。そこで企業個性 (Unternehmensindividualität) と云ふ概念を、シュミット (Schmidt) (7) が創造した、さうして最近に至り幾多の記者が彼に追隨し(8) 本書も亦、此の觀念を奉ずるものである。極めて一般的に見てかか不正競争、及特に、製造及業務の秘密の侵害に依る加害は、此の『企業』といふ存在に對して其の鋒を向けるのである。

(5) Schmidt 一二頁、Korrod 一一〇頁、Kohler 二四六頁、Goldstein 一五頁、Ringier 八〇頁、Degen 四三三頁、Egger スイス民法第十七條註一七、Morosow 一五頁、Lohe 二二三頁、Herold 三九頁等參照。スイス聯邦大審院も亦、判決集第二三卷二〇五頁所載判決に於て初めて詳細に理由づけられたる其の立場を今日に至るまで尙ほ未だ拋棄して居ない。

(6) これは必しも一定の法人と同一物ではなく、一定の經濟的目的を追求する經濟體を表現するものである。それは一個の經濟體として、或る法人又は自然人より他の法人又は自然人に移轉し得るのみならず、秘密、使用權、特許權等の買収に依り亦地理的に其の效果圈を移動することも出来る。

(7) Schmidt 一三三頁。

(8) Pollmann 六〇頁、Stollenberg 一二頁、Neu 一九頁、Callmann ドイツ不正競争防止法第十七條註三、Kern 一〇頁、Hahn 一三三頁。

經濟的間諜行爲の國內的性質と、商業及工業に於ける當初の小規模なる状態とに相應して、之に對する法律的取締は、今日尙ほ諸州の手に在る。併し乍ら商工業の進展と共に、州の境界が餘りに狭く

なつた、随つて此の問題は、今日に在りては、聯邦的問題として觀察せられなければならない。惟ふに此の材料に對しても亦、遠からずして、スイス聯邦の全範圍に於ける立法を見るであらう。次節に於て、最初に諸州の現行法の概観を示さるゝであらう。

### 第十八節 諸州に於ける現行法

諸州に於て不正競争法が制定せられたる當時に存在したる情勢より觀れば、工場間諜行爲は、明瞭に、概して競争の從屬的現象に過ぎなかつた。如何となれば、それは何處でも一法律の主題となつたことは勿論、單なる一箇の法律條項の主題となつたことすら絶無であり、單に他の法律規定の附屬物として存在し、若しくは隠れたる形式に於て單に其の限に於て此等法律規定の伴生現象と解せらるゝに過ぎなかつたからである。

單に漏泄犯罪に適用せらるゝのみならずして、一般に間諜行爲に該當するものと稱せられ得る規定は、チューリッヒ、ベルン、ルツェルン、シュヴィーツ、ニートヴァルデン、ツーク、フライブルク、バーゼル市部州、シャツクハウゼン、アールガウ、ツールガウ、ヴァート、ヴァリス、ノイエンプルク及ヂュネーヴの各州に存在する(1)。

(1) 法律の正文は、追録二九一頁以下参照。

間諜行爲が漏泄と別箇のものとして現はれて居るところは極めて少數の州に過ぎない。例へばシャ

ツクハウゼン及ツールガウは、他人の祕密への不當なる侵入を、又シュヴィーツ及フライブルクは、更に稍々廣く、不正なる手段に依る知識收得を罰し、一方ベルンは其の刑法中、祕密のあらゆる種類の侵害に對して刑罰を科する一條に於て、商業帳簿の破開及閱讀といふことを掲げて居る。此の外、ベルンの商品商業法 (*Das Warenhandelsgesetz*) に於て、單に尙ほ、職員及使用の買収といふことが、間諜行爲の可能なる伴生現象として問題となつて居り、チューリッヒ、ニートヴァルデン、アールガウ及バーゼル市部州も亦、之を掲げて居る。

製造及業務の祕密の漏泄を防遏せんとする規定に於ては、經濟の領域に於ける間諜行爲が已むを得ずして最も頻繁に使用しなければならないところの、漏泄教唆といふことに對する刑罰威嚇も亦、最も多く見受けらるゝものである。それ故に、吾人は先に、間諜行爲を以て祕密漏泄と同一なりとする見解と明瞭に絶縁したるに拘はらず、尙ほ間諜行爲を防遏するに適する手段として此等の規定も亦同様に、吾人の觀察の圈内に屬するものである。斯様の規定は、チューリッヒ、ルツェルン、ニートヴァルデン、ツーク、バーゼル市部、アールガウ、ヴァート、ヴァリス、ノイエンプルク及ヂュネーヴの諸州に見出だされる。

犯罪構成要件の法律的種類は、以上を以て既に盡きて居る。即ち、以上に擧げられて居ない諸州に於ては、何等かの點より見て經濟的間諜行爲に適用せられ得ると思しき刑罰規定が全然存在しない。但し若干の州は、更に、不誠實なる方法を以て取得せられたる知識の分與といふことをも掲げて居

る。併し乍ら之に關する法律正文の關係は、全く間諜行爲に適合せず、隨つて此等の規定は之を本章の中に包容することが出来ない。

ヴァート州の不正競争防止法は、最も新しく且つ最も完全なるもの、一であるが、同州は、雇主にし自己の被僱者が他人を教唆して漏泄罪を犯さしむることを懲罰する者を罰して居る。ノイエンプルク州も亦此の規定を踏襲して居る。

教唆の未遂は、ツーク及アールガウの兩州が特に之を掲げて居り、ベルン、ツーク及デュネーヴの三州は、故意の犯罪と相並んで、重過失に因る犯罪に對しても刑罰を科して居る。

刑は、勿論孰れの州に在りても、關係法律全體として量定せられて居り、隨つて、間諜行爲防遏に關する孰れの州の刑罰規範も、専ら極めて概括的性質を有し得るに過ぎない。單に罰金のみを規定するヴァート及ヴァリスの兩州を除き、刑罰威嚇は、諸州を通じて、罰金又は禁錮又は兩刑併科といふことになつて居る。罰金の最大限は、デュネーヴに於ける二〇、〇〇〇フランである。——禁錮刑に對する最大限は、大多數の州に於て六箇月と定められて居る。

比較的多くの州、即ちチューリッヒ、ベルン、ツーク、バーゼル市部、ヴァート、ヴァリス及デュネーヴの諸州は、累犯の場合に刑の加重を發現せしめて居る。更に刑罰の最も有效なる附帶措置として實證せらるゝが如く見ゆるものは、判決の公告である。ベルン、ルツェルン、シュヴィーツ、ニトヴァルデン、ツーク、バーゼル市部、アールガウ、ノイエンプルク及デュネーヴは、或は強制的

に若くは單に『重き場合に』限り之を規定して居る。但し此の規定は多くは選擇的であり、通則として被害者側より敗訴者の費用に於て之を請求することを得る。

チューリッヒ及ノイエンプルクを除き、此の犯罪全體が單に親告罪となつて居り、若干の州は、加ふるに特別に短き消滅時効を定めて居る。ツーク州に於ては訴權は三箇月の時効、シュヴィーツに於ては一箇年の時効を以て消滅し、之に反してヴァートは同一の期間を判決確定したる犯罪の時効に對して規定して居る。最高の罰金限度を有するデュネーヴ州は、累犯の場合に、不正競争の領域に於ける凡ての犯罪を既往五箇年に遡つて追究するが故に、同州の法律は、恐らく累犯を一般に考慮せざる他州の法律と比較して割合に嚴格なることが明かである。

以上を總括して吾人は、間諜行爲に關する立法が、諸州の競争及商品商業法に於て、何等の重要な歴史を残して居ないといふことを確認することが出来る。惟ふにそれは、スイス聯邦の刑法草案の埒内に於ける同種の發展が既に間もなく五十年に垂んとして居り、隨つて諸州が、独自の法規の最早時勢に適せざることを認めても、追つて確立せらるべき聯邦法律を待望しつゝあることに因ることが其の主要なる理由である。

### 第十九節 聯邦の共通的基礎に於ける立法の發展

經濟的間諜行爲の領域に於て、スイスの立法は、ドイツが先づ之を標示し、更にオーストリアに於

ても辿られたるものと同一の道を辿つて居る。ラテン語系諸國、竝に英米的法律觀念を有する諸國が別箇に方向づけられて居ることは、既に緒説に於て述べられたるが如くである(1)。

(1) 前出四五頁參照。

スイス國に於ても亦、製造の祕密の保護は、當初専ら特許法に依つて保證せられた。由來特許法は其の性質に相應して漏泄を主たる對象とし、之に反して間諜行爲の問題は全然存在しなかつた。蓋し、一般に法律上の保護に對する請求權を有したるものは、専ら特許權、即ち公に告示せられたる手續及構造のみであつたからである。其の場合に漏泄と相並んで、特許法に於ては更に、不誠實なる方法を以て取得せられたる知識の利用といふことが刑罰に附せられて居る。といふのは、之に依つて初めて實質的損害が発生するのであり、之に反して漏泄のみにては、單に一箇の危険に過ぎないからである。

然るに、此の法律的取締の繼兒は、スイス國に於ても亦、他國に於けると同様に、之に對して特許手續が動もすれば適合せざる化學工業であつた。如何となれば、若し製造の祕密が、或る材料の製出工程に在り、さうして斯かる材料其自體としては何人にも夙に知られて居るが、併し何人も其の起生の歴史を看知すること能はざるものであるならば、斯かる材料が何人かに依つて製出せられたる場合に、同人が一定の工程を應用したといふことを立證することも亦、不可能であるからである。

加之、發明特許に關する聯邦法律(2)は、人間及動物の榮養に資することを目的とするあらゆる材

料の特許下附を一般に禁止して居るが、之に依つて影響せらるゝものは、是亦謂ふまでも無く主として化學工業である。併し乍ら、化學工業も亦、其の製造祕密の適當なる保護に値することは言を俟たない、隨つて、斯種の祕密の探知を防遏せんとする最初の主動も亦、スイス化學工業會社(Schweizerische Gesellschaft für chemische Industrie)に發した。即ち同社は、一八九二年中、チユルヒア教授及後の聯邦評議會(内閣)員フォラー兩氏の起草に係る『工業の領域に於ける精神的所有權の保護に關する意見書』を提出するに至つたが、同意見書は、大體に於て次の如き内容を有する新規律の發布を希望する提案を主體とするものであつた。

『信書又ハ文書ノ祕密ノ侵害ニ依リ又ハ類似ノ方法ヲ以テ、特ニ亦、使用人ヲ教唆シテ製造祕密ヲ漏泄セシメ、又ハ斯カル漏泄ヲ故意ニ利用シテ從來祕密ニ附セラレタル新シキ工程ヲ營業上ニ利用スルノ目的ヲ以テ領得スル者ハ、製造祕密ノ侵害ノ罪ヲ以テ之ヲ論ス』

第二項……(罰則)……(3)

(2) 現行法は、一九二九年一〇月九日附の體裁に従ふ。

(3) Zurcher und Forrer 二九頁。

此の提案は、かくして初めて第三者、即ち祕密への闖入者が主たる人物として現はれ、使用人には、斯種の場合に於て實際の事情に適合するが如く、單に一個の被教唆者又は幫助者の役割が振當てられたる限に於て、法律技術上、一箇の注目すべき改新であつた。同時に此の體裁に於ても亦、單に

竊盜的竝に詐欺的なる行爲様式のみが追究せられ』之に反して労働者が其の経験したるところのもの、及、習得したるところのものを、自己の爲めに利用する自由は、毫も制限せられなかつた』(4)。

(4) Zürcher und Forrer

次いで出でたる聯邦刑法一八九四年シュトース暫定法案 (Der Stössche Vorentwurf vom 1894 zum Eidgenössischen Strafgesetz) は、其の第八十九條に於て製造秘密の侵害を對象としたが、同法案に於ても、勿論、單に漏泄と漏泄の故意の利用とのみが含まれて居た。それ故にテュルヒア<sup>1</sup>及フオラー<sup>2</sup>の意見は、依然として何等の効果無しに了つた。併し乍ら、既に一八九六年の暫定草案に於ては、之に關係ある第九十五條が、稍々此の意見に接近して來た。同條の文言は左の如くであつた。

『製造秘密の侵害』

之カ秘密保守ノ義務アル製造秘密ヲ漏泄スル者、不正ノ手段ニ依リ製造秘密ニ關スル知識ヲ收得スル者ハ、告訴ヲ待チテ……ニ處ス』

かくして漏泄者と同謀者とは、同一階段に置かるゝに至つた。

次いで、一九〇三年の暫定草案に於ける第六十條、竝に、一九〇八年暫定草案に於ける第九十七條は、製造秘密と相並んで、業務の秘密をも採り入れたること以外、何等の原則的變更を齎らさなかつた。之に反して、一九一六年の暫定草案に於て、第一百四十五條は、再び特許法の先例に接近した。同條は『無形財産權ニ對スル犯罪』の節に在りて次の如き文言を有した。

『製造及業務秘密ノ侵害』

法律上又ハ契約上ノ義務ニ因リ之ヲ保全スルコトヲ要シタル製造又ハ業務ノ秘密ヲ漏泄スル者

漏泄ヲ利用スル者、

不正ノ手段ニ依リテ探知シタル製造又ハ業務ノ秘密ヲ競争ノ目的ノ爲メニ利用シ又ハ他人ニ告知スル者ハ

告訴ヲ待チテ禁錮又ハ罰金ニ處ス』

即ち此の文言に依りては、尙ほ單に、或る秘密を探知する競争者のみが追究せらるゝに止まるに反し、従前の各種の體裁に於ては、一切の間諜者が直に之に包容せられて居た(5)。

(5) Ringler 四一頁以下參照。

同條は其の後逐語的に、第三百三十九條として一九一八年の決定的刑法草案の中に移行した。更に一九二九年春の議會の審議に於ても亦、同條は無修正のまま、下院を通過したが、一九三一年秋の上院の審議に至つて、それまでの時日の間に生じたる見解の變化に逢着した。即ち此の新しき見解に依れば、由來一般的に競争といふ眼點の下に觀察せらるべき此の法律條項は、宜しく之を特別なる不正競争防止法の中に攝取すべきものであるといふのであつた。元來、不正競争防止法は、先に一九二三年中、下院議員テューミ<sup>1</sup>が、聯邦共通の營業法を制定すべしと主張したる動議の要求の一部を實現せんとしたものであり、之に對する準備作業は、當時既に若干の時日以來進行中であつた、さうして就中



ゲルマン(6)の手に成つた、關係材料の文献的工作に依つて顯著なる進捗を興へられて居た。それ故に上院は、此の法律の追つて成立すべきことに鑑みて、刑法草案より其の第三百三十九條を抹殺したものである。併し乍ら下院は、實體的には上院の意見に對して異議を有たなかつたとは謂ふものゝ、尙ほ且つ、不正競争防止法の運命が判然せざる間に何等の留保無しに此の規定を抹殺することは危険であると爲した、さうして一九三四年の夏、其の數日前に『不正競争ニ關スル聯邦法律』(Bundesgesetz über den unlauteren Wettbewerb) (一九三四年六月十一日附)に對する聯邦政府の教書が發せられ、之に依つて同法律が既に著しく實現に近づいたに拘はらず、依然として自己の従前の決議の固執を決議した。蓋し本法が效力を生ずるであらうといふ保證は、尙ほ未だ興へられて居なかつたからである。

(6) 前出文献一覽表二五頁參照。

かくして其の後に至り、兩院の委員會は、彼等の實體的一致を確認した。それは、草案第三百三十九條の抹殺の問題は、不正競争防止法の落着を見るまで、全然討議を爲すに熟するものと爲り得ないといふ意味に於ける一致であつた、隨つて兩者は、形式的不一致へ『一致』した。即ち下院は草案第三百三十九條の『條件付固執』を、上院は其の『條件付抹殺』を主張して下らなかつたからである。斯うした單純なる方法を以て、同條は當分の間、刑法草案の幾多の拭ひ去られざる異論の一覽表の恒久的内容の一を爲すといふ結果となつた、さうしてこれも亦、或は、スイス刑法の起生史に於ける無數の遲滞に對して更に一個の誘因を形成するものとなるかも知れないのである。

一九三四年秋に至り、議會の審議の段階に入つた不正競争防止法の草案は、刑法草案第三百三十九條を無造作に採り上げなかつた。元來此の法律は、其の目的に對應して専ら、同一の顧客を爭奪せんとする競争者の間の直接なる競争の取締といふことを目標として居る。隨つて、製造及業務の秘密の漏泄すら此の法律に於ては、單に不正競争の多くの可能性の一として現はれて居るに過ぎない。蓋し不正競争とは、第一次的に『顧客の不正なる爭奪』即ち、顧客を不正なる作爲に依り自己の營業に誘引して競争者に損害を興ふること、解釋せられなければならないからである。斯くして、秘密漏泄すら『顧客の誘引』といふ主要命題を直接には何等の關係も無き、隨つて本來的には單に不正競争に對する從的現象に過ぎずとするならば、場所的に多くは大規模に亘つて居り、さうして此の觀方よりすれば、斯くの如く全然地方的關係を基準として裁定せられて居る法律の取締に於ける一箇の異體と見られなければならない間諜行爲は、尙ほ一層、本來の不正競争を距ること遠いものである。此の法律の性質は、茲に關係ある第十六條の文言に於ても明瞭に現はれて居る。

『一、競争ヲ有利ナラシムル爲メ故意ニ又ハ重過失ニ因リ左ノ各號ニ該當スル行爲ニ依リテ他人ノ顧客ヲ減少セシメ又ハ顧客ノ占有ヲ脅威シ又ハ他人ノ信用又ハ其ノ他ノ競争能力ノ基礎ニ損害又ハ危険ヲ與フル者ハ之ヲ罰ス

(a) ……

(b) 他人ノ勞務者、受任者又ハ助手ヲ製造又ハ業務ノ秘密ノ漏泄ニ誘惑シ若クハ違法ニ又ハ信義

(c) ……

二、……(漏泄者ノ處罰)

三、……(刑罰、罰金又ハ禁錮)

更に本法に關する政府教書(同法第二條に對する)も亦、不正競争防止法が、製造及業務の祕密の一切の諜知の一般的處罰といふことの爲めには、此等の問題の周到なる検討に従へば適當ならざるものであると認められたことを明言し、其の理由として、若し本法が斯くの如き意味の法律として解釋せらるゝならば、正當なる諜知と不正なる諜知(雇主の利益と被傭者の利益)との間に於ける限界劃定に於ける種々なる困難が特に著しく發現しなければならぬであらうといふことを擧げて居る。

若し吾人が、間諜行爲は、直接間諜行爲の外に、間接間諜行爲並にあらゆる未遂及豫備行爲をも把握するにあらざれば到底有效に之を防遏すること能はざること、並に、隨つて間諜行爲は、茲に論ぜられて居る法律の如く、しかく嚴密に局地的に限定せらるゝ、法律の埒を、通則として超脱するものなることに想起するならば、吾人は當然前述せる教書の見解に賛成しなければならぬ(7)。

(7) Halfer II 一〇五頁以下にも類似の意見が述べられて居る。

併し乍ら吾人は亦、經濟的間諜行爲は、それが不正競争防止の爲めの法律より全然引離されざる限り、決して遺憾無く之を把握することが出來ないことをも明瞭に認識しなければならぬ。此の意味

に適應する法律條項の居るべき場所は、一般刑法の中、詳しく謂へば、法律的に觀て一般に相關聯する軍事的並に政治的間諜行爲と同一の場所である。如何となれば『國家の利益と相容れざる目的の爲めに』行はるゝ事實探索のみが、吾人の定義に従へば、間諜行爲の刑法的概念の下に屬するものなるが故である。此の結果として恐らく裁判は、純然たる局地的範圍内に於ける相互の諜知行爲を、多くは健全なる競争手段なりと宣告し、隨つて之を國家の利益に反馳する所爲の中に包括しないといふこととなるであらう。さうして他方に於て間諜行爲は、單にそれが祕密の探知を目標とする場合に於てのみならず、一般的に——軍事的並に政治的間諜行爲の如く——國家の利益を危くすると同時に防止せらるべきものである(8)。

(8) 前出九六頁以下參照。

經濟的間諜行爲の把握に對する立法的解決は、故を以て假に吾人が、單に、刑法草案第三百三十九條を存續せしむべきか、若くは、不正競争防止法第十六條の爲めに之を抹消すべきかの問題のみを決定するとも、尙ほ未だ完了しないのである。

隨つて吾人は、スイス國が現在のところでは、經濟的間諜行爲の防遏に對する有效なる現行規定をも、將た又計畫案をも有せざる状態に在ることを確認しなければならぬ、さうして此のことは同一の意味に於て、ドイツ及オーストリアにも該當するところである。しかも斯かる法規は、軍事的及政治的間諜行爲に對して軍刑法及防諜法が之を提供する法律的武器と同様に極めて望まじきものであ

る。

最近、ハフター氏(9)は、經濟的間諜行爲及經濟的漏泄に對するスイスの立法が、尙ほ全然渾沌たる状態の裡に在ることを、特別なる強調を以て指摘した。彼は、『不正競争』(Unlauterer Wettbewerb)『國民的經濟漏泄』(Nationaler Wirtschaftsverrat)『國際的經濟漏泄』(Internationaler Wirtschaftsverrat)の三種の領域を區別すべき、一箇の三分法を提案して居る。

(9) Hafter II 110二頁以下參照。

吾人が今茲に關心を有するものは、専ら間諜行爲に關する立法のみであり、此の立法に取つては、不正競争といふ、内容的に狭く限定せられて居る領域は先に吾人の叙述したるところに依り、經濟に於ける漏泄と異なり、問題とならない。之に反して其の他の諸行爲を、國內的間諜行爲と國際的間諜行爲とに區別することは、吾人が既に緒説(10)に於て述べたるが如く、本書の所説と合致するものである。

(10) 前出五〇頁參照。

間諜行爲と漏泄とを共通に取扱ふハフターの提案は、此の最後の二つの領域、即ち、國內的間諜行爲と國際的間諜行爲について、次の如き文言を有つて居る。即ち

『一、スイス國ノ公法上ノ企業又ハ私有企業ノ業務又ハ經營ノ秘密ニシテ其ノ保守ヲスイス國民經濟ノ利益(別文、公益)トスルモノヲ、自ラ利用シ又ハ他人ヲシテ之ニ接近スルコトヲ得セシメンカ爲

メニ諜知スル者、

斯種ノ既知ノ秘密ニ他人ヲシテ接近スルコトヲ得セシムル者ハ

禁錮及二〇、〇〇〇フラン以下ノ罰金ニ處ス

二、諜知カ外國ノ官公處又ハ外國ノ私有企業又ハ私的組織ヲシテ秘密ニ接近スルコトヲ得セシメンカ爲メニ行ハレタル場合、若クハ外國ノ官公處又ハ外國ノ私有企業又ハ私的組織ヲシテ秘密ニ接近スルコトヲ得セシメタル場合ニハ、懲役及五〇、〇〇〇フラン以下ノ罰金ヲ宣告スルコトヲ得

三、過失ニ因リ局外者ヲシテ斯種ノ秘密ニ接近スルコトヲ得セシムル者ハ一〇、〇〇〇フラン以下ノ罰金ニ處ス

四、外國ニ於テ爲シタル行爲ハ之ヲ罰ス。外國人ニ對シテハ追放ヲ宣告スルコトヲ得(11)。

(11) Hafter II 111四頁。

併し乍ら、以上の説明は、吾人が間諜行爲に對しては卑劣性の要素を否定したるに反して、漏泄者は場合に依りて當然、何等かの名譽剝奪的刑罰の適用を受くべきものであるといふ理由のみよりして、も既に、間諜行爲を全然漏泄より分離することの妥當なる所以を強調する一助と爲つたであらう。斯くの如く兩者を分離するに當つて、國際的經濟的間諜行爲は、之を軍事的竝に政治的間諜行爲と共に單一の法律條項の中に糾合するを適當とし(12)、之に反して國內的經濟的間諜行爲に對しては、別箇の特殊構成要件を創造することを正常とするであらう。軍事的竝に政治的領域に於ては今日尙ほ、斯

かる特殊構成要件に對する何等の類似要件は存在しない。蓋し之に相應する必要も亦存在しないからである。其の法律條項は、かの防諜法の規定に準じて、次の如き文言を有し得るであらう。即ち

『スイスノ人又ハ企業ノ利益ノ爲メニスイスノ國民經濟ノ不利益トナルヘキ情報勤務ヲ行ヒ又ハ斯種ノ勤務ヲ施設スル者

斯種ノ勤務ノ爲メニ人員ヲ募集シ又ハ之ニ援助ヲ與フル者ハ

禁錮又ハ罰金ニ處ス

犯人ノ行爲過失ニ因ルトキハ刑ハ……トス

通信及材料ハ之ヲ沒收ス』

刑法々典の範圍内に於て、斯かる條項を掲ぐべき個處は、第十三節（國家及國防ニ對スル犯罪）中たるべく、之に依つて、國內的間諜行爲の場合につきても容易に考へられ得る在外國行爲に對しても亦——吾國の國境區域を想起せよ——刑罰を適用することを期すべきである。

（12） 後出二八一—二八二頁參照。

## 結 尾 觀 察

本篇の目的は、若し吾人が間諜行爲を有効に防遏せんと欲するならば、之を獨自の種類の犯罪 (Delictum sui generis) として解釋するにあらざれば、即ち、之を一法律、若くは少くとも一法律條項の主題と爲すにあらざれば、到底之を克くすること能はざる所以を示すに資するところあらんとするに在つた。若し間諜行爲が、今日も尚ほ殆んど到る處に於て之を見るが如く、單に其の秘密漏泄 (Geheimisverrat) 若しくは叛逆 (Landesverrat) との接觸點に於てのみ觀察せらるゝならば、それは竟に、多くの點に於て把握せられずして了るであらう。蓋し間諜行爲は——吾人が之を説明せんと試みたるが如く、漏泄 (又は裏切 Verrat) と往々にして何等の交渉をも有せざることあるが故である。併し乍ら間諜行爲は、其の直接なる形式に於けると間接なる形式に於けるとを問はず、國家の利益に對する一箇の痛切なる危険を意味し得るが故に、裁判は常に間諜行爲に關する現今の觀念に對應して、幾多の點に於て頗る不十分なる各種法律を外延的に廣く解釋することに依り、法律の缺陷に拘はらず尚ほ且つ、間諜行爲の構成要件を能ふ限り多く把握せんとする傾向を有するであらう。然るに此の傾向は逆に、言語用法の埒を踏み超え、さうして之と共に法の不安固の核子を包藏するが如き、法律的概念解釋に導き易い。此の意味に於て、既にドイツ語區域の法律文献に於ても亦、間諜行爲、

漏泄、秘密、叛逆、等の諸概念が、學問上専ら有害なる混亂を見るに至つた。

併し乍ら、主要なる法律の過半が、右に示唆せられたる意味に於て、向後尙ほ不備と看做されなければならぬ間は、改正といふことは到底發現し得ないであらう。

惟ふに、間諜行爲罪と漏泄罪との原則的沒交渉を、主として世界大戰中、及、其の後に發生したる多數の具體的事件に憑據して、明瞭に認識することは、諸大國よりも寧ろ、外國の爲めにする間諜行爲と最初に切實に接觸したる國としてのスイス國に留保せられたる任務であつた。蓋し謂はゆる大國に在りては、間諜行爲が、通例として攻勢的と感ぜらるゝ形に於て現はるゝが故に、恐らくスイスに於けるが如く明瞭にそれが認識せられ得ざるが故である。

一八八六年竝に一九三四年のフランスの法律は、間諜行爲を主題と爲さんと欲したる最初のものであるが、尙ほ未だ間諜行爲と漏泄との分離を實現するに至らなかつたが故に、眞に純然たる間諜法律の嚆矢を以て目せられ得るものは、スイスの防諜法 (*Das Spitzengesetz*) である。併し乍ら此の防諜法の文言は、吾人が證明せんと試みたるが如く、尙ほ幾多の改善を必要とするものがある。

間諜行爲を有効に防遏することは、現在に於ける最も緊急なる立法的急務の一に居るものである。蓋し間諜行爲は、極めて一般的に謂へば、最も廣義に於て一國の國防を危くするの惧あるが故である。

若し試に回顧して、間諜行爲がスイス國に於て、現行法に依り如何なる範圍及程度に於ける刑罰を

科せられて居るかにつき報告を行はんと欲するならば、吾人は謂ふまでも無く、かの防諜法、及、之と共にスイス國刑法草案が——單に立法者の眞實の意圖を一層明瞭に表現せんと欲するに過ぎざる吾人の所説に従つて、此等の法律及草案の正文が假に改正せらるゝことありとしても——尙ほ幾多の重大なる缺陷を残すものなることを認めなければならぬ。

先づ第一に、國際的間諜行爲を観察するならば、吾人は、立法技術上原則として、此の間諜行爲がスイス國の不利益の爲めに行はるゝ場合と、それが單にスイス國の領土を利用して第三國の不利益を計るといふに止まる場合との、二種の場合を區別しなければならぬ。如何となれば、吾人が既に詳細に述べたるが如く(1)、獨り第一の場合に於てのみ、即ちスイス國の利益を危くすることが目的とせられたる場合に於てのみ、外國に於ける行爲も亦、之を處罰すべき理由が存するが故である。

(1) 前出二〇八頁以下及、二三六頁以下参照。

次には、間諜行爲が、全體としての國家、即ち一般的に謂へば、其の國防を目標とするか、若くは、それが防諜法第二條——政治的情報勤務——に於て把握せられて居るが如く、國家の内部に於ける個人を目標とするかといふことの裡に存する差異が注意せられなければならない。

此の第一の場合、即ちスイス國又は第三國の國防に對する國際的間諜行爲につき現行一般刑法に含まれて居る規定は、防諜法第三條のみであり、同條は、スイス刑法草案に於て適切に變形して、草案第二百三十三條其五及草案第二百六十五條の兩條となつて居る。併し乍ら此等の條項は悉く單に、

軍事的情報勤務を云爲するに過ぎず、何故に政治的、並に經濟的の情報も亦、それが國家の施設若くは利益（外交上の利害、國民經濟等）を目標とする限に於て、軍事的情報勤務と共に犯罪構成要件の中に包含せられなかつたか、頗る諒解に苦しむところである。如何となれば此等の領域に於ても亦、國防が痛切に危くせられ得るが故である。

それ故に、完全に有效ならんが爲めには、右に擧げたる諸條は、之を次の如き文言としなければならぬであらう。

刑法草案第二百三十三條其五

『國防ニ關スル情報勤務。』

外國ノ利益ノ爲メニスイス國ノ不利益トナルヘキ軍事的、政治的又ハ經濟的の情報勤務ヲ行ヒ又ハ斯種ノ勤務ヲ施設スル者、

斯種ノ勤務ノ爲メニ人員ヲ募集シ又ハ之ニ援助ヲ與フル者ハ

禁錮又ハ罰金ニ處ス。

犯人ノ行爲過失ニ因ルトキハ刑ハ……トス。

通信及材料ハ之ヲ沒收ス』

草案第二百六十五條

『外國ニ對スル情報勤務。』

スイス國ノ領土内ニ於テ一外國ノ爲メニ一外國ノ不利益ト爲ルヘキ軍事的、政治的又ハ經濟的の情報勤務ヲ行ヒ又ハ斯種ノ勤務ヲ施設スル者、

斯種ノ勤務ノ爲メニ人員ヲ募集シ又ハ之ニ援助ヲ與フル者ハ

禁錮ニ處ス。

通信及材料ハ之ヲ沒收ス』

國家内に在る個人を目標とし、且つ排他的に政治的性質を帶ぶる國際的間諜行爲につきは、今日までのところでは、單に、スイス國の事情に關係ある情報勤務の捕捉の必要が現はれたに過ぎず、之に反して、或る一外國の利益と爲り、他の一外國の不利益と爲るべき情報勤務にして、其の一部分がスイス國內に於て演ぜらるゝ、凡ての類似のものは、スイス國側より當分の間、何等の刑罰をも科せられざることになつて居る。

叙述の完全を期せんが爲め、防諜法第二條及第四條の有効なる併合(2)に對する吾人の提案を、もう一度茲に掲ぐることにしよう(但し、スイス刑法草案第二百三十三條其五及草案第二百六十五條と一致せしめんが爲め、最後に一項を加へる)。

スイス刑法草案第二百三十三條其三

『外國ノ利益ノ爲メニスル政治的の情報勤務。』

外國ノ政府、官廳、黨派又ハ之ニ類スル組織、人的團體又ハ個人ノ利益ノ爲メニ個人又ハ政治

的團體ノスイス國領土内ニ於ケル行動ニ關シ政治的性質ヲ有スル情報勤務ヲ行ヒテスイス國ノ國民又ハ住民ニ不利益ヲ與フル者、

特ニ或ル業務ノ祕密ヲ政治上ノ目的ノ爲メニ探知、拋棄シ又ハ其ノ知識ヲ傳達スル者、

斯カル勤務ヲ施設スル者

斯カル勤務ノ爲メニ人員ヲ募集シ又ハ之ニ援助ヲ與フル者ハ

禁錮ニ處ス。

犯人ノ行爲過失ニ因ルトキハ刑ハ……トス。

通信及材料ハ之ヲ沒收ス』

(2) 前出二四四—二四五頁參照。

國內的間諜行爲は、吾人が叙述の途中に於て既に之を示したるが如く、スイス國に於て今日までのところ、單に些細なる端役を勤むるに過ぎない。随つて之が法律取締は、國際的間諜行爲に對し、吾國の獨立性と中立性と利益の爲めに之を必要とするところのものに比して遙に狭き範圍に止むるを可とする。

軍事的方面に於ては、何等かの特別な犯罪構成要件を規定するの要は無いであらう。如何となれば、あらゆる豫備行爲が、大逆(Hochverrat)の犯罪の中に包含せらるゝこと——これは現今一般に立法の傾向に合致して居ることである——が、斯種の極めて稀に發現するに止まることの豫想せらるゝ場

合を把握するに十分なる手段を提供し得るであらうからである。

政治的關係に在りて、何等かの立法的成果に對する必要が感ぜらるゝのは(3)、單に選舉及投票の祕密の領域に於けるものゝみである。之に關しては、刑法草案第二百五十三條の文言に對する吾人の提案を、もう一度掲げることゝしよう。即ち

草案第二百五十三條

『表決及選舉ノ祕密ノ侵害

不正當ナル施設ニ依リ個々ノ有權者カ如何ニ表決スルカ若クハ表決シタルカニ付キ知識ヲ收得スル者ハ禁錮又ハ罰金ニ處ス』

(3) 前出二四八頁以下參照。

經濟的領域に於て、間諜行爲防遏の爲めの有效者なる法律的手段が、疑も無く必要なるべきに拘はらず、吾人が今日に至るまで、現行法として——竝に計畫案としても——何等斯くの如き手段を有せざることは、既に詳述したるが如くである。左に、スイス刑法の草案の中に採り入れらるべき一新箇條に對する吾人の提案を再記しよう(4)。即ち

(刑法草案第十三節中) 第……條

『經濟的情報勤務。

スイスノ人又ハ企業ノ利益ノ爲メニスイスノ國民經濟ノ不利益トナルヘキ情報勤務ヲ行ヒ又ハ

斯種ノ勤務ヲ施設スル者斯種ノ勤務ヲ爲メニ人員ヲ募集シ又ハ之ニ援助ヲ與フル者ハ  
禁錮及罰金ニ處ス

(禁錮犯人ノ行爲過失ニ因ルトキハ刑ハ罰金トス)

通信及材料ハ之ヲ沒收ス

(4) 前出二七六頁參照。

最後に尙ほ、完全を期せんが爲め、郵便、電信及電話の祕密の保護を目的とする罰則について一言しなければならぬ(5)。勿論此等の罰則に依つては、單に若干の犯罪が、郵便、電信又は電話勤務上の義務を有する人々に依つて行はるゝ限に於てのみ把握せられ得るに過ぎず、随つて此等の罰則は、第一次的に漏洩罪に關する規定の性質を帯ぶるものである。併し乍ら彼等は、郵便、電信又は電話従業員が間諜行爲構成要件に關與する限に於て、亦此等の犯罪を把握せんが爲め的手段として問題と爲り得るものたるを失はない。間諜行爲刑事立法の立場より觀れば、間諜行爲が交通の安全に對する重大なる危険を意味する限り、職務上の機能無き者も亦、此の犯罪構成要件の中に包含せらるゝことの望ましくは謂ふまでも無ス。

(5) 一九二四年一〇月二日郵便交通ニ關スル聯邦法律 (Bundesgesetz betreffend den Postverkehr, vom 2. Oktober 1924)

『第五十七條 郵便ノ祕密並ニ郵便利用者ノ其ノ他ノ權利ノ侵害。

郵便事業上ノ職務ニ任スル者ニシテ

郵便ノ祕密ヲ侵ス者、特ニ特定人ノ郵便交通ニ關シテ報道ヲ爲シ、封緘セル郵送物ヲ開キ、斯種郵送物内容ヲ探究シ又ハ其ノ内容ヲ第三者ニ告クル者

郵送物ヲ破毀シ、棄却シ又ハ其ノ受領權利者ニ引渡サ、ル者

斯種ノ行爲ヲ爲ス機會ヲ何人カニ供與スル者ハ

禁錮ニ處ス。

郵便祕密侵害ノ輕キ場合ハ懲戒處分ニ附スルコトヲ得』

一九二二年一〇月一四日電信及電話交通ニ關スル聯邦法律 (Bundesgesetz betreffend Telegraphen- und Telephonverkehr, vom 14. Oktober 1922)

『第三十九條 電信及電話ノ祕密並ニ利用者ノ其ノ他ノ權利ノ侵害

電信又ハ電話事業上ノ職務ニ任スル者ニシテ

(a) 電信又ハ電話ノ祕密ヲ侵ス者、特ニ特定人ノ電信又ハ電話交通ニ關シテ報道ヲ爲シ、電報、無線電報又ハ電話ノ内容ヲ第三者ニ告クル者

(b) 電報又ハ無線電報ヲ偽造シ、不眞實ニ表示シ、變更シ、隱匿シ又ハ受領權利者ニ引渡サ

サル者

(c) 斯種ノ行爲ヲ爲ス機會ヲ何人カニ供與スル者ハ



禁錮ニ處ス

第一項ニ掲クル罪ノ輕キ場合特ニ其ノ過失ニ因ル行爲ハ懲戒處分ニ附スルコトヲ得

(未完)

禁錮ニ處スルノ罪ノ輕キ場合特ニ其ノ過失ニ因ル行爲ハ懲戒處分ニ附スルコトヲ得

### 追 録

#### 主要なる關係法律正文

##### 一、スイス國

###### a 聯邦法律

一九二七年六月一三日軍刑法 (Militärstrafgesetz—MStG—vom 13. Juni 1927.)

##### 第五節 國防及國軍ニ對スル重罪又ハ輕罪

###### 一、漏洩

###### 第八十六條 軍事上ノ祕密ノ侵害

一、國防上ノ見地ヨリ之ヲ祕密ニ附スル事實、準備、處置又ハ物ヲ、外國、外國ノ代理人又ハ公衆ニ知ラシメ又ハ之ニ接近スルコトヲ得セシメンカ爲メ諜知スル者

國防ノ見地ヨリ之ヲ祕密ニ附スル事實、準備、處置又ハ物ヲ、故意ニ外國、外國ノ代理人又ハ公衆ニ知ラシメ又ハ之ニ接近スルコトヲ得セシムル者ハ

重懲役ニ處ス

- 二、前項ノ行爲カ軍隊ノ現役召集期中ニ行ハル、トキハ、刑ハ三箇年ヲ下ラサルモノトス。犯人  
斯カル行爲ニ因リテスイス國軍隊ノ企圖ヲ妨害又ハ危殆ナラシムルトキハ無期懲役又ハ戰時ニ  
在リテハ死刑ヲ宣告スルコトヲ得
- 三、犯人ノ行爲過失ニ因ルトキハ刑ハ輕懲役トス

二、中立侵害

第九十三條 外國ニ對スル情報勤務

- 一、スイス國ノ領土内ニ於テ一外國ノ爲メ他ノ一外國ノ不利益ト爲ルヘキ情報勤務ヲ行フ者  
斯種ノ情報勤務ニ援助ヲ與フル者ハ  
輕懲役又ハ罰金ニ處ス
- 二、重キ場合ニハ重懲役ヲ宣告スルコトヲ得  
通信及材料ハ之ヲ沒收ス

一九三五年六月二一日聯邦ノ安全ノ保護ニ關スル聯邦裁決 (防諜法) Bundesbeschluss betreffend den Schutz der Sicherheit der Eidgenossenschaft vom 21. Juni 1935 (Spitzelgesetz; Sp(4).)

第二條 外國ヲ利スヘキ政治的情報勤務

- 一、スイス國ノ領土内ニ在リテ外國ノ政府、官廳、黨派又ハ類似ノ組織ノ利ヲ圖リ個人又ハ政治

的團體ノ政治的行動ニ付キ、スイス國又ハ其ノ國民又ハ住民ノ不利益ト爲ルヘキ情報勤務ヲ行  
フ者又ハ斯種ノ勤務ヲ施設スル者

斯種ノ勤務ノ爲メニ人員ヲ募集シ又ハ之ニ援助ヲ與フル者ハ  
輕懲役ニ處ス

- 二、重キ場合ニハ重懲役ヲ宣告スルコトヲ得。特ニ犯人カ行爲ヲ煽動シタル場合、若クハスイス  
聯邦ノ國內的又ハ對外的安全ヲ危殆ナラシムル惧アル虚偽ノ報告ヲ爲シタル場合ヲ以テ重キ場

合ト看做ス

第三條 軍事的情報勤務

スイス國ノ領土内ニ在リテ外國ヲ利センカ爲メ、スイス國又ハ外國ノ不利益ト爲ルヘキ情報勤務  
ヲ行ヒ又ハ斯種ノ勤務ヲ施設スル者

斯種ノ勤務ノ爲メニ人員ヲ募集シ又ハ之ニ援助ヲ與フル者ハ  
輕懲役ニ處ス。一九二七年六月一三日軍刑法第八十六條ハ之ヲ留保ス

第四條 外國ヲ利スヘキ經濟的情報勤務

外國ノ政府、官廳、黨派又ハ類似ノ組織又ハ其ノ代理人ヲシテ之ニ接近スルコトヲ得セシメンカ  
爲メニ製造又ハ業務ノ祕密ヲ探知スル者  
外國ノ政府、官廳、黨派又ハ類似ノ組織又ハ其ノ代理人ヲシテ製造又ハ業務ノ祕密ニ接近スルコ

トヲ得セシムル者ハ

輕懲役ニ處シ重キ場合ニハ重懲役ニ處ス

第五條 外國ニ於ケル行爲

外國ニ於テ爲シタル行爲ハ本裁決ノ罰則ノ適用ヲ受ク、但シ外國ノ不利益ト爲ルヘキ軍事的情報勤務ハ其ノスイス國ノ國民又ハ住民ニ損害ヲ與ヘタル場合ニ限リテ前段ノ適用ヲ受クルモノトス  
一九一八年七月二三日スイス刑法草案 (Entwurf eines schweizerischen Strafgesetzbuches vom 23. Juli 1918) (一九三六年八月現在狀態)

第十三節 國及國防ニ對スル重罪又ハ輕罪

一、國ニ對スル輕罪

第二百三十三條其三 (前掲防諜法第二條ト同一文言)

第二百三十三條其四 (前掲防諜法第四條ト同一文言)

第二百三十三條其五、軍事的情報勤務

外國ヲ利センカ爲メ、スイス國ノ不利益ト爲ルヘキ軍事的情報勤務ヲ行ヒ又ハ斯種ノ勤務ヲ施設スル者

斯種ノ勤務ノ爲メニ人員ヲ募集シ又ハ之ニ援助ヲ與フル者ハ

輕懲役又ハ罰金ニ處ス

通信及材料ハ之ヲ沒收ス

第十六節 國交ノ妨害

第二百六十五條 外國ニ對スル情報勤務

スイス國ノ領土内ニ在リテ一外國ノ爲メニ他ノ一外國ノ不利益ト爲ルヘキ軍事的情報勤務ヲ行ヒ又ハ斯種ノ勤務ヲ施設スル者

斯種ノ勤務ノ爲メニ人員ヲ募集シ又ハ之ニ援助ヲ與フル者ハ

輕懲役又ハ罰金ニ處ス

通信及材料ハ之ヲ沒收ス

b 各州法律

チエトリツヒ州

一八六九年一月七日及一九一六年二月一〇日兩選舉法ノ變更ニ關スル一九三一年二月八日法律

(Gesetz über die Änderung der Wahlgesetze vom 7. Nov. 1869. und 10. Dez. 1916. vom 8. Februar 1931.)

第三十一條其二

第一項……

第二項……

第三項 以上ノ外前記係員 (選舉事務局構成員) ニ對シ投票用紙ヲ閱覽シ又ハ第三者ノ爲メニ之ニ記入スルコトヲ禁ス

(違反に對する刑罰無し)

一九一一年一月二十九日商工業ニ於ケル不正競争ニ對スル法律 (Gesetz gegen den unlauteren Wettbewerb in Handels- und Gewerbebetrieb vom 29. Januar 1911)

第七條 左ノ各號ニ掲クル行爲ハ之ヲ禁ス

a 贈與又ハ約束及其ノ他ノ不正ナル方法ヲ以テ競業ノ使用人又ハ勞働者者ヨリ營業ノ祕密ヲ聞知シ及技術上ノ雛型又ハ仕様書ヲ取得セントスルコト並ニ斯種ノ方法ヲ以テ聞知シ得タル祕密ヲ競争ノ目的ノ爲メニ利用スルコト

b 或ル業務ヨリ供給又ハ仕事ノ注文ヲ取得センカ爲メ其ノ業務ノ使用人又ハ勞働者ニ贈與ヲ爲シ又ハ約束スルコト

第八條 本法規定ノ違反ハ縣廳 (Statthalteramt) 州に於て數箇の一町村の集團たる區域を、Amtsbezirk と稱し、其の長官は州を代表する者にして、Regierungstatthalter と名づけられて居る。其の事務廳が、Statthalteramt である (譯者補) ニ於テ二十乃至千フランノ科料ニ處ス。累犯者ニ對シテハ科料ハ之ヲ二千フラン迄トスルコトヲ得。重キ場合ニハ地方裁判所ニ移付スルコトヲ得、地方裁判所ハ右ノ外ニ一箇月迄ノ禁錮刑ヲ科スルコトヲ得。民事訴訟ニ依ル損害賠償請求權ノ追求亦同シ

ベルン州

一八六六年一月三〇日ベルン州刑法 (Strafgesetz für den Kanton Bern vom 30. Jan. 1866)

第八十六條 祕密ノ侵害

他人ニ損害ヲ與ヘ若クハ自己又ハ他人ニ不正ノ利益ヲ供與スルノ意圖ヲ以テ權限無ク信書、文書、家計簿又ハ商業帳簿又ハ其ノ他ノ書類ヲ破毀又ハ閱讀スル者ハ、被害者ノ訴ニ基キテ三十日以下ノ輕懲役又ハ百フラン以下ノ罰金ニ處ス

行爲カ單ニ好奇心ニ出テタルトキハ罰金ノミヲ申渡スコトヲ要ス

他人ニ不利益生シタルトキハ刑ハ六十日以下ノ輕懲役又ハ一箇年以下ノ矯正所收容トス

申渡シタル矯正所刑ハ之ヲ單純ノ拘留ニ變更スルコトヲ得

一九二六年五月九日商品商業、行商及市場取引ニ關スル法律 (Gesetz über den Warenhandel, das Wandergewerbe und den Marktverkehr vom 9. Mai 1926).

第九條

第一項

第二項 業務上ノ競争ニ於テハ特ニ左ノ各號ニ掲クル行爲ヲ禁ス

一、  
二、之ニ依リテ業務上ノ利益ヲ收メンカ爲メニ他ノ業務ノ職員、使用人、勞働者及徒弟ニ賄賂ヲ交付スルコト

三、……

第十條 州商工業會議所或ル經濟團體又ハ利害關係人ヲ具體の場合ニ於テ不正ノ業務行為又ハ不正競争ノ構成要件ヲ滿タシタル者ト認ムルトキハ、被害者自カラ告訴ヲ提起スルノ意思無キ限り、内務局ニ於テ違犯者ノ處罰ノ公訴ヲ提起スルコトヲ得。内務局ハ場合ニ依リ審理ヲ遂ケタル後更ニ他ノ處置（戒告又ハ判事ヘノ委付）ヲ爲ス

不正競争ノ場合ニ於テ利害關係人退讓スルトキハ事件ハ之ヲ打切ルモノトス

第六十八條 本法ノ規定ニ違反スル者ハ左ノ各號ニ掲クル刑ニ處ス

一、……

二、……

三、五十乃至五千フランノ罰金。但シ第八條、第九條、第四十條及第五十四條ニ對スル違反ノ場合ニハ六十日以下ノ輕懲役ヲ併科スルコトヲ得

累犯ニ在リテハ刑法ノ規定ニ從ヒ刑ノ重キ量定又ハ刑ノ加重ヲ生ス

不正競争（第八條及第九條）ノ場合ニ於ケル刑事訴追ハ專ラ被害者ノ告訴ヲ待テテ竝ニ專ラ惡意又ハ重過失ニ因ル行為ノ場合ニ限り之ヲ行フ。此ノ場合ニ於ケル消滅時効ハ被害者カ違反行為ヲ知り又ハ知ルコトヲ得ヘカリシ時ヨリ一年內ニ發生ス

判事ハ重キ違反行為ノ場合竝ニ累犯ノ場合ニ刑ノ言渡ヲ受ケタル者ノ費用ヲ以テ一種又ハ數種

ノ新聞ニ刑ノ判決ノ公告ヲ處分スルコトヲ得

刑法ノ規定ハ之ヲ留保ス

ルツェルン

一八九二年十一月二九日選舉及投票ニ關スル法律 (Gesetz über Wahlen und Abstimmungen vom

29. November 1892).

第三十三條 選舉事務局職員ハ投票強要ノ行ハレサルコト竝ニ各選舉權者カ第三者ノ掣肘ヲ受クルコト無ク其ノ選舉權ヲ行使シ得ルコトニ注意スヘシ。職員ハ必要アル場合ニ警察ヲ使用スルコトヲ得。投票者ヲ左右又ハ掣肘セントスル一切ノ企圖ハ職權ヲ以テ之ヲ訴追シ二百フランヲ限度トスル罰金ニ處スルコトヲ要ス

第二項 ……

第三項 ……

一九一五年十一月二九日ルツェルン州警察犯處罰令 (Polizeistrafgesetz des Kantons Luzern vom

29. November 1915).

第五十九條 選舉及投票ニ關スル法律ニ於テ刑ノ威嚇アル行為ハ二千フラン以下ノ罰金又ハ三箇月以下ノ輕懲役又ハ勞役所ニ處シ、能動的公民權ノ停止ヲ併科スルコトヲ得  
選舉又ハ投票事務局ノ職員若クハ投票ノ計算又ハ選舉又ハ投票用紙ノ取集ノ受任者前項ノ行為ノ

責ニ任スヘキトキハ刑ハ之ヲ倍加スルコトヲ要ス  
一九一二年一月三〇日商事警察ニ關スル法律 (Gesetz betreffend die Handelspolizei vom 30. Januar 1912).

第四條 一業務ノ使用人、勞働者及徒弟ニ對シテハ勞務關係ニ依リテ寄託セラレタル又ハ其ノ他ノ事由ニ因リテ接近スルコトヲ得シメラレタル業務上又ハ作業上ノ祕密ヲ雇傭關係ノ繼續中、競争ノ目的ノ爲メ又ハ營業ノ所有主ニ損害ヲ與フルノ意圖ヲ以テ他人ニ告クルコトヲ禁ス

使用人、勞働者又ハ徒弟ヲ誘惑シテ業務上及作業上ノ祕密ヲ漏泄セシムル者ハ教唆ノ理由ニ依リ之ヲ罰ス

第一項ニ記シタル告知ニ依リ若クハ法律又ハ善良ノ風俗ニ反スル自己ノ行爲ニ依リテ之カ知識ヲ取得シタル業務上及作業上ノ祕密ヲ競争ノ目的ノ爲メニ利用シ又ハ他人ニ告クルコトヲ禁ス

刑事訴追ハ專ラ被害者ノ告訴ヲ待チテ之ヲ行フ

第七十九條 一、本法第一條乃至第六條ニ對スル違反行爲ハ、損害賠償ニ關スル私法上ノ凡テノ義務ノ外二千フラン以下ノ罰金又ハ六箇月以下ノ輕懲役ニ處ス。兩刑ハ之ヲ併科スルコトヲ得。有罪宣告ハ告訴人ノ請求ニ基キ又ハ警察部ノ處分ニ基キ有罪ノ宣告ヲ受ケタル者ノ費用ヲ以テ州公報ニ之ヲ公告スルコトヲ要ス

二、

ウリ州

一九二九年四月八日選舉權及州祕密投票ニ關スル命令 (Verordnung betreffend Stimmrecht und kan-tonale geheime Abstimmung)

第四十二條 左ノ各號ニ掲クル行爲ハ刑罰ヲ以テ之ヲ禁止ス

- (a) .....
- (b) .....
- (c) .....
- (d) 選舉場ニ於ケル竝ニ投票ノ結果ノ調査ノ際ニ於ケル權限無キ在留
- (e) .....
- (f) 無權利者ニ依ル投票用紙及投票封筒ノ記號附與及投票ノ掣肘
- (g) .....
- (h) .....

(i) 投票事務ニ關係アル官公吏カ投票用紙送達ノ場合竝ニ投票ノ場合ニ於テ黨派ノ目的ノ爲メニスル職務地位ノ利用及斯種ノ目的ノ爲メニスル選舉人及選舉權者名簿ノ統制  
第四十三條 本令ノ規定ニ對スル違反行爲ハ管轄裁判所ニ於テ五フラン乃至五百フランノ罰金、特ニ重キ場合ニ於テハ禁錮及罰金ノ兩刑ヲ以テ之ヲ罰ス

一九二二年六月二七日投票令 (Abstimmungsverordnung vom 27. Juni 1922).

第七十一條 投票事務局ノ職員ニシテ依リテ以テ投票ノ秘密ヲ漏泄スルコトアルヘキ記號ヲ選舉用封筒又ハ投票用紙ニ附スル者ハ最低二十フランヨリ最高百フランノ罰金ニ處ス

一九〇二年四月二一日シュヴィーツ州ニ於ケル商業ノ實行ニ關スル法律 (Gesetz über die Ausübung des Handelsgewerbe im Kanton Schwyz vom 21. April 1902).

第五條 之カ秘密保守ノ義務アル製造又ハ業務ノ秘密ヲ漏泄スル者、知リテ漏泄ヲ利用スル者、不正ノ手段ニ依リテ斯種ノ秘密ニ關スル知識ヲ收得スル者ハ之ヲ罰ス

第八條 第二條乃至第七條ニ於ケル規定ノ違反ヲ理由トスル訴追ハ専ラ告訴ヲ待チテ之ヲ行フ。此ノ告訴ハ同種又ハ種類ノ商品又ハ給付ヲ生産シ又ハ取引ニ附スル各人、各被害者竝ニ營業上ノ利益ノ促進ヲ目的トスル團體ヨリ管轄縣廳 (Das Bezirksamt) ニ之ヲ提起スルコトヲ得

縣廳又ハ裁判所ハ之ニ付キテ提訴アリタル斯種ノ行爲、告知又ハ賣買ヲ調査ノ結了又ハ事件ノ判決ニ至ルマテ禁止スル權限ヲ有ス

第九條 前掲規定ノ違反ヲ理由トスル刑事告訴ニ對シテハ懲治刑事事件ニ於ケル手續ヲ適用ス。有罪判決ハ告訴人ノ請求ニ基キ官報及場合ニ依リ當該ノ處罰スヘキ發表ノ行ハレタル州新聞ニ於テ之ヲ公表スルコトヲ要ス

被害者ハ刑事告訴ト同時ニ又ハ分離シテ損害賠償請求ヲ提起スル自由ヲ有ス  
第五十二條 不正又ハ不信ノ業務行爲 (第二條乃至第七條) ノ責ニ任スヘキ者ハ五十フラン乃至二千フランノ罰金ニ處ス。第四條及第五條ノ場合ニハ裁判所ハ別ニ八日乃至六箇月ノ輕懲役ヲ宣告スルコトヲ得

第五十七條 本法ノ違反ハ當該違反ノ時ヨリ起算シテ一箇年ノ期間以内ニ限り之ヲ告訴スルコトヲ得、第四條、第五條及第十條ノ場合ニ於テハ前段ノ一箇年ノ出訴期間ハ行爲後五箇年以上ヲ經過セザリシ限り、被害者カ他人ノ違法行爲ヲ知リタル時ヨリ開始ス  
ニートヴァルデン州

一九一四年四月二六日行商取引、藏拂ニ於ケル手續及不正營業行爲ノ取締ニ關スル法律 (Gesetz über den Hausierverkehr, das Verfahren bei Ausverkäufen und die Bekämpfung unehrlichen Geschäftsgewehrens vom 26. April 1914).

第三十二條 左ノ各號ニ掲クル者ハ之ヲ罰ス  
一、或ル第三者ノ使用人又ハ勞働者若クハ曾テ然リシ者ヲ誘惑シテ或ル第三者ノ製造上又ハ其ノ他ノ業務上ノ秘密ヲ拋棄セシムル者

三、………  
三、………

四、……

第三十三條 競争ニ於テ自己又ハ或ル第三者ノ爲メニ優先地位ヲ取得スルノ目的ヲ以テ或ル第三者ノ使用人又ハ受任者ニ贈與又ハ其ノ他ノ利益ヲ提供、約束又ハ供與スル者ハ之ヲ罰ス  
或ル營業ノ使用人又ハ受任者ニシテ前項ノ目的ヲ爲メ贈與又ハ其ノ他ノ利益ヲ請求シ又ハ約束セシメ又ハ提供セラレタル贈與又ハ利益ヲ受領スル者亦同シ

第三十九條

一、……  
二、……  
三、……

四、第三十一條乃至第三十五條ニ對スル違反ハ損害賠償ニ關スル一切ノ私法上ノ義務ノ外、五十フラン乃至二千フランノ罰金又ハ六箇月以下ノ輕懲役ニ處ス  
右ニ關スル裁判所ノ判決ハ、告訴人ノ請求若クハ裁判所ノ命令ニ基キ有罪判決ヲ受ケタル者ノ費用ヲ以テ官報及場合ニ依リテハ當該ノ處罪スヘキ發表ノ行ハレタル州新聞ニ之ヲ公表スルコトヲ要ス  
自由刑ノ宣告アリタル場合ニハ別ニ一定ノ罰金ヲ科スルコトヲ得  
第四十一條 本法第三十一條乃至第三十五條ニ於ケル規定ノ違反ヲ理由トスル訴追ハ専ラ告訴ヲ待

チテ之ヲ行フ。此ノ告訴ハ同種又ハ種類ノ商品又ハ給付ヲ生産シ又ハ取引ニ附スル各人、各被害者竝ニ營業上ノ利益ノ促進ヲ目的トスル團體ヨリ州廳 (Der Regierungsrat) ニ之ヲ提起スルコトヲ得

司法委員會 (Die Justizkommission) ハ之ニ付キテ提訴アリタル斯種ノ行爲、告知又ハ賣買ヲ調査ノ結了又ハ事件ノ判決ニ至ルマテ禁止スル權限ヲ有ス

ツーク州

一九三〇年八月二一日不正競争ニ關スル法律 (Gesetz über den unlauteren Wettbewerb vom 21. August 1930).

第六條 不正競争ノ概念

營業ノ遂行ニ當リ自己ノ業務ノ誇稱宣傳ニ於テ若クハ競争者ニ關スル表示ニ於テ、取引上ノ信義誠實ニ反シ又ハ欺騙ノ性質ヲ有スル手段ヲ使用スルコトヲ許サス

第七條 不正競争ノ形式

就中左ノ各號ニ掲クル者ハ第六條ノ違反ノ責ヲ負フ

- 一、……
- 二、……
- 三、……



四、……

五、或ル營業ノ製造上、業務上又ハ作業上ノ秘密ヲ内通シ又ハ其ノ他ノ方法ニ依リ接近可能ナラシメンコトヲ當該營業ノ職員ノ使用人、労働者又ハ徒弟ニ教唆シ又ハ教唆センコトヲ試ル者

第六、……

第七、……

第二十九條 親告罪

本法第一條乃至第八條ノ違反ハ専ラ被害者、共通競争者又ハ一定ノ經濟團體ノ告訴ヲ待チテ且ツ専ラ故意又ハ重過失ニ因ル犯行ノ場合ニ限り之ヲ罰ス。告訴權ハ行爲及行爲者ノ判明後三箇月ヲ以テ消滅ス

第三十條 刑ノ威嚇  
前記規定ニ對スル故意又ハ過失ニ因ル違反ハ刑法ニ依リテ之ヲ判決スルコトヲ要セサル限り、二十フラン乃至千フランノ罰金、累犯ノ場合ニハ二千フラン以下ノ罰金、重キ場合ニハ更ニ三十日以下ノ輕懲役ニ處ス。同時ニ閉業藏拂ノ場合ニハ許可ヲ取消シ且ツ五箇年ヲ限度トシテ違反者ニ之ヲ禁止スルコトヲ得

被告ニ過失無キ場合ト雖モ不正競争ノ停止及違法ノ状態ノ除去ヲ處分スルコトヲ得  
其ノ他ニ於テハ刑法ノ一般規定ヲ適用ス

フライブルク州  
一九二四年五月九日フライブルク州刑法 (Code pénal du Canton Fribourg du 9 mai 1924).

第一百條 不正競争  
法律上又ハ契約上ノ義務ニ基キ之ヲ保守スルコトヲ要スル製造上ノ秘密又ハ營業上ノ秘密ヲ漏泄スル者

前項ノ漏泄ノ不法ナルコトヲ知リテ之ヲ利用スル者  
不法ノ手段ヲ以テ探知シタル秘密ヲ競争ノ目的ニ於テ利用又ハ流布スル者ハ  
告訴ヲ待チテ禁錮又ハ罰金ニ處ス

第一百六十一條  
投票ノ秘密ヲ侵ス者ハ禁錮又ハ罰金ニ處ス

ソロトウル州  
一八八九年七月一六日人民投票及選舉ニ關スル法律 (一九二九年三月二四日竝ニ一九三三年二月一日改正) (Gesetz über Volksabstimmung und Wahlen vom 16. Juli 1889, mit Abänderungen vom 24. März 1929 und 12. Februar 1933)

第三十二條 選舉事務局ハ各投票權者カ支障無ク投票函ニ接近シ、且ツ其ノ投票ノ登録ヲ經タル後其ノ投票用封筒ヲ投函スルコトヲ得ルコトニ注意スルコトヲ要ス。投票計算人ハ各投票人カ一箇以上ノ封筒ヲ投函スルコト無キコトヲ監視スヘシ。此ノ監視ハ事務局ノ係員又ハ其ノ他ノ何人モ投票用封筒ノ内容ヲ覗ヒ得サル方法ニ於テ之ヲ爲スコトヲ要ス

一箇以上ノ投票用封筒ヲ投入セント試ル者又ハ實際ニ一箇以上ノ投票用封筒ヲ投函シタル者ハ事務局ヨリ之ヲ刑事判事ニ通知スルコトヲ要ス

投票所ノ内外ニ於テ投票ノ内容ヲ質問シ竝ニ投票用紙ノ引渡ヲ求メテ投票權者ノ行動ヲ掣肘スルコトヲ禁ス

第七十二條 第三十二條第二項及第三項、第...條ニ對スル違反行爲、投票日ニ於テ投票函ノ最後ノ閉鎖前ニ於ケル無償ノ響應竝ニ選舉審査ノ妨害及其ノ他ノ本法規定ノ重大ナル違反ハ、刑法ノ規定ノ適用ヲ受ケサル限り、十フラン乃至二百フランノ罰金ニ處ス。其ノ他ニ於テハ刑法第六十四條ノ規定ヲ適用ス

バーゼル市部州

一九一六年六月八日不正競争ニ關スル法律 (Gesetz betreffend den unlauteren Wettbewerb vom 8. Juni 1916).

第六條 營業ノ使用人、勞働者又ハ徒弟ハ其ノ雇傭關係ニ因リテ知り得タル業務上又ハ作業上ノ秘

密ヲ雇傭關係ノ效力存續中競争ノ目的ノ爲メ若クハ營業ノ所有主ニ損害ヲ與フルノ意圖ニ於テ權限無ク他人ニ告クルコトヲ得ス

使用人、勞働者又ハ徒弟ヲ懲罰シテ前項ノ種類ノ告知ヲ爲サシムルコト亦同シ  
第一項ニ掲ケタル告知ノ一ニ依リ若クハ法律又ハ善良ノ風俗ニ牴觸スル自己ノ行爲ニ依リテ之ヲ知り得タル業務上又ハ作業上ノ秘密ヲ競争ノ目的ノ爲メ權限無ク利用シ又ハ他人ニ告クルコト亦同シ

以上ノ外依リテ競争者ニ對シテ不正ノ優位ヲ取得センカ爲メ使用人、勞働者又ハ徒弟ニ贈與ヲ出捐スルコトヲ禁ス

一八七二年六月一七日刑法 (Strafgesetzbuch vom 17. Juni 1872)

第四十八條 a (一九三五年五月一六日改正) 前出二三一頁參照  
不正競争 (一九〇〇年一月一日改正)

第五十二條 f 不正競争ニ關スル法律第一條、第五條及第六條ニ掲ケタル行爲ヲ爲シタル者ハ六箇月以下ノ輕懲役又ハ二千フラン以下ノ罰金ニ處ス

刑ノ宣告アリタルトキハ犯人同一ノ行爲ニ付キ前科アル限り其ノ費用ヲ以テ判決ヲ公表スルコトヲ要ス

初犯ノ判決ノ場合ニハ刑法第二十三條ヲ適用ス (官報上ノ公表)

第五十二條g 刑事訴訟ハ専ラ告訴ヲ待テ之ヲ行フ。告訴ヲ爲ス権利アル者ハ……トシ第五條及第六條ノ場合ニハ被害者トス

シャツフハウゼン州

一九〇四年三月一日人民ノ行フヘキ投票及選舉竝人民權利ノ行使ニ關スル法律 (選舉法) (Gesetz über die vom Volke vorzunehmenden Abstimmungen und Wahlen, sowie über die Ausübung der Volkswahl) (Wahlgesetz) vom 15. März 1904).

第四十八條第一項

第二項

第三項 監督委員ハ左ノ各號ニ掲クル行爲ヲ爲スコトヲ得ス

(a) 閉鎖シタル投票函ノ内容ヲ視フコト

(b) ……

(c) ……

(刑罰制裁無し)

一八五九年四月三日シャツフハウゼン州刑法 (Strafgesetz für den Kanton Schaffhausen vom 3. April 1859).

第二百五十五條 他人ノ祕密ノ侵害

或ル者ニ損害ヲ與ヘ若クハ自己又ハ第三者ニ利益ヲ供センカ爲メ權限無クシテ他人ノ祕密ヲ侵ス者若クハ製造業又ハ商業ニ於ケル使用人トシテ明示的ニ受諾シタル義務ニ反シ此ノ職業又ハ從業ニ關聯シテ寄託ヲ受ケタル祕密ヲ他人ニ告ケテ雇傭主ニ損害ヲ與フル者ハ——其ノ行爲ノ雇傭關係ノ繼續中ニ生シタルト之ヨリ脱退シタル後ニ生シタルトヲ問ハス——利害關係人又ハ被害者ノ告訴ヲ待チテ六箇月以下ノ輕懲役又ハ千フラン以下ノ罰金ニ處ス

アールガウ州

一九一一年三月二四日不正競争及不正業務行爲ノ防止竝閉業藏拂ニ於ケル手續ニ關スル法律

(Gesetz über die Bekämpfung des unlauteren Wettbewerbes und unlauteren Geschäftsgehaltens und das Verfahren bei Ausverkäufen vom 24. März 1911).

第二條 左ノ各號ニ掲クル者ハ之ヲ罰ス

一、第三者ノ使用人又ハ勞働者若クハ嘗テ使用人又ハ勞働者タリシ者ヲ誘惑シテ此ノ第三者ノ製造上又ハ其ノ他業務上ノ祕密ヲ拋棄セシムル者

二、自己ノ有罪行爲ニ依リ又ハ第三者ノ不信義ニ依リテ知り得タル競争者ノ業務上ノ祕密ヲ利用シ又ハ他人ニ傳達スル者

三、職務ニ依リ又ハ裁判鑑定人トシテ斯種ノ祕密ヲ知り得タル後競争ニ於テ之ヲ使用シ又ハ他人ニ傳達スル者

四、使用人又ハ労働者トシテ其ノ業務ノ秘密ヲ或ハ競争ノ目的ノ爲メ又ハ營業ノ所有主ニ損害ヲ與フルノ意圖ニ於テ競争者ニ告クル者

第三條 競業ニ依リ自己又ハ第三者ノ爲メニ優位ヲ取得センカ爲メ第三者ノ使用人又ハ受任者ニ贈與又ハ其ノ他ノ利益ヲ提供、約束又ハ供與スル者ハ之ヲ罰ス  
或ル營業ノ使用人又ハ受任者ニシテ前項ノ目的ノ爲メ贈與又ハ其ノ他ノ利益ヲ請求シ又ハ約束セシメ又ハ提供セラレタル贈與又ハ利益ヲ受領スル者亦同シ

第九條 本法ノ意義ニ於ケル不正競争及不正業務行爲(第一條乃至第四條)竝ニ閉業藏拂ニ關スル規定(第五條乃至第七條)ノ違反ハ違警罪ヲ以テ之ヲ論ス

第十條 未遂ハ之ヲ罰ス

第十一條 不正競争及不正業務行爲(第一條乃至第四條)ヲ理由トスル刑事訴追ハ利害關係人又ハ被害者ノ告訴ヲ待チテ之ヲ行ヒ不正ノ閉業藏拂(第五條乃至第七條)ヲ理由トスル刑事訴追ハ職權ヲ以テ之ヲ行フ

裁判所ハ犯人ノ費用ヲ以テ判決ノ公表ヲ命令スルコトヲ得

ツールガウ州

一八六八年三月二三日ツールガウ州刑法 (Strafgesetzbuch für den Kanton Thurgau vom 23. März 1868).

第二百七十七條 他人ノ秘密ノ侵害

或ル者ニ損害ヲ與ヘ若クハ自己又ハ第三者ニ利益ヲ供センカ爲メ權限無クシテ他人ノ秘密ヲ侵害者ハ利害關係人ノ告訴ヲ待チテ輕懲役又ハ罰金ニ處ス

第二百七十八條 工場又ハ商店ニ於ケル使用人ニシテ其ノ職業又ハ從業ニ關聯シテ秘密ヲ寄託セラレタル者此ノ秘密ヲ權限無クシテ他人ニ告クルトキハ同刑(第二百七條)ニ處ス

テッシン州

一九三四年一月一七日投票權行使取締法 (Legge regolante l'esercizio del diritto di voto del 17. dicembre 1934).

第十六條 投票權ヲ行使シタル後ハ選舉人ハ選舉事務管理局ニ依リテ適用セラルヘキ二十フラン以下ノ罰金ノ威嚇ノ下ニ投票ヲ行ヒタル場屋ヨリ退去スルコトヲ要シ且ツ如何ナル理由アルモ再ヒ同所ニ歸ルコトヲ得ス

第二十六條 市町村吏員、選舉管理事務局員及市民ニシテ本令ノ凡テノ規定ニ違反スル者ハ、州評議會 (Consiglio di Stato) ニ於テ違警罪事件ニ於ケル手續ニ從ヒテ適用スヘキ二十フラン乃至五百フランノ罰金ニ處ス

ヴァー州

一九二〇年一月七日商業警察ニ關スル法律 (Loi du 7 décembre 1920 sur la police du commerce).

第十七條 不正競争ノ行爲ハ之ヲ禁止ス。就中左ノ各號ニ掲クルモノハ不正競争行爲ヲ構成ス。

- (a) .....
- (b) .....
- (c) .....
- (d) .....
- (e) .....
- (f) 工業上又ハ商業上ノ祕密ノ故意ノ漏泄竝ニ斯カル漏泄ヲ誘起スルコトヲ目的トスル又ハ誘起シタル行爲又ハ勸誘
- (g) .....

(h) 受任者、商店出張員、使用人又ハ労働者ノ側ニ於テ本條(a)號乃至(g)號ニ列舉シタル行爲ヲ認容スル行爲

知事又ハ市町村官憲ハ職權ヲ以テ又ハ利害關係人ノ請求ニ基キ凡テノ者ニ其ノ陳述ノ眞實ヲ證明スルコトヲ強制スルコトヲ得

第八十四條 本法ノ規定ニ對スル凡テノ違反ハ五千フランヲ限度トスル罰金ニ處ス  
執行規則ヲ以テ各ノ場合ニ適用スヘキ最高額ハ別ニ之ヲ定ムルコトヲ得  
第三項 .....

違反ノ訴追ハ職權ヲ以テ若クハ利害關係人又ハ自ラ被害者ナリト思惟スル團體ノ告訴ヲ待チテ之ヲ行フ

第八十五條 累犯ノ場合ニハ各ノ場合ニ對シテ定ムル限度ヲ倍加スルコトヲ得  
違反者新タナル違反ニ先ツ十二箇月内ニ同質ノ違反ニ付キ有罪ノ宣告ヲ受ケタルトキハ之ヲ累犯トス

ザアリス州  
一九二三年一月一三日商業、工業及手工業ノ營業ニ關スル法律 (Gesetz vom 13. November 1923 betreffend die Ausübung von Handel, Industrie und Gewerbe)

第十條 業務及職業ノ祕密  
左ノ各號ニ掲クル者ハ之ヲ罰ス

- 一、故意且ツ違法ニ主人ノ業務上又ハ作業上ノ祕密ヲ流布スル徒弟、使用人又ハ労働者
  - 二、自己又ハ他人ノ利益ニ資スルノ目的ニ於テ不正ニシテ信義誠實ヲ害スル方法ニ依リ業務上竝ニ作業上ノ祕密ヲ窺知セント欲シ且ツ労働者又ハ使用人ヲ誘惑シテ主人ノ業務上ノ祕密ヲ内通セシメント欲スル者
  - 三、不正ナル方法ヲ以テ知り得タル業務上及作業上ノ祕密ヲ利用スル者
- 第五十八條 本法ノ規定ニ對スル違反行爲ハ三千フラン以下ノ罰金ニ處ス

施行規則ヲ以テ各場合ニ對スル最高限度ヲ定ム  
右ノ外許可及特許ヲ取消スコトヲ得

刑事訴追ハ職權ヲ以テ若クハ利害關係人ノ告訴ニ基キテ之ヲ行フ

第六十條 累犯ノ場合ニハ各場合ニ付キテ規定スル最高限度ヲ二倍ニ加重スルコトヲ得

一箇年ノ期間以内ニ更ニ同種ノ罪ヲ犯シタル者ハ累犯ノ責ヲ負フ

一九二四年五月二二日、一九二三年一月三日法律執行令 (Vollziehungsverordnung zum Gesetz vom

13. November 1923 vom 21. Mai 1924).

第二十五條 左ノ各號ニ掲クル行爲ハ三千フラン以下ノ罰金ニ處ス

一、商業、工業及手工業ノ營業ニ關スル法律第...條、第十條、第...條ニ對スル違反行爲

二、...

メイエングル州

一九一六年一月二三日參政權ノ行使ニ關スル法律 (Loi sur l'exercice des droits politiques du 23 Novembre 1916).

第五十九條 本條第二項乃至第五項ニ掲クル者ハ千フラン以下ノ罰金又ハ六箇月以下ノ輕懲役及凡

テノ場合ニ於テ五箇年ヲ下リ十箇年ヲ超ユルコトヲ得サル期間中前條ニ定ムルカ如キ公民權ノ停止ニ處ス、罰金及輕懲役ハ之ヲ併科スルコトヲ得

第二項

第三項

第四項

投票用紙ノ識別ヲ可能ニシテ、一人又ハ數人ノ選舉人ノ投票ヲ掣肘スルコトヲ得セシムルノ目的ヲ以テ之ニ記號又ハ符號ヲ附シ又ハ附セシメ若クハ其ノ他ノ方法ヲ以テ投票ノ自由、眞實又ハ秘密ヲ侵害スル者

一九二二年四月一八日不正競争及不當廉賣ニ關スル法律 (Loi sur la concurrence deloyale et les

liquidation du 18 avril 1922).

第一條 不正競争ノ行爲ハ之ヲ禁止ス

就中左ノ各號ニ掲クルモノハ不正競争行爲ヲ構成ス

- (a) .....
- (b) .....
- (c) .....
- (d) .....
- (e) .....
- (f) 商業上又ハ工業上ノ秘密ノ漏泄竝ニ斯カル漏泄ヲ誘起スルコトヲ目的トスル又ハ誘起シタ

ル行爲又ハ勸誘

(g) .....

(h) 受任者、商店出張員、使用人又ハ労働者ノ側ニ於テ本條 (a) 號乃至 (g) 號ニ列舉シタル行爲ヲ認容スル行爲

第二十八條 本法ノ規定ニ對スル違反ハ五千フラン以下ノ罰金又ハ六十日以下ノ Prisonnière (民事盜獄拘禁?) ニ處ス。兩刑ハ之ヲ併科スルコトヲ得。右ノ外重過失ノ場合ニハ裁判所ハ被告人費用ニ於テ判決ノ公表ヲ命令スルコトアルヘシ

デユネーッ州

一九〇六年三月三日投票及選舉ニ關スル法律 (Loi sur les votations et élections du 3 mars 1906).

第四十七條 選舉區ノ警察權ハ選舉長職及選舉事務管理局ニ屬ス

選舉長及選舉事務管理局ハ各選舉人ヲシテ其ノ選舉權ヲ自由ニ行使スルコトヲ得セシムルニ留意ス

州ノ選舉人ノ外何人モ投票所ニ立入ルコトヲ得ス

一九一五年三月二七日投票及選舉法修正法 (Loi modifiant la loi sur les votations et élections du 27 mars 1915).

第五十三條 (新たなる第七項)

選舉事務ノ繼續中ハ當該選舉區事務局員並ニ中央事務局員以外ノ凡テノ選舉人ニ對シ選舉區記録ヲ閱覽スルコトヲ嚴禁ス。右ノ職員ニ付キテハ各自ノ選舉權ヲ行使シタル又ハ行使セサリシ選舉人ノ氏名ヲ他人ニ知ラシムルコトヲ禁ス

(刑罰制裁無し)

一九二七年一月二日不正競争、不當廉賣及閉業藏拂ニ關スル法律 (Loi sur la concurrence déloyale, les liquidations et les vente au rabai du 2 novembre 1927)

第三十二條 工業上及商業上ノ秘密

左ノ各號ニ掲クル行爲ハ之ヲ禁止ス

一、凡テノ使用人又ハ労働者ガ其ノ雇傭契約ノ繼續中故意ニ其ノ雇主ノ商業上又ハ工業上ノ秘密ヲ漏泄スルコト

二、何人タルヲ問ハス自己又ハ他人ノ爲メニ利益ヲ取得スルノ目的ヲ以テ不正ノ手段又ハ善良ノ風俗ニ反スル手段ニ依リ第三者ノ商業上又ハ工業上ノ秘密ヲ察知セント努メ竝ニ労働者又ハ使用人ヲ教唆シテ之ヲ使用スル雇主ノ秘密ヲ漏泄セシムルコト  
不正ノ方法ヲ以テ知り得タル工業上又ハ商業上ノ秘密ヲ利用スルコトヲ禁ス

第三十三條 起訴スヘキ資格

刑事訴追ハ檢察官職權ヲ以テ又ハ左ノ各號ニ掲クル者ノ告訴ヲ待チテ之ヲ行フ

- 一、本法ニ對スル違反行爲ニ因リ自己ノ法益ニ損害又ハ脅威ヲ受クル製造業者、商人又ハ營造物
- 二、職業上ノ利益ノ防禦ヲ目的トスル私權享有能力アル團體ニシテ其ノ一人又ハ數人ノ成員カ前記ノ違反行爲ニ因リ損害又ハ脅威ヲ受クル者
- 三、前記ノ行爲ニ因リ欺瞞セラレタル凡テノ者
- 四、商工局

第二項 ……

第三十六條 刑罰制裁

本法ノ規定ニ違反シタル者ハ裁判所二萬フラン迄ニ上ルコトヲ得ル罰金及六箇月迄ノ禁錮若クハ單ニ兩刑ノ一ニ處ス

但シ重過失ノ場合ニハ罰金ノミヲ科スルコトヲ得

初刑ノ經過シタル後五箇年内ニ生シタル累犯ノ場合ニハ其ノ性質ノ如何ヲ問ハス刑ヲ二倍ニ加重スルコトヲ得

判事ハ右ノ外左ノ各號ニ掲クル處置ヲ爲スコトヲ得

- 一、犯罪物件ノ使用ノ禁止ヲ宣告シ且ツ重キ場合ニハ之カ沒收ヲ命令スルコト
- 二、被告ノ費用ヲ以テ一種又ハ數種ノ新聞ニ判決ノ全文若クハ拔萃又ハ要約ノ公表ヲ命令スルコト

理由無キ告訴ノ場合ニ於テ無罪ノ言渡ヲ受ケタル者之ヲ請求スルトキハ判事ハ告訴者ノ費用ヲ以テ判決ノ公表ヲ命令スルコトヲ得  
私權ハ之ヲ留保ス

二、フランス

一九三四年一月二六日間謀罪竝ニ國ノ外面的安全ヲ危クスル犯罪行爲ノ防止ヲ目的トスル法律  
(Loi tendant à réprimer les délits d'espionnage et les agissements délictueux compromettant la sûreté extérieure de l'Etat du 26 janvier 1934).

第一條 左ノ各號ニ掲クル者ハ二箇年乃至五箇年ノ禁錮及百フラン乃至五千フランノ罰金ニ處ス

- 一、公務ニ因リ若クハ自己ノ身分、職業又ハ責ヲ負フヘキ任務ニ因リテ委託セラレタル又ハ知り得タル、フランス國領土、フランス植民地又ハフランスノ保護ノ下ニ在ル國土ノ防禦又ハ經濟的動員若クハ國ノ外面的安全ニ關係アル物件、陸海軍用材料、圖面、地圖、書類、文書若クハ軍事、外交又ハ經濟上ノ祕密ノ情報ノ全部又ハ一部ヲ、フランスノ本國、植民地又ハ外國ニ於テ、之カ交付又ハ通知ヲ受クヘキ資格無キ者ニ交付又ハ通報シタル凡テノ者

- 二、前項ニ豫見シタル場合ノ一ニ在リテ、權限アル官憲ノ許可無ク、何等カノ方法ヲ以テ上ニ掲ケタル物件、陸海軍用材料、圖面、地圖、書類、文書竝ニ情報ノ全部又ハ一部ヲ公表又ハ漏泄



シ、其ノ複本、模寫又ハ寫眞ヲ作成シ、此等ノ物件、陸海軍用材料、圖面、書類又ハ文書ニ關スル情報ノ全部又ハ一部ヲ公表又ハ漏泄シタル凡テノ者

前兩號ニ豫見シタル犯罪ヲ行ヒタル者、何等カノ名義ニ於テ陸軍、海軍又ハ空軍ニ勤務スル者又ハ勤務シタル者ナルトキ、若クハ其ノ職務ニ因リテ前記ノ物件、陸海軍用材料、圖面、地圖、書類、文書又ハ情報ヲ委託セラレタル又ハ知り得タル政府ノ官吏、職員又ハ使用人若クハ政府ノ舊官吏、舊職員又ハ舊使用人ナルトキハ、罰金ハ之ヲ一萬フラン迄ニ増加スルコトヲ得

第二條 第一條ニ豫見シタル地位ニ在ラスシテ、前記ノ物件、陸海軍用材料、圖面、地圖、書類、文書又ハ情報ヲ取得シ又ハ其ノ全部又ハ一部ノ知識ヲ取得シ且ツフランズノ本國、植民地又ハ外國ニ於テ其ノ全部又ハ一部ノ交付又ハ通報ヲ受クヘキ資格無キ他人ニ交付又ハ通報シタル凡テノ者ハ一箇年乃至五箇年ノ禁錮及五百フラン乃至五千フランノ罰金ニ處ス

本條ニ豫見シタル者何等カノ方法ヲ以テ、權限アル官憲ノ書面ノ許可ヲ待タスシテ前記ノ物件、陸海軍用材料、圖面、地圖、書類、文書又ハ情報ノ全部又ハ一部ヲ漏泄、公表又ハ複製シタル場合亦同シ

第三條 之カ交付又ハ通知ヲ受クヘキ資格無ク且ツ適法ノ動機ヲ證明セシテ、前記ノ物件、陸海軍用材料、圖面、地圖、書類、文書、寫眞、複製又ハ此等ノ物件ノ模寫ヲ取得シタル凡テノ者ハ六箇月乃至三箇年ノ禁錮及三百フラン乃至三千フランノ罰金ニ處ス

違反カ間諜行爲ノ目的ニ出テタルトキハ禁錮刑ハ三箇年乃至五箇年、罰金ハ二千フラン乃至五千フラントス

第四條 規則ノ無視又ハ不遵守ニ因リ其ノ委託セラレタル前記ノ物件、軍用又ハ海軍用材料、圖面、書類、文書又ハ情報ノ全部又ハ一部ヲ一時ト雖モ破壞、奪取又ハ除去セシメタル者、若クハ何等カノ方法ヲ以テ其ノ全部又ハ一部ヲ知悉、謄寫又ハ複製セシメタル者ハ、三箇月乃至二箇年ノ禁錮及百フラン乃至二千フランノ罰金ニ處シ又ハ兩刑ノ一ニ處ス

第五條 左ノ各號ニ掲クル者ハ二箇年乃至五箇年ノ禁錮及千フラン乃至五千フランノ罰金ニ處ス

- 一、變裝又ハ僞名ヲ用ヒ若クハ自己ノ資格、職業又ハ國籍ヲ隱蔽シテ、要塞又ハ一切ノ防禦用築造物、陸軍又ハ海軍ノ哨所、勤務所、貯藏所、材料、需品又ハ食糧ノ倉庫及工廠、就役中又ハ建造中ノ軍艦若クハ其ノ他凡テノ軍用又ハ海軍用營造物又ハ商船及其ノ他凡テ權限アル官憲カ國防又ハ國ノ外面の安全ノ爲メニ組織又ハ使用スル工業上ノ營造物又ハ作業場ニ潜入シタル凡テノ者

- 二、變裝又ハ僞名ヲ用ヒ若クハ自己ノ資格、職業又ハ國籍ヲ隱蔽シテ、領土ノ防禦又ハ國ノ外面の安全ニ關スル計畫ヲ竊取シ、交通ノ道路若クハ通信又ハ遠距離傳達ノ手段ヲ偵察シ、若クハ祕密ノ情報ヲ蒐集シタル凡テノ者

犯人カ變裝ヲ用ヒス、又ハ自己ノ資格、職業又ハ國籍ヲ隱蔽セス又ハ僞名ヲ用ヒサルモ間諜行

爲ノ目的ヲ以テ第一號及第二號ニ豫見シタル違反行爲ヲ爲シタルトキハ三箇年乃至五箇年ノ禁錮及二千フラン乃至五千フランノ罰金ニ處ス

變裝ヲ用ヒス又ハ自己ノ資格、職業又ハ國籍ヲ隱蔽セス又ハ僞名ヲ用ヒサルモ間諜行爲ノ目的ヲ以テ何等カノ通信又ハ遠距離傳達ノ手段ヲ組織又ハ使用シタル凡テノ者ハ同シテ前項ニ規定スル刑ニ處ス

第六條 權限アル陸軍又ハ海軍官憲ノ許可ヲ經スシテ、要塞地、一切ノ國防上ノ築造物、又ハ軍事用又ハ海軍用營造物ノ周圍十キロメートルノ半徑内ニ於テ寫眞ヲ撮影シ又ハ見取圖、測地圖ヲ作成シ又ハ測地作業ヲ實行シタル者、此等ノ風景、測地圖、見取圖、平面圖又ハ地圖ノ複製ヲ刊行、販賣又ハ頒布シタル者ハ、一箇月乃至二箇年ノ禁錮及百フラン乃至千フランノ罰金ニ處ス

本條ニ豫見シタル違反カ間諜行爲ノ目的ニ出ツルモノナルコトノ確證アリタルトキハ、禁錮刑ハ三箇年乃至五箇年、罰金ハ二千フラン乃至五千フラントス

第七條 左ノ各號ニ掲クル者ハ六日乃至一箇年ノ禁錮及十六フラン乃至百フランノ罰金ニ處ス

一、一切ノ防禦用築造物、陸軍及海軍ノ勤務所、貯藏所、材料、需品及食糧ノ倉庫又ハ工廠ヲ偵察センカ爲メ、要塞ノ被覆又ハ斜面又ハ軍用地上ニ建テタル牆壁、矢來、砦柵又ハ其ノ他ノ圍障ヲ梯攀又ハ跳越シタル者

二、權限アル官憲ノ許可ヲ經ス又ハ正當ト認メラル、動機無クシテ一切ノ防禦用築造物、陸軍又

ハ海軍ノ勤務所、貯藏所、材料、需品又ハ食糧ノ倉庫又ハ工廠、就役中又ハ建造中ノ軍艦、又ハ其ノ他一切ノ軍事用又ハ海軍用營造物、又ハ商船及其ノ他凡テ權限アル官憲カ國防又ハ國ノ外面ノ安全ノ爲メニ組織又ハ使用スルモノナルコト明カナル工業上ノ營造物又ハ作業場ニ侵入シタル者

本條ニ豫見シタル違反カ間諜行爲ノ目的ニ出ツルモノナルコトノ確證アリタルトキハ、禁錮刑ハ三箇年乃至五箇年、罰金刑ハ二千フラン乃至五千フラントス

第八條 第一條、第二條、第三條及第五條ニ豫見シタル犯罪ノ一ノ凡テノ未遂ハ之ヲ犯罪其ノモノト看做ス

其ノ未遂ヲ構成スル行爲カ間諜行爲ノ目的ニ出テタル限り第六條及第七條ニ豫見シタル犯罪ニ付キテモ亦同シ

第九條 間諜行爲ノ目的ヲ以テ第一條、第二條、第三條、第五條、第六條及第七條ニ豫見シタル犯罪ノ一ヲ爲サンコトヲ煽動シ又ハ申込タル者ハ、此ノ煽動又ハ申込カ效果ヲ件ハサリシ場合ト雖モ三箇年乃至五箇年ノ禁錮及二千フラン乃至五千フランノ罰金ニ處ス

第十條 本法ニ豫見シタル犯罪ノ正犯人ノ意思ヲ知リテ之ニ補助金、生活ノ手段、住居、潜伏又ハ會合ノ場所ヲ提供シタル凡テノ者、若クハ犯罪ノ遂行ニ資シタル又ハ資スヘキ物件又ハ用具ヲ故意ニ隱匿シタル者、若クハ故意ニ正犯人ノ通信ヲ運搬シ又ハ故意ニ何等カノ方法ヲ以テ正犯人ニ第一條及第五條第一項第二項ニ掲クル物件、材料、圖面、地圖、書類、文書又ハ情報若クハ第三

條、第四條及第六條ニ掲クル一切ノ複本、測地圖、寫眞、複製ノ探索、隱匿、運搬又ハ傳達ノ便宜ヲ與ヘタル者ハ、之ヲ從犯人トシテ罰シ同一ノ刑ヲ科ス

第十一條 本法ニ豫見シタル犯罪ノ完成前ニ行政官憲又ハ司法警察ニ自首シタル犯人ハ其一身ニ負フヘカリシ刑ヲ免除セラル。自首カ犯罪ノ完成後ナルモ凡テノ訴追ノ開始前ニ生シタルトキハ刑ノ免除ハ専ラ選擇的トス。本法ニ豫見シタル犯罪ノ一ノ犯人他ノ共犯人又ハ從犯人ノ逮捕ヲ容易ナラシメタルトキハ訴追ノ開始後ト雖モ同シク其ノ一身ニ負フヘカリシ刑ヨリ免除セラル、コトヲ得

第十二條 本法ニ豫見シタル犯罪ノ主體ニ付キテ進行中ノ取調又ハ搜查ニ關スル情報ヲ知リテ國防又ハ國ノ外面的安全ニ危害ヲ及ボスヘキ方法ニ於テ之ヲ漏泄シタル凡テノ者ハ六箇月乃至三箇年ノ禁錮及三百フラン乃至三千フランノ罰金ニ處ス

前項ノ漏泄カ犯人ヲ訴追ヨリ免レシムル目的ニ出テタルトキ又ハ行爲者カ其ノ職務、身分、職業又ハ其ノ責ヲ負フヘキ任務ニ因リテ此ノ情報ヲ知リ得タルトキハ前項ノ刑ハ之ヲ五箇年ノ禁錮及五千フランノ罰金ノ最大限度マテニ加重スルコトヲ得。解職、罷免又ハ破毀ハ當然之ニ伴ヒ且ツ有罪宣告ノ判決ニ之ヲ記載ス

第十三條 訴追ノ審理ニ當ル裁判所ハ本法ニ豫見シタル犯罪ニ關スル辯論ノ轉載カ國ノ領土ノ防禦又ハ外面的安全ニ危険ヲ及ボスノ恐アルトキハ何時タリトモ此ノ轉載ノ全部又ハ一部ヲ禁止スル權限ヲ有ス

裁判所カ審理ニ對シテ傍聽禁止ヲ命令シタルトキハ、此ノ審理ノ全部又ハ一部ノ報告ハ當然之ヲ禁止ス

前項ノ禁止ハ常ニ之ヲ公表スルコトヲ得ル判決ニ對シテハ之ヲ適用セス

前記ノ禁止ニ對スル凡テノ違反ハ十日乃至一箇月ノ禁錮及千フラン乃至五千フランノ罰金ニ處ス  
訴追ハ一八八一年七月二九日法律第四十二條、第四十三條、第四十四條及第四十九條ノ規定ニ從ヒテ之ヲ行フ

第十四條 本法ニ豫見シタル凡テノ犯罪ノ訴追ハ輕罪裁判所ニ於テ刑事訴訟法ニ定ムル規則ニ從ヒ之ヲ行フ

但シ陸軍々人、海軍々人及軍屬ニ付キテハ權限ハ陸軍々法會議法及海軍々法會議法ニ從ヒテ定ムルトコロニ依ル

戒嚴狀態ノ宣告アリタル區域ニ在リテハ軍事裁判所一九一六年四月二七日改正一八四九年八月九日戒嚴狀態ニ關スル法律第八條及第九條ノ規定ニ從ヒテ本法ニ豫見シタル犯罪ヲ審理スルコトヲ得

屬地又ハ保護地ノ土人ハフランス國民及外國人ト同一ノ裁判權ニ服ス

第十五條 裁判所ハ、本法ニ定ムル刑ニ拘ハラス五箇年ヲ下ラス二十箇年ヲ出テサル期間ニ對シ、刑法第四十二條ニ掲クル公民權、私權及親族權ノ全部又ハ一部ノ停止竝ニ一八八五年五月二七日

法律第十九條ニ豫見スル居住ノ禁止ヲ宣告スルコトヲ得

本法ニ依リ一箇年ノ禁錮以上ノ刑ノ宣告ヲ受ケタル者ニ對シテハ、其ノ違反カ間諜行爲ノ目的ニ出テ且ツ本人カ十箇年以下ノ期間内ニ於テ他ノ犯罪ニ因リ一八八六年四月一八日法律又ハ本法ノ適用ニ因ル一箇年ノ禁錮以上ノ宣告ヲ受ケタルコトアルトキハ、追放ノ附加刑ヲ言渡スコトヲ得」士官、下士又ハ相當官ノ資格ニ於テ陸軍又ハ海軍ニ屬スル軍人本法第一條、第三條、第五條、第六條、第八條乃至第十條、第十二條ニ豫見シタル違反ニ付キテ有罪宣告ヲ受ケタルトキハ、其ノ官位階級ノ罷免又ハ破棄ハ當然附隨シ且ツ有罪判決ニ之ヲ記載ス

本法ノ適用ニ依リテ宣告シタル刑ハ、一八八五年五月二七日法律第四條第二項及第四項ニ掲クル犯罪ニ付キテ宣告シタル刑ト競合シテ追放ノ理由ヲ爲ス

第十六條、本法ノ規定ニ豫見シタル材料、圖面、地圖、書類、文書、複本、測量圖、寫眞、風景、傳達装置又ハ其ノ他ノ物件ノ沒收ハ、其ノ犯人ニ屬スルモノナルト否トヲ調査スルコト無ク之ヲ命令ス

犯人ノ受領シタル報酬又ハ此ノ報酬ノ價額ヲ差押フルコト能ハサルトキハ判決ヲ以テ之ヲ國庫ノ取得シタルモノト宣告ス

前項ノ規定ニ基キ言渡サレタル國庫歸屬判決ノ執行ニ付沒收ヲ爲スコト能ハサル場合ニハ民法第二千一百一條第一號及第二號ノ中間ノ順位ニ於テ國庫ハ一般ノ先取特權ヲ有ス

第十七條 戰時ニ於テハ本法ノ豫見スル凡テノ違反ハ之ヲ陸軍々法會議又ハ海軍々法會議ニ附シ、軍法會議ハ右ノ違反カ間諜行爲ノ目的ニ出テタルコトノ確證アリタルトキハ直ニ監禁ノ刑ヲ宣告スルコトヲ得、但シ刑法、陸軍又ハ海軍ニ對スル軍事裁判法、又ハ一九一八年一月一四日國ノ外面的安全ニ對スル犯罪ノ一層完全ナル防遏ヲ確實ニスルコトヲ目的トスル法律 (Loi du 14 novembre 1918 tendant à assurer plus complètement la répression des crimes et délits contre la sûreté extérieure de l'Etat) 第三條カ、國ノ外面的安全ニ關スル各法律ノ違反ニ付キテ規定スルコトヲ得ヘキ重刑ヲ妨クルコト無シ

第十八條 刑法第四百六十三條ハ之ヲ本法ニ豫見シタル違反ニ適用スルコトヲ得

第十九條 一八八六年四月一八日法律ハ之ヲ廢止ス

第二十條 本法ハ之ヲアルヂェリヤ及各フランス植民地ニ之ヲ適用ス

三、ド イ ツ

刑 法

第二章

第一 a 節 叛逆罪 (Landsverrat)

(一九三四年四月二四日改正)

第八十八條 本節規定ノ意義ニ於ケル國ノ祕密トハ、文書、畫圖、其ノ他ノ物件、事實又ハ之ニ關スル情報ニシテ、ドイツ國ノ安寧ノ爲メ特ニ國防ノ利益上之ヲ外國ノ政府ニ對シテ祕密ニ附スルコトヲ必要トスルモノヲ謂フ

ドイツ國ノ安寧ヲ危殆ナラシムルノ意思ヲ以テ國ノ祕密ヲ他人、特ニ外國政府又ハ外國政府ノ爲メニ行動スル者ニ到達セシムル者若クハ公ニ發表スル者ハ、本節規定ノ意義ニ於ケル漏泄ノ罪ヲ犯ス者トス

第八十九條 國ノ祕密ヲ漏泄センコトヲ企ツル者ハ死刑ニ處ス

一 犯人外國人ナルトキハ無期懲役ヲ宣告スルコトヲ得

犯行ドイツ國ノ安寧ニ對シテ何等ノ危険ヲ誘致スルコト能ハサリシトキハ終身懲役又ハ五箇年ヲ下ラサル懲役ヲ宣告スルコトヲ得

第九十條 之ヲ漏泄スルノ目的ヲ以テ國ノ祕密ヲ知得センコトヲ企ツル者ハ死刑又ハ無期懲役ニ處ス

犯行カドイツ國ノ安寧ニ對シテ何等ノ危険ヲ誘致スルコト能ハサリシ場合ニハ有期懲役ヲ宣告スルコトヲ得

第九十條 其ノ真正ナル場合ニ於テハ國ノ祕密タルヘキ文書、畫圖又ハ其ノ他ノ物件ヲ漏泄センカ爲メニ偽造又ハ變造ニ依リテ作製スル者ハ懲役ニ處ス

其ノ真正又ハ眞實ナル場合ニ於テハ國ノ祕密タルヘキ物件、事實又ハ之ニ關スル情報ニ付キ其ノ虛偽、變造又ハ不眞實ナルコトヲ知リテ之ヲ虛偽ナリト告クルコト無ク漏泄スル者亦同シ

其ノ真正ナル場合ニ於テハ國ノ祕密タルヘキ物件ニ付キ其ノ虛偽又ハ變造ナルコトヲ知リテ之ヲ虛偽ナリト告クルコト無ク漏泄センカ爲メニ之ヲ取得スル者ハ五箇年以下ノ懲役ニ處ス

犯人カ誤リテ虛偽、變造又ハ不眞實ナリト信スル國ノ祕密ハ之ヲ虛偽、變造又ハ不眞實ナル物件、事實又ハ情報(第二項、第三項)ト同視ス

特ニ重キ場合ニ於テハ刑ハ第一項及第二項ノ場合ニハ無期懲役又ハ五箇年ヲ下ラサル懲役、第三項ノ場合ニハ五箇年ヲ下ラサル懲役トス

第九十條 外國政府ニ對シテ之ヲ祕密ニ附スヘカリシモ既ニ其ノ知ルトコロト爲リタル若クハ既ニ公ニ發表セラレタル既往ノ國ノ祕密ヲ公ニ發表又ハ説明シ之ニ因リテドイツ國ノ安寧ヲ危殆ナラシムル者ハ三箇月ヲ下ラサル禁錮ニ處ス

第九十條 第二項及第四項ニ掲ケタル種類ノ物件、事實又ハ情報ニシテ既ニ外國政府ノ知ルトコロト爲リタル又ハ公ニ發表セラレタルモノニ付キテモ亦同シ

犯行ハ專ラドイツ國政府ノ告訴ヲ待チテ之ヲ訴追ス。告訴ハ之ヲ取下クルコトヲ得

第九十條 外國ノ政府又ハ外國ノ政府ノ爲メニ行動スル者トノ間ニ、國ノ祕密又ハ第九十條 第二項及第四項ニ掲ケタル種類ノ物件、事實又ハ情報ノ告知ヲ目的トスル關係ヲ開始シ又ハ之ヲ持

續スル者ハ禁錮ニ處ス  
外國政府ノ爲メニ行動シ且ツ他人トノ間ニ第一項ニ掲ケタル種類ノ關係ヲ開始シ又ハ他人トノ斯  
カル關係ヲ持續スル者亦同シ

第八十二條第二項ハ之ヲ適用ス

第九十條d 國ノ祕密ヲ他人ニ到達セシメンコトヲ企テ之ニ因リテ過リテドイツ國ノ安寧ヲ危殆ナ  
ラシムル者ハ禁錮ニ處ス

國ノ祕密ヲ知得センコトヲ企テ之ニ因リテ過リテドイツ國ノ安寧ヲ危殆ナラシムル者亦同シ

第九十條e 自己ノ職務又ハ勤務上ノ地位又ハ官憲ヨリ受ケタル委任ニ因リテ知り得タル國ノ祕密  
ヲ過リテ他人ニ到達セシメ之ニ因リテドイツ國ノ安寧ヲ危殆ナラシムル者ハ三箇年以下ノ禁錮ニ  
處ス

犯行ハ專ラドイツ國政府ノ告訴ヲ待チテ之ヲ訴追ス。告訴ハ之ヲ取下クルコトヲ得

第九十條f 公ニ又ハ外國ニ在ルドイツ人ニシテ事實ニ關スル不眞實ナル主張又ハ甚シク歪曲シタ  
ル主張ニ因リドイツ國民ノ面目ニ對スル重大ナル危險ヲ誘致スル者ハ懲役ニ處ス

第九十條g ドイツ國ノ受任者ニシテ外國政府トノ間ニ於ケル國務ヲ故意ニドイツ國ノ不利益ニ導  
ク者ハ死刑ニ處ス

犯行カドイツ國ニ對シテ單ニ瑣末ナル不利益ヲ誘致シタルニ止マリ且ツ重大ナル結果ヲ誘致スル

コト能ハサリシ場合ニハ懲役ヲ宣告スルコトヲ得

第九十條h ドイツ國ト外國トノ間ニ於ケル法律關係ニ關スル證據手段ヲ偽造、變造、破壞、毀損、  
除去又ハ隱蔽センコトヲ企テ之ニ因リテドイツ國ノ安寧ヲ危殆ナラシムル者ハ懲役ニ處ス

特ニ重キ場合ニハ五箇年ヲ下ラサル懲役又ハ無期懲役ヲ宣告スルコトヲ要ス

第九十條i ドイツ人ニシテ、外國政府ヨリ又ハ外國政府ノ爲メニ行動スル者ヨリ、ドイツ國ノ安  
寧ヲ危殆ナラシムル行爲ニ對シテ報酬ヲ請求シ、約セシメ又ハ受領スル者ハ、別段ノ規定ニ依リ  
テ其以上ノ重刑ヲ科セサル限り、十箇年以下ノ懲役ニ處ス

報酬ノ請求又ハ受領カ書面ノ意思表示ヲ以テ行ハル、場合ニハ、犯人カ其ノ意思表示ヲ發送シタ  
ルトキヲ以テ犯行完成シタルモノトス

犯行ハ專ラドイツ國政府ノ告訴ヲ待チテ之ヲ訴追ス。告訴ハ之ヲ取下クルコトヲ得

第九十一條 ドイツ國ニ對スル戰爭又ハ強制措置ヲ誘致スルノ意思又ハドイツ國ニ對スル其ノ他ノ  
重大ナル不利益ヲ誘致スルノ意思ヲ以テ外國政府又ハ外國政府ノ爲メニ行動スル者トノ間ニ關係  
ヲ開始スル者ハ死刑ニ處ス

ドイツ國民ニ對スル重大ナル不利益ヲ誘致スルノ意思ヲ以テ第一項ニ掲ケル種類ノ關係ヲ開始  
スル者ハ無期懲役又ハ五箇年ヲ下ラサル懲役ニ處ス

第八十二條第二項第二段ハ之ヲ適用ス

第九十一條 a ドイツ人ニシテドイツ國ニ對スル戰爭中ニ敵國軍隊ニ勤務シ又ハドイツ國又ハ其ノ同盟國ニ敵抗シテ武器ヲ執ル者ハ、死刑又ハ無期懲役又ハ五箇年ヲ下ラサル懲役ニ處ス

第九十一條 b 國內ニ於テ又ハ外國ニ在ルドイツ人ニシテ、ドイツ國ニ對スル戰爭中又ハ急迫セル戰爭ニ關聯シテ敵國ニ援助ヲ與ヘ若クハドイツ國又ハ其ノ同盟國ノ軍隊ニ不利益ヲ與ヘンコトヲ企ツル者ハ死刑又ハ無期懲役ニ處ス

犯行カ單ニドイツ國及其ノ同盟國ニ對シテ瑣末ナル不利益ヲ誘致シ敵國ニ對シテ瑣末ナル利益ヲ誘致シタルニ止マリ且ツ重大ナル結果ヲ誘致スルコト能ハサリシトキハ、二箇年ヲ下ラサル懲役ヲ宣告スルコトヲ得

第九十二條 第八十九條乃至第九十條 a、第九十條 b 乃至第九十一條 b ニ依ル叛逆ノ罪ヲ他人ト合意スル者ハ懲役ニ處ス

第一項ニ掲ケタル犯罪ヲ挑發シ又ハ申込又ハ斯カル挑發又ハ申込ヲ受諾スル者亦同シ。犯人書面ヲ以テ挑發、申込又ハ受諾ノ意思ヲ表示スル場合ニハ其ノ意思表示ヲ發送シタルトキヲ以テ犯行完成シタルモノトス

自由意思ヲ以テ自己ノ行爲ヲ拋棄スル者竝ニ多數ノ關與者アル場合ニ犯罪ヲ妨クル者ハ之ヲ第一項及第二項ノ規定ニ依リテ罰セス

第九十二條 a ドイツ國ニ對スル戰爭中又ハ急迫セル戰爭ノ危險ノ場合ニドイツ國ノ軍隊ノ需要ニ

關シテ官廳ト締結シタル契約ヲ履行セス又ハ給付ノ目的ヲ徒爾又ハ危始ナラシムルニ適セル方法ヲ以テ履行スル者ハ一箇年ヲ下ラサル禁錮ニ處ス。共同ノ災禍ノ時期ニ於テ食糧品又ハ共同災禍ノ除去ノ爲メニ必要ナル其ノ他ノ物品ノ供給又ハ運搬ニ關シテ官廳ト締結シタル契約ニ付キテモ亦同シ

給付義務者ノ下請負人、仲介人及代理人ニシテ其ノ契約義務ノ違反ニ因リ履行又ハ相當ナル履行ヲ徒爾又ハ危始ナラシムル者亦同シ

過失ニ因リテ行爲シタル者ハ二箇年以下ノ禁錮ニ處ス

第九十二條 b ドイツ國政府カ國防ノ安固ノ爲メニ發シタル命令又ハ禁止ニ違反スル者ハ罰金ニ處ス

違反行爲カドイツ國ニ對スル戰爭中又ハ急迫セル戰爭ノ危險ノ場合ニ行ハル、トキハ刑ハ禁錮トス

第九十二條 c 外國ノ戰鬥勢力カドイツ國ヲ敵視シテ行フ一切ノ企圖ハ之ヲ第九十一條乃至第九十二條 b ノ意味ニ於ケル戰爭ト同視ス

第九十二條 d 本節ニ掲ケタル犯罪又ハ違反行爲ノ理由ヲ以テ官廳ノ行フ調査又ハ手續ニ付キ管轄官應ノ許可ヲ經スシテ故意ニ報道ヲ公衆ニ流布スル者ハ禁錮ニ處ス

第九十二條 e 要塞、軍港又ハ其ノ他ノ軍用設備内、ドイツ國海軍ノ艦船上、又ハドイツ領海内ニ於テ、官廳、官吏又ハ軍人ニ對シ故意ニ自己ノ氏名、身分、職業、營業、住所又ハ自己ノ國籍ニ

付キ不實ノ申告ヲ爲シ又ハ申告ヲ拒ム者ハ罰金ニ處ス  
一所ニ於ケル滞在又ハ不實ノ申告又ハ申告ノ拒絶カ漏泄又ハ間諜ノ目的ト關聯スルコトヲ事情ニ依リテ推定シ得ルトキハ刑ハ禁錮トス

國軍ノ需要ニ對スル物品ヲ製造、修繕又ハ保管スル保安區域又ハ營業上ノ設備ニシテ官憲ヨリ其ノ旨ヲ公告シタルモノハ之ヲ要塞、軍港又ハ其ノ他ノ軍用設備ト同視ス  
行爲ハ其ノ官廳、官吏又ハ軍人カ第一項ニ掲ケタル申告ヲ求ムル權限ヲ有シタル場合ニ限り之ヲ有罪トス

第九十二條 f 管轄軍事官廳ノ許可ヲ經スシテ官憲ヨリ其ノ旨ヲ公告シタル保安區域内ニ於テ又ハ軍隊ノ兵器及其ノ他ノ需品ヲ貯藏スル建築物又ハ其ノ他ノ軍用設備ニ付キテ寫眞ヲ撮影シ又ハ取引ニ附スル者ハ罰金ニ處ス

第九十三條 本節ニ於テ刑罰ヲ以テ威嚇セル行爲ヲ理由トシテ左ノ如ク宣告スルコトヲ得  
重罪ヲ理由トシテ宣告シタル刑ノ外ニ  
其ノ額ニ制限無キ罰金又ハ財産沒收  
輕罪ヲ理由トシテ宣告シタル自由刑ノ外ニ  
罰金  
禁錮ノ外ニ

五箇年ノ期間中官公職就任ニ對スル無能力竝ニ公ノ選舉ニ基キテ生シタル諸權利ノ喪失  
各自由刑ノ外ニ

警察監視ノ容認

公安上之ヲ必要トスル場合ニハ懲役刑ノ外ニ保安留置ヲ命令スルコトヲ要ス

第九十三條 h 本節ニ於テ刑罰ヲ以テ威嚇セル行爲ノ爲メニ使用又ハ充當シタル物件ハ其ノ犯人又ハ加擔者ニ屬セサル場合ト雖モ之ヲ沒收シ又ハ使用不能ト爲スコトヲ得。

第九十二條 f ノ場合ニ於テ作製シタル寫眞ニ付キテモ亦同シ  
犯人本節ニ掲ケタル重罪又ハ輕罪ノ遂行ニ對シテ報酬ヲ受領シタルトキハ受領シタル報酬又ハ其ノ價格ニ相當スル金額ヲ沒收ス

特定ノ個人ヲ訴追又ハ斷罪スルコト能ハサルトキハ沒收又ハ使用不能化ヲ獨立ニ宣告スルコトヲ得

一九〇九年六月七日不正競争防止法

(一九三二年三月九日改正)

第十七條 或ル營業ノ使用人、労働者又ハ徒弟タル者、雇傭關係ニ因リテ委任セラレ又ハ接近シ得タル業務上又ハ作業上ノ祕密ヲ雇傭關係ノ效力繼續中、競争ノ目的ノ爲メ又ハ私益ニ基キ又ハ營業ノ所有主ニ損害ヲ與フルノ意圖ヲ以テ權限無クシテ他人ニ告クルトキハ、三箇年以下ノ禁錮及



罰金若クハ兩刑ノ一ニ處ス

第一項ニ掲ケタル告知ニ因リ若クハ法律又ハ善良ナル風俗ニ反スル獨自ノ行爲ニ因リテ業務又ハ作業上ノ祕密ノ知識ヲ取得シタル者、競争ノ目的ノ爲メ又ハ私益ニ基キ權限無クシテ此ノ知識ヲ利用シ又ハ他人ニ告クル場合亦同シ

犯人祕密ヲ告知スルニ際シ此ノ祕密ノ外國ニ於テ利用セラレヘキコトヲ知リタル場合若クハ自ら外國ニ在リテ之ヲ利用シタル場合ニハ五箇年以下ノ禁錮ヲ宣告スルコトヲ得

第一項乃至第三項ノ規定ハ告知ノ受領者カ既ニ祕密ヲ知リ又ハ之ヲ知ルヘキ權利ヲ有シタルコトヲ犯人カ知ラサル場合ニ付キテモ亦之ヲ適用ス

第十八條 業務上ノ交通ニ於テ委託ヲ受ケタル技術上ノ見本又ハ規定特ニ畫圖、模型、雛型、原型、仕様書ヲ競争ノ目的ノ爲メ又ハ私益ニ基キ權限無クシテ利用シ又ハ他人ニ告クル者ハ二箇年以下ノ禁錮及罰金又ハ兩刑ノ一ニ處ス。第十七條第四項ハ之ヲ準用ス

第二十條 競争ノ目的ノ爲メ又ハ私益ニ基キ他人ヲ誘惑シテ第十七條又ハ第十八條ニ對スル違反ヲ爲サシメント欲スル者又ハ斯カル違反ニ對スル他人ノ申込ヲ受諾スル者ハ二箇年以下ノ禁錮又ハ罰金ニ處ス

競争ノ目的ノ爲メ又ハ私益ニ基キ第十七條又ハ第十八條ニ對スル違反ヲ爲サンコトヲ申込み又ハ他人ヨリ斯カル違反ノ勸誘ヲ受ケテ應諾ヲ表示スル者亦同シ

附 錄

罰金若クハ兩刑ノ一ニ處ス

第一項ニ掲ケタル告知ニ因リ若クハ法律又ハ善良ナル風俗ニ反スル獨自ノ行爲ニ因リテ業務又ハ作業上ノ秘密ノ知識ヲ取得シタル者、競争ノ目的ノ爲メ又ハ私益ニ基キ權限無クシテ此ノ知識ヲ利用シ又ハ他人ニ告クル場合亦同シ

犯人秘密ヲ告知スルニ際シ此ノ秘密ノ外國ニ於テ利用セラルヘキコトヲ知リタル場合若クハ自ら外國ニ在リテ之ヲ利用シタル場合ニハ五箇年以下ノ禁錮ヲ宣告スルコトヲ得

第一項乃至第三項ノ規定ハ告知ノ受領者カ既ニ秘密ヲ知リ又ハ之ヲ知ルヘキ權利ヲ有シタルコトヲ犯人カ知ラサル場合ニ付キテモ亦之ヲ適用ス

第十八條 業務上ノ交通ニ於テ委託ヲ受ケタル技術上ノ見本又ハ規定特ニ書圖、模型、雛型、原型、仕様書ヲ競争ノ目的ノ爲メ又ハ私益ニ基キ權限無クシテ利用シ又ハ他人ニ告クル者ハ二箇年以下ノ禁錮及罰金又ハ兩刑ノ一ニ處ス。第十七條第四項ハ之ヲ準用ス

第二十條 競争ノ目的ノ爲メ又ハ私益ニ基キ他人ヲ誘惑シテ第十七條又ハ第十八條ニ對スル違反ヲ爲サシメント欲スル者又ハ斯カル違反ニ對スル他人ノ申込ヲ受諾スル者ハ二箇年以下ノ禁錮又ハ罰金ニ處ス

競争ノ目的ノ爲メ又ハ私益ニ基キ第十七條又ハ第十八條ニ對スル違反ヲ爲サシメント申込ミ又ハ他人ヨリ斯カル違反ノ勧誘ヲ受ケテ應諾ヲ表示スル者亦同シ

附 錄

附 録

(四) 一九三八年六月一七日及一九三九年三月二〇日  
緊急大統領令以後の佛蘭西法に於ける防諜

エース控訴院検事次長

H・ヴェルダン

吾國では近年特に緊急大統領令の形に於て民法及刑法の諸多の點に就き連りに大なる改正が行はれた。間諜防遏はこの多忙なる立法期間に最も根本的な改正を受けたものゝ一である。一九三八年六月一七日及一九三九年三月二〇日の大統領令は、一九三四年に著手された體系を補完し、間諜及國家の對外的安全を害する行爲に對する刑罰を著しく重化し又は刑法に觸るゝこの種の行爲の數を増加した。而して之を實現するためには屢々大膽なる革新的規定をも漸次取入れざるを得なかつた。この必然の歩みは、累次の法規が審議される度毎に次々に展開して行つたのであるから、これら法規の中若干のものは今でも尙相互に連關吟味せらるべきものである。

## (一) 軍刑法 (陸海軍)

戦時。軍人の犯した叛逆及間諜罪に關してはすでに一八五七年軍刑法第二百四條以下(陸軍)及び一八五八年軍刑法第二百六十二條以下(海軍)にその規定があつた。一九二八年法第二百三十五條以下(陸軍)及び一九三八年法第二百五十四條以下(海軍)は右の規定を再採用、補充せるものである。それは叛逆罪と間諜罪を明確に區別せず、何れをも死を以て罰する。それは左の行爲を爲した陸軍々人、海軍々人(又は艦上に在るもの)に適用される。

- (一) 衛戍地、軍艦、糧食を敵に引渡す者及作戰を害する如き性質の軍事文書、情報を敵に提供し、敵に内應する者
  - (二) 搜索のため派遣せられたる間諜又は敵人を情を知りて隠匿する者
  - (三) 逃走を煽動し又は集合を阻害する者
  - (四) 敵の爲に文書又は情報を入手せんが爲衛戍地、陸海軍用營造物、軍艦等に立入る者。
- 最後に同じ場所に假裝して立入る敵は間諜と看做され、死刑に處せられる(一九三七年一〇月一八日ヘーグ條約に照應する條文)。然し乍ら右記二篇の軍刑法は、一九三八年六月一七日大統領令が、後に検討する如き條件に於て、間諜及び叛逆に關する法規を統一し、この種の罪の大部分に就き死刑を豫

定してからといふもの、これらの件に關し大いに存在の意義を失つた。今後は戦時に於て普通法の條文を適用するか、軍刑法の條文を適用するか、多くの場合どうでもいゝ事になるであらう。然し乍ら軍刑法の規定は左の諸點に就き尙存在の意義を保有する。

- (一) 前掲の場所に間諜又は叛逆の意思を以て立入る陸軍々人又は海軍々人は軍法規により一層嚴重に處罰される。
- (二) 第二百三十七條(陸軍刑法)又は第二百五十六條(海軍刑法)は、敵に提供せらるゝ文書又は情報が必要ならずしも秘密の性質のものたることを要求しない。作戰を妨害し、衛戍地又は軍艦の安全を損ふものでありさへすればよいのである。尤も實際上この種文書又は情報は多くの場合同時に秘密書類でもある。
- (三) 敵前における集合妨害、逃走煽動は間諜と同視されるが、然し間諜に關する普通法ではなく軍刑法により處罰される。

最後に軍刑法所定の犯罪に關しては、自首犯人に對する免刑の存在しないことを指摘しやう。

## (二) 刑法

平時における又は戦時でも普通市民の犯せる同種の犯罪に就ては刑法の規定が頗る不完全であつた。それは佛蘭西に敵對して武器を執る者(第七十五條)、戦端を開かしめんが爲外國又はその爲に行

動する者と通諜する者（第七十六條）、敵に内應する者（第七十七條）、敵國民と通信する者（第七十八條）を處罰する。平時にあつては、個人又は外國の爲に行動することを公表せざる者に諜報しても、又、戰爭の相手國たるべきもの顯はれざるに於ては外國に秘密の情報を通報しても處罰されなかつた。單純なる調査、研究に就ても同様である。最後に官吏、祕文書管理者の不行届も刑事制裁を免れた。

### 三一 一八八六年四月二八日法

一八八六年四月二八日法はこれらの缺陷を大部分補填した。それは左のものを處罰した。

- (一) 間諜行爲（祕密圖、祕密文書をその資格の無き者に交付又は開示し及びその權利無くして之を領得す）
- (二) 間諜的舉措（偽名して衛戍地又は軍用營造物に立入る、右と同一の場所の周縁の見取圖を製作する、間諜を隱匿する）
- (三) 祕密文書の竊取又は破棄を可能ならしめたる怠慢。  
吾防諜法の内容は大體以上の通りであつた。その後判例は「國防に關係ある祕密文書」の概念を、絶えず擴大しつゞけた。巴里及東部諸市警察機構、國境停車場等に關する情報、動員條項を記載せる軍隊手帳、豫備兵器及貯藏に關する文書等は右の祕密文書たるの性質を持つとされた。又、外國に於

て爲された行爲でも佛蘭西に於て之を罰することが出來ると認められた。

それにしても一八八六年四月二八日の法律では、餘りに取締の及び得る範圍が狭過ぎた。國防の中に含まれるのは、獨り嚴密な意味での軍事組織のみでない。現に知らるゝあらゆる科學的方法を用ひて爲される、戰爭準備及び國防に關係を有し得べき種類の祕密の漏泄をも嚴に處罰し、之等の事項に關する訴訟辯論の公開を阻止する必要があつた。最後に間諜に乗ずる隙を興ふるが如き官吏の行動を假令現實にかゝる結果が生じなかつた場合でも、處罰する必要があつた。

### 四一 一九三四年一月二六日法

一九三四年一月二六日の法律は、從來の法規よりずつと明確且つ廣汎である。その上それは刑罰を重くした。それは間諜なる概念を擴大し、軍事のみならず本國・植民地・保護領の防禦・經濟動員又は國家の外部的安全に關する外交若は經濟上の祕密文書をも、規定の目的とする（第一條）。かくて、他の多くの國の法律がもつと漫然たる用語を用ひ若は「國家の祕密」なる概念を持出してゐるのに對し、佛蘭西法は、間諜行爲の目的たり得べき文書又は情報の種類を、制限的に列擧する。例へば一九三四年四月二四日の獨逸法は、「國家の祕密」とは、その公開が「國家の安泰を、就中國防の利益を害」することあるべきものを謂ひ、この祕密を破る行爲は、「ランダスフェルラート」即ち叛逆又は間諜行爲であるとする。伊太利法に於ては、「國家の内政及外政の利益の爲に」祕匿せらるべ

き情報(第二百五十六條)は勿論、單に「相當官憲が開示を禁止せる」情報でも(第二百五十八條)、之を開示した者は、叛逆又は間諜行爲として、多かれ少かれ嚴重に處罰される。一九三七年二月二日の瑞西聯邦刑法は——未だ實施されるに至らないが——「聯邦の利益の爲保持することを要する秘密を外國又は外國の爲に行動する者若は公に故意に開示し又は漏泄したる者」を罰する(第二百六十七條)。一九三四年佛蘭西法は一九三八年、一九三九年と相次いでその適用範圍を擴大したといふものゝ、未だこれほど廣い定義を採用するに至らない。

一九三四年法の罰則は、一八八六年法よりも嚴重であつて、その資格無くして所定の文書乃至情報を取得せる者(第二條)、ひそかに又は身分を偽つて軍用營造物に立入る者、國防を害する虞れあるに現に進行中の訴訟審理に關する情報を開示せる者は、一年以上五年以下の禁錮に處せられる。一九三四年法は又、間諜の目的に於てする通信手段の組織及使用をも、間諜の刑を以て罰する(第五條終項)。それは衛戍地又は堡壘の周邊半經十軒以内の地を撮影、録寫することを禁ずる。それは間諜誘發なる罪を新に定める(第九條)。この罪は單純共犯よりもつと廣い意味を持つもので、約束や脅迫を必要としない。それは又、間諜罪により一年以上の刑に處せられた累犯者に終身追放の宣告を下すことを許す(第十五條)。最後にそれは、間諜罪の言渡を受けた士官及下士官が當然その官位を剝奪されることを規定する(第十五條)。一八八六年法の下に於ては、之等の士官、下士官は、有期追放に處せられた場合にのみ、この制裁を受けたのである(陸軍刑法第九十二條)。一九三二年法は、

間諜的舉措が輕罪を構成するといふ一八八六年法の規定を保存した。最高刑——累犯の場合には刑の加重を爲し得る條件の下に——は禁錮五年であつた。この點に就き佛蘭西の刑は他の多くの國々のそれよりも輕かつた、

獨逸の一九三四年法は、多くの場合死刑を以て臨む。一九三四年伊太利刑法も、若しその行爲が「戰爭の爲にする國家の準備若は努力又は軍事行動を阻碍したる場合」秘密情報を取得せる者を死刑に(第二百五十六、二百五十七、二百五十八條)、又間諜の目的を以て秘密情報を開示せる者を平時にあつては無期、苦役(エルガストラ)に、戰時にあつては又はその行爲が戰爭準備を阻碍したるときは、死刑に處する(第二百六十一條)。刑法典を改正する一九三四年七月一九日の白耳義の法律も、刑罰を強化する。即ちその第二百二十三條の三(第二項)は、「利得の意思を以て」爲さるゝ間諜行爲に、苦役又は懲役の刑を適用する。

一九三六年五月一三日のチエコスロバキヤ法は間諜又は叛逆罪に科すべき刑としてその前の一九二三年法が定めた刑を重くし、且つ或種の場合に就いては死刑をさへ豫定した。

一九二三年六月一三日のスイス軍刑法は(第八十六條)軍事機密の開示を、懲役(Vuchthaus)——一年乃自十二年——を以て罰する。國家の安全を危殆に陥るゝ虞れある官廳秘密文書の漏泄に就き英國法は、禁錮刑又は懲役を豫定するが、その最高は無期に至る。

それ故佛蘭西に於て「工作する」間諜は、比較的輕少の危険を冒せばよかつた。かと言つて刑罰を

加重すると罪の性質も管轄裁判所も變つてくる。而して重罪裁判所における辯論は、たとへ非公開の場合でも、重大な不利益を伴ひ勝ちで、秘密の漏洩を往々にして助長した。

(五) 一九三五年一〇月三〇日の緊急大統領令

一九三五年一〇月三〇日の大統領令は、「間諜の目的に於て」爲されたる行爲を監禁を以て罰し、且つ被疑者を陸軍又は海軍々法會議に引致すべしと決定することにより、この問題を解決した。尤も間諜の目的が立證されない犯罪の審理に就いては、矢張り輕罪裁判所に管轄権があるのである。この特別管轄権は、一八八六年法審議の時にも問題になつたのであるが、その時は採用されなかつたのである。「戰時會議の機能を永續的に市民に及ぶものたらしめば、それは一種の一般的常設機關となるべく、かくては恐らくは輿論の承認を得ること難かるべし」(下院委員會報告、D・P一八八六年、四、五八)。この危惧の當らざることが、四十八年後に至つて明らかになつた。尤もその間軍法會議の管轄権は、一九二八年軍刑法により、著しく縮小されてゐるのであるが、それにも拘らず、軍法會議に與へられた敍上の特別の權限は、刑事訴訟及刑事裁判の常則に對する重大なる——而して疑も無く必要なる——改訂である。

一九三五年一〇月三〇日緊急大統領令以後、非常に厄介な、一種の先決問題とも言ふべき問題が提起される事になつた。即ち犯人の意思の問題である。審問を爲すに先立ち審問命令を發する權限ある將官は、又公訴を提起するに先立ち檢事は、提出せられたる文書及調書の中に犯行が「間諜の目的」を以て爲されたことを推定せしむるに足る徵表の有りや無しやを、調査せねばならぬ。法律は默示的に、省令は明示的に、このことを要請する。

同じ困難は、訴訟記録調製の時にも存在する。更に又判決權に關しても同じ問題が生じ、場合によつては管轄裁判所指定の裁決を必要とすることが有り得る。實際においては多くの場合檢事局と陸軍又は海軍檢察官とか、その必要なる場合豫め公式の打合せを遂げることになつてゐる。「間諜の目的」といふ語の法律的性質が色々議論的になつた。それは犯罪の要素であるか、加重情状であるか? 破毀院は前の解釋を採用した。秘密文書交付の誘發(第九條)又はその資格無き者への秘密文書の開示(第一條)に就いては、間諜の目的は、犯罪構成要件である。従つて、一九三四年一月二六日法違反と間諜の目的は、同一問題の中に含まれなければならぬ。破毀院の見解によれば、この特殊事情が、刑を加重するのみならず、特別に、陸軍又は海軍々法會議に管轄権を與へるのである。

されば、犯人が軍事施設の中で間諜行爲を働いた軍人であるとするれば、その時は常に特別裁判所が人的管轄権を持つのであるから、問題を二つの要素に分けて考へる面倒は無い譯である。他方、間諜の目的に於てせる一九三四年一月二六日法違反に就き陸軍又は海軍々法會議が被告を免訴にした場合、裁判の確定を害する事無く、其の被告人を更に、間諜の目的無き單純なる犯罪人、單なる一九三五年法違反者として輕罪裁判所に引致して差支無きものと認められる。それは丁度故意の

殺人犯として免訴された者が、同一行為に就き過失殺人の被告人たり得ると同様の事情にあるのであつて、犯罪行為の要素が前後相違するのである。

かく改正された一九三四年一月二六日法は、間諜及之に附帯する犯罪の防遏をより有効に保障した。刑は一層嚴格になつた。この種の犯罪を防遏するに必要不可欠の臨機處分能力が可能なる限り保證された。

然し乍らこれらの新條文もやがて、その足らざるところを現はし始めた。五年以上二十年以下の禁錮は懲役よりも重い刑とされてゐるのであるが、然しそれは政治犯又は軍事犯の性質を帯びる。従つて拘禁者は事實上懲役囚よりいゝ處遇を受ける（一八七二年三月二五日通牒）。

吾國の法律は前掲の諸多の國々の法律に比し未だ穩和であつた。

他方、外患に關する政治犯を罰する刑法第七十五條乃至第八十三條は依然存續して、これと間諜の區別が餘りはつきりしてゐなかつた。加ふるに、何等かの文書を交付したといふことが確實に證明されない限り、外國の爲に行動する者との單なる連絡又は通信を、刑事的に處罰することが出来なかつた。同じやうに、國防に役立ち得べき發明又は製作方法の漏泄も、それが個人の所有に屬し未だ國家により國の安全の爲に利用されない限り——一九三四年一月二六日法第一條の廣汎なる規定にも拘らず——刑事制裁を免れ得た。最後に、實際にあたつてみた結果或種の條文の修辭に改訂を加ふる必要が感せられた。

### 六一一九三八年六月一七日緊急大統領令

其處で今度も亦一九三四年及一九三五年の法規を改正し、前記の如き缺陷を矯正すべく努めたのは、戰爭懸念の濃化と佛蘭西東部及東南部における間諜罪による訴追の頻發に促されて公布された緊急大統領令であつた。

この大統領令は死刑を措定した。これは非常に思切つた措置であつて、若しも議會がこの大統領令を追認しなかつた場合、死刑になつたものを今更生かして返す便はないのである（註）。このやうにして佛蘭西は、今後、他の列強と同一の立場に立つて間諜を防遏し得ることになつた。

（註）一九三八年六月一七日緊急大統領令適法性に關し議論が行はれた（一九三八年犯罪學雜誌六二四頁參照）デュボン（一九三八年六月一七日緊急大統領令に就て）。破毀院はその適法性を認めた（刑事部、一九三九年二月二二日。—オーベル、法律週刊、一九三九年、一〇二七頁）。（防諜は戰爭の危險を少くし得る。そして國防の爲に國民が拂つた努力の効果を保證する。かくてそれは國防費のみならず、國家經濟にも影響を及ぼす）。かくて、この緊急大統領令は、一九三八年四月一三日法の目的に合致する。

一般行刑官廳又は軍當局が間諜罪の被告人又は受刑者に政治犯の處遇を與へたことは一度もないが、然し少く共理論的にはこの種の犯罪は政治犯たるの性質を持つてゐた。従つて之に與へられる處遇も自づから普通犯、政治犯の區別に適合しなかつた。（一九二二年二月二二日及一九二二年九月一五日司法大臣通牒）



加ふるに刑法所定の叛逆罪又は之と類似の罪は死刑を以て罰されず、政治犯たる限りに於て、城塞への終身流刑を以て罰されてゐた(註)。かくて、刑法の條文と補充された一九三四年一月二六日法との間に不調和の生ずる虞れがあつた。この喰違ひは、一八八六年以來法律的な考慮よりもむしろその時の御都合次第で、同様の行爲が或る時は叛逆罪として或る時は間諜罪として訴追されて來たので、一層憂ふべきものであつた。

(註) 一八四八年二月四日憲法の適用による。

ドレイフス大尉、シャトラン軍曹、ウルモ少尉(文書交付)、有名なデロー、ジョルダン、リヴァ、ベルニ(砒化鐵の獨逸への提供)等に對しては、刑法第七十六條が適用された。

之に反し或軍曹が外國に機關銃閉鎖機を交付した事件は、特別竊盜(vol. theft)周囲の状況に鑑み單純竊盜と區別し重く處断すべきもの)及間諜罪として、重罪裁判所で審理された。ところが同じ様な事件であつても、犯人の身分、周囲の事情から言つて、普通の裁判所で審理すべきではあるが重罪裁判所で之を裁判すると色々困つた事情が起るに相違無いといふ場合には、その事件は單に、一八八六年四月二八日法の適用により、軍用文書又は情報の交付として訴追された。大戰以後の幾多の事件には、單に間諜に關する法律のみが適用された。

破毀院が採用すべき基準に關し決定を下したのは、一九三五年三月七日フォルゼ主計補事件に關し行はれたのが初めてであつた。破毀院は「佛蘭西に對し敵對行動を取らしめ又は戰端を開かしめんが

爲外國との間に行はる、通謀又は外國との間に維持さる、諜報を處罰する」刑法第七十六條にあつては、「該有罪行爲の作爲者の追求する目的が、處罰せらるゝ犯罪の根本要素となる」と決定した。加ふるに學說も一般にこの區別を主張し更に一九三四年法の立法者もその豫備審議に徴するに、これと同じ見解を取つてゐた。報告者たる下院議員シューマン氏によれば、間諜とは叛逆者と異なり國家の安全を害する意思を持たず、最も屢々利慾の爲に行動するものである。と然しこの差別基準は或る人々の批判を受けたばかりでなく、「敵對心」が他の感情と絡んだりして犯罪の動機の複雑な場合があり得るので、必ずしも常に容易な差別を可能にしなかつた。

今次の緊急大統領令は、刑法第七十六條乃至第八十三條の罪と間諜罪とを同視する。

かくて、佛蘭西人が佛蘭西に敵對して爲す戰爭行爲、國防に關係ある秘密情報の開示又は漏泄の有無を問はず外國との通謀、佛蘭西の政治的立場に有害なる對敵通信等には何れも刑法の規定が適用されるが、更に其他の場合にあつても戰時平時を問はず、間諜又は類似犯罪を防遏するもつと廣汎なものと柔軟性ある條文を採用する必要があつたやうに思はれる。

本緊急大統領令は、これらのすべての犯罪から、政治犯たるの性質を剝奪する。それは、今後政治犯に對する刑を適用せず(第一條)と規定し、揭示された刑種の中から拘禁が削除された。新法規のもたらした重要な改正點は綫上の如くである。之に先立ち一九三四年七月一九日の白耳義法も同様の事を斷行してゐる。

現在の法制がどうなつてゐるかを説明する爲には刑法と一九三四年一月二六日法とを——兩者共大改正を受けた——基礎として同時に取上げねばならぬ。

#### A——軍法會議の管轄

(一) 左の罪は現在主刑を以て罰される。

(a) 武器を取つて佛蘭西に抗敵する罪(刑法第七十五條)、戦争の目的を以て外國と通謀する罪(第七十六條)、敵軍の佛蘭西侵入を容易にする爲敵に諜報し、又は城塞を明渡し等々する罪(第七十七條)、佛蘭西の同盟國に對し爲されたる同様の行爲(第七十九條)、交渉又は外征の祕密を外國又は敵に開示する罪(第八十條)、職務の爲その管理者たる者が軍用營造物の圖面を外國又は敵に交付する罪(第八十一條第一項)、戦時における間諜隱匿の罪(第八十三條)、一九三四年一月二六日法により再規定せられたる第一條及第二條所定の軍事、外交及經濟に關する間諜行爲、間諜的舉措(偽装して又は身分を偽つて軍用營造物に立入る、圖面を作製する、間諜の目的に於て通信する等々)(同法第五條)、及び間諜誘發の罪(同法第九條)。

(b) 民間施設における間諜(新制定の罪)。この規定は、佛蘭西の學者又は産業家が個人として國防の利益の爲に行ふ研究の中祕密を要するものと認めらるゝものを保護することを目的とする。この點に就き吾々は一八九一年のトリポネ・チュルバン事件(メリント砲彈)の辯論を思ひ起すこと

が出来る。この規定は、國防に關係ある特許又は非特許發明の國家による收用を可能ならしめる一九三五年一〇月三〇日緊急大統領令並に國防に關係あり得べき研究及物料の外國人への讓渡及び提供を許可制度の下に置く一九三五年九月三日の緊急大統領令の規定を補強する。

「國家により收用され得る發明」の如何なるかを規定するのは蓋し困難の業であらう。その發明が外國に交付された後に主務官廳がその收用せらるべき性質のものたることを聲明してゐるか? それとも豫め一九三五年一〇月三〇日大統領令所定の特別收用手續を開始すべきか? 又は單に陸、海、空の各相が特許局に於て特許申請を調査すべきであるか? 特にこれらの點に就き發明の性質及び時の事情により臨機の措置を取らざることを要する諸問題が伏在する。

(c) 「國防を害する如き活動を爲す外國の爲に行動する者」と、その情を知りつゝ之を佛蘭西當局に告知すること無く「親近の關係を結ぶ」者は、その冤罪を證する證據無き限り間諜未遂の推定を受ける(一九三八年六月一七日緊急大統領令第四條)。豫備行爲を特別に著手と同視するこの新規定により、文書の交付の事實を立證し得ざる被疑者及び外國の諜者に働きかけられ乍ら之を佛蘭西當局に黙秘する者をも、處罰することが出来る。それ故單に官憲に事實を知らさなかつたゞけでも罪になる。かくの如く罪責立證の義務がないといふことは、吾刑法の上から見れば常軌を外れた規定であるが國家の利益の爲にそれが必要とされるのである。法律により推定されるかゝる未遂事件は特別の性質を持ち、刑法所定の未遂罪(第二條)と類を異にする。そして「起草

者の意思に拘はり無き事情によつて初めてこの刑法の規定が停止され又はその效力を失つたものであることは「破毀院刑事部、一九三九年二月二二日、グリュネベルグ法律週刊一九三九、一〇二七頁）、説明の必要あるまい。

(二) 左の罪は無期苦役を以て罰される。

軍用營造物、要塞等々の圖面を、之を管理する資格無きものが買収、詐欺又は暴力等により領得して敵又は外國に交付する罪（刑法第八十二條第二項）

(三) 左の罪は有期苦役を以て罰される。

(a) 佛蘭西又はその同盟國の軍事的若は政治的立場を害する知識を提供する虞れある對敵交通（刑法第七十八條）、中立國又は同盟國への官吏の圖面、文書等の交付（第八十一條第二段）、これらの罪は從來監禁の刑に處せられてゐた。

(b) 間諜行爲を爲す者に對する意識的幫助（資金、住居の提供等、文書隱匿、通信の輸送等）。一九三四年一月二六日法第十條は、死刑を制定する本緊急大統領令第二條第二項の中に含まれられなかつた。従つて之にはたゞ第三項——苦役を豫定する——のみが適用される。かくて共犯者と主犯者は別様に處罰される。

(c) 軍用營造物周圍の禁止區域における撮影、録寫等、間諜の目的に於てするそれらのもの、複製（一九三四年一月二六日法第六條）。

(d) 間諜の目的に於てする軍用營造物又は國防の爲に使用せらるゝ工場への不法立入（一九三四年一月二六日法第二條終項）。

すべてこれらの罪は陸軍又は海軍々法會議の管轄に屬する。其故訴追の前に必らず先に吾々が述べたやうな條件に於て、外患の罪を罰する刑法の條文が適用され得るのではないか、又間諜の目的を推定することが出来るかどうかを、先づ調査する必要がある。

#### B——輕罪裁判所の管轄

右の場合に被告人（又は被告人中の一人）に就き間諜の目的が判然しなかつたら？ 一九三五年一月三〇日大統領令以前における同一の状態が、この場合生じて來る。一九三四年一月二六日法が廢止された譯ではなく、たゞ禁錮や罰金が重くなり、又或る種の罰の定義に若干の變更が加へられたと言ふだけだからこの法律がこの場合には完全な支配力を持つことになるのである。陸軍又は海軍の刑法はこの場合もはや、陸軍刑法第二、三條及海軍刑法第二、三、四、百八十條の規定により陸海軍人又は之と同視せらるゝものが軍用營造物内で行つた犯罪に對してゞも、普通法の範圍内では干渉しなす。

祕密文書又は祕密情報の自發的交付又は接受（一九二四年一月二〇日法第一、二、三條）が實際に「間諜の目的」を以て爲されたかゞ問題になり得る。かういふ場合は稀れかも知れないが、必ずしも

有り得ざる事ではない。例へば、或る人が國防に關係ある情報を、之を知得する資格無き者に、その者が外國の爲に行動する者なることを知らず、間諜行爲を幫助する意思を持たずに、自發的に開示するが如き場合がそれである。前者は「間諜の目的」無く行動したのだから、輕罪裁判所で裁判を受ける。之に反し後者は「間諜の目的」を以て情報を受取つたのだから、軍法會議に於て裁かれねばならぬ。牽連關係（事實上「共犯關係」は成立しない）だけで、開示した者を特別裁判所で取裁く譯に行かぬ。而してかゝる事情は取調の便宜及び眞實の發顯にとり不便無しとしないであらう。

之に反し同法第四條の違反は（祕密文書の破毀、竊取等を可能ならしむる不注意、怠慢）は當然、犯人の側に於ける間諜の目的の欠缺を豫想する。それは常に、三ヶ月以上二年以下の禁錮及び二千法以上五千法以下の罰金に處せられる。

間諜罪に關する捜査又は審問に就ての情報を漏泄する罪に就ても之に同じ（第十二條）一九三八年六月一七日緊急大統領令は、すでに一九三四年に定められた刑（禁錮及罰金）を再採用する。但し新條文は、「國防を害する如き結果を伴はざる」場合と雖も、漏泄したといふ單にその行爲のみで法の裁きを受けねばならぬといふ風に、従前の條文を訂正した。即ち「國防を害する如き結果を伴ふ場合」といふ辭句が、第十二條から削除されたのである。

最後にこの條文は、一九三九年三月二〇日の緊急大統領令により、「祕密」ならずとも單に「政府の公表せざる」軍隊、防禦、兵器、製作、補給に關する軍法會議の取調情報を漏泄する行爲に迄擴大さ

れた。

取調内容の流布を防ぐ爲緊急を要する時には、訴訟手續中の何時でも、筆寫物又は印刷物の押收を爲すことが出来る。又行政處分の宣告を行ふことも出来る（例へばラヂオ放送許可の取消し）。尤も新聞法の改正を主眼とする一九三九年三月二〇日の緊急大統領令は、一時的性質の法規であつて、この大統領令の定むる禁止は單なる大統領令により解除又は停止され得る（第三條）。

其他の犯罪に就ては、一九三四年一月二六日法にすでに「間諜の目的」の有無に従ひ、各種の刑罰が豫定されてゐた。餘すところはたゞこの意思が立證されなかつた場合の單なる罪である。

(一) (第六條) もはや、要塞、軍用營造物の周圍十軒以内の區域（一九三四年の條文）と限らず軍事當局の指定せる區域内における（一九三八年の條文）撮影、圖面作製（すべての場所に就き劃一的に十軒以内の周縁とする規定は明白に訴追の過多をもたらした）。一九三八年の緊急大統領令は、又軍用器材の撮影、録寫禁止、並にその複寫物の販賣禁止により、右記の禁止を補充した。人々はかくて幸にも、之と殆ど同様の禁止を規定する白耳義刑法第二百二十條第三項の例に倣つたのである。

(二) (第七條) 軍用營造物又は施設内に許可無くして立入ること（偽裝又は偽名せざることを條件とする）。

一九三四年一月二六日法の附加刑は保存された。特に累犯者たる間諜又は之と同視せらるゝ者に

對する終身追放を任意のものたらしめる一九三四年一月二六日法第十五條第二項は廢止されなかつた。

多くの者は最低五年の苦役又は五年の懲役に處せられる。累犯の場合には一八八五年五月二七日法第四條の適用を受ける。

この條文と前掲第十五條の結びつけにより軍法會議は、一八八五年五月二七日法第二條に拘らず例外的に終身追放の宣告を下すことが出来るか？ この問題には色々議論がある。立法者が大いに刑罰を加重しやうと欲しながら、他の見地から刑罰の緩和を目論んだといふことは、矛盾するやうに思はれる。それで吾々は、間諜に關する特別法は、追放に關する法規並にその一般的條件を訂正するものであると考へたい。吾々の知る限りこの點に就ての判例は存在しない。

他方、一八八六年四月二八日法に加へられた累次の改訂により、制裁の分野は擴大されたが、或種の解釋上の原則だけは無垢のまま残されてゐる。例へば前に指摘した「國防に關係ある祕密文書」といふ語の廣い内容の如きがそれである。判例により既に認められたことではあるが、外國に於て行はれる犯罪の可罰なることも、一九三四年一月二六日法第一條に明示的に規定された。

最後に一九三四年六月一七日の緊急大統領令により、叛逆又は間諜罪を取裁きし爲、一箇又は數箇の軍法會議を特設することが可能になつたことを指摘しやう。裁判所の名稱は現に研究中に屬する。それは外國ではすでに表面化した傾向である。獨逸(フォルクスゲリヒトホフ)、伊太利(國防特別裁判

所—一九二六年一月二五日法)

x x x

四年間に五回もひねり廻された法規だから、ごたくしてゐるのは當然である。況んやそれは、刑法の常則に反すると言はざる迄も少く共例外的性質を帯びてゐるのだから尙更のことである。起草者が國際緊張の折柄何よりも先づ實際的必要と國防の安全に重大關心を拂つたのは全く至當であつた。彼等の解するところによれば、裁判所が、この事業の足らざる所を補つて行くであらう。外患罪と間諜罪の區別「間諜の目的又は間諜未遂」の概念の如き、今後判例により闡明せらるゝことを要する諸點である。諜報活動の千姿萬態の手段に對抗し得る柔軟性ある斷乎たる法律により、今や佛蘭西は、特に間諜罪に對し峻嚴なる諸國と同列に立つに至つた。

## 間 諜 行 爲

—並にスイス法律に於ける其の刑法的防遏—

終

號數 年月 司法資料表題

|      |       |                                     |
|------|-------|-------------------------------------|
| 第一號  | 大正〇、二 | 定型アル犯罪ノ調査(賭博編)                      |
| 第二號  | 〇、三   | 第二回國際少年保護會議議事錄                      |
| 第三號  | 一、一   | 國際刑事協會獨逸支部ニ於ケル保護<br>視察制度創設ニ關スル會議議事錄 |
| 第四號  | 二、二   | 米國ノ家庭裁判所                            |
| 第五號  | 二、三   | 獨逸ニ於ケル檢事局及司法警察                      |
| 第六號  | 二、四   | 米國ニ於ケル少年裁判所ト社會                      |
| 第七號  | 二、五   | 第二回國際少年保護會議提出報告書<br>第一集             |
| 第八號  | 二、六   | 英國及ラエーするノ警察                         |
| 第九號  | 二、七   | 復權ニ關スル佛國法令                          |
| 第一〇號 | 二、八   | 獨逸ニ於ケル調停手續ニ關スル規程<br>佛國戰時家賃法伊國小作契約法  |
| 第一一號 | 二、九   | 英國ノ判事及ますたー論                         |
| 第一二號 | 二、〇   | 英佛ノ辯護士法制                            |
| 第一三號 | 二、二   | 獨逸ノ辯護士法制                            |
| 第一四號 | 二、三   | 獨逸ニ於ケル監獄作業ノ經營並ニ管<br>理ニ關スル調査報告       |
| 第一五號 | 三、一   | 辯護士倫理                               |
| 第一六號 | 三、二   | 獨逸國調停法案及同理由書                        |
| 第一七號 | 三、三   | 英國監獄制度                              |
| 第一八號 | 三、四   | 獨逸國少年福利法案同理由書及確<br>定法文              |

|      |       |  |
|------|-------|--|
| 第一九號 | 大正三、四 | 獨逸國少年裁判所法案及同理由書  |
| 第二〇號 | 三、五   | 市加古少年裁判所ノ研究  |
| 第二一號 | 三、五   | 勞働裁判法ニ關スル獨逸國裁判官會<br>議議事錄及評論(附)統一の勞働法<br>編纂委員會起草勞働裁判法私案 |
| 第二二號 | 三、六   | 獨逸國ニ於ケル暴利取締法及活動ノ<br>實況                                 |
| 第二三號 | 三、六   | 戰前ニ於ケル獨逸國ノ社會的立法<br>(附)丁抹ノ社會政策的立法概觀                     |
| 第二四號 | 三、七   | 獨逸國經營協議會法及關係法令集  |
| 第二五號 | 三、七   | 獨逸國ニ於ケル貨率契約、勞働者及<br>使用人委員會並ニ勞働爭議ノ調停ニ<br>關スル法制(附)調停制度概觀 |
| 第二六號 | 三、八   | 獨逸國ニ於ケル住宅及移住制度(附)<br>英國ニ於ケル農業小作紛議仲裁ノ實<br>況             |
| 第二七號 | 三、八   | 短期自由刑論   |
| 第二八號 | 三、九   | 西班牙國假釋放ニ關スル法令集   |
| 第二九號 | 三、九   | 獨逸英ニ於ケル商工業者ニ關スル特<br>別裁判法論                              |
| 第三〇號 | 三、〇   | 獨逸國勞働裁判所法案及理由書   |
| 第三一號 | 三、〇   | 獨逸國少年裁判所法  |
| 第三二號 | 三、二   | 司法制度改良論  |
| 第三三號 | 三、二   | 獨逸新經濟法   |
| 第三四號 | 三、三   | 職業組合、仲裁及仲裁裁判並ニ貨率<br>契約ニ關スル立法例(佛伊白蘭國之<br>部)             |

|            |   |            |   |
|------------|---|------------|---|
| 第三五號 大正三、二 | 職業組合、仲裁及仲裁裁判並ニ賃率<br>契約ニ關スル立法例(英國及瑞西之<br>部)  | 第四九號 大正三、七 | 米國ノ刑罰制度   |
| 第三六號 〃 一、一 | 職業組合、仲裁及仲裁裁判並ニ賃率<br>契約ニ關スル立法例(丁抹瑞典諸國<br>之部) | 第五〇號 〃 一、八 | 獨逸國民訴訟改正律令  |
| 第三七號 〃 一、一 | 英國ニ於ケル略式刑事手續及寸こつ<br>とらんとニ於ケル刑事手續            | 第五一號 〃 一、八 | 英國裁判所構成論(三、下級裁判所<br>ノ部 其一、治安裁判所)                                |
| 第三八號 〃 一、二 | 佛國借家借地法                                     | 第五二號 〃 一、九 | 英國裁判所構成論(四、下級裁判所<br>ノ部 其二、州裁判所及檢屍官裁判<br>所ノ組織)                   |
| 第三九號 〃 一、二 | 職業組合、仲裁及仲裁裁判並ニ賃率<br>契約ニ關スル立法例(英國、加奈陀<br>之部) | 第五三號 〃 一、九 | 英國裁判所構成論(五、中央審トシ<br>テノ英國高等法院ノ組織及權限)                             |
| 第四〇號 〃 一、三 | 佛國監獄制度及同職員令                                 | 第五四號 〃 一、〇 | 佛國商事裁判制度  |
| 第四一號 〃 一、三 | 職業組合、仲裁及仲裁裁判並ニ賃率<br>契約ニ關スル立法例(南亞之部)         | 第五五號 〃 一、〇 | 獨逸國ニ於ケル裁判所ノ組織及ヒ刑<br>事手續ニ關スル法令                                   |
| 第四二號 〃 一、四 | 職業組合、仲裁及仲裁裁判並ニ賃率<br>契約ニ關スル立法例(澳洲之部)         | 第五六號 〃 一、二 | 英國裁判所構成論(六、地方審トシ<br>テノ英國高等法院及其他ノ上級裁判<br>所ノ組織)                   |
| 第四三號 〃 一、四 | 職業組合、仲裁及仲裁裁判並ニ賃率<br>契約ニ關スル立法例(米國之部)         | 第五七號 〃 一、二 | 獨逸國勞務契約法案及評論(附 佛<br>國勞務法正文)                                     |
| 第四四號 〃 一、五 | 英國法律生活概要及同國ノ刑事控訴<br>制度                      | 第五八號 〃 一、三 | 米國少年裁判法   |
| 第四五號 〃 一、五 | 英國裁判所構成論(一、英國裁判官<br>ノ地位(附)司法行政機關)           | 第五九號 〃 一、三 | 英國裁判所構成論(七、英國ニ於ケ<br>ル非訟事件裁判所、特種裁判所及仲<br>裁裁判所ノ組織(附)裁判所相互ノ<br>關係) |
| 第四六號 〃 一、六 | 英國裁判所構成論(二、英國ニ於ケ<br>ル起訴官廳及辯護士ノ地位)           | 第六〇號 〃 一、四 | 不定期刑言渡ノ制度   |
| 第四七號 〃 一、六 | 瑞西辯護士法                                      | 六一號 〃 一、四  | 改善不能性犯人ノ處遇  |
| 第四八號 〃 一、七 | 露西亞事情                                       | 六二號 〃 一、四  | 英蘭刑事訴訟概観及巡回裁判所ニ於<br>ケル訴訟記録                                      |
|            |   | 六三號 〃 一、二  | 北米合衆國裁判制度(一、聯邦司法<br>省ノ組織、職制及裁判制度)                               |

|            |   |            |   |
|------------|---|------------|---|
| 第六四號 大正四、三 | 獨逸國後見制度(前編)   | 第八〇號 大正四、三 | 刑罰ニ關スル制度(其二)                                |
| 第六五號 〃 一、三 | 獨逸國後見制度(後編)   | 八一號 〃 一、一  | 北米合衆國の刑事裁判(其一)                              |
| 第六六號 〃 一、四 | 刑ノ執行猶豫制度  | 八二號 〃 一、二  | 北米合衆國裁判制度(二、カリホル<br>ニヤ州ノ裁判制度)               |
| 第六七號 〃 一、四 | 假釋放   | 八三號 〃 一、三  | 北米合衆國の刑事裁判(其二)                              |
| 第六八號 〃 一、五 | 國際刑事學協會獨逸支部ニ於ケル行<br>刑上ノ累進制度、宣誓セサル證人ノ<br>處罰及ヒ不定期刑制度ニ關スル會議<br>議事録 | 八四號 〃 一、四  | 一九二五年獨逸刑法草案並ニ理由書<br>(各論)                    |
| 第六九號 〃 一、五 | 諸國ノ刑法草案   | 八五號 〃 一、五  | 陪審制度視察報告書集(附)がるそ<br>人教授述陪審制度論               |
| 第七〇號 〃 一、六 | 英國司法警察論   | 八六號 〃 一、五  | 刑罰に關する制度(其三)                                |
| 七一號 〃 一、六  | 英國ニ於ケル少年犯罪者ニ對スル刑<br>法上ノ處遇                                       | 八七號 〃 一、六  | 正義と貧民(其一)                                   |
| 七十二號 〃 一、七 | 司法行政上ヨリ見タル普國區裁判所<br>ノ實務(第一篇)                                    | 八八號 〃 一、七  | 正義と貧民(其二)                                   |
| 七三號 〃 一、七  | 英國陪審ノ組織資格選定召集等ニ關<br>スル省取調委員會報告書(附)金山<br>檢事宇野判事視察報告書             | 八九號 〃 一、七  | 刑罰に關する制度(其四)                                |
| 七四號 〃 一、八  | 漢堡ニ於ケル常設仲裁裁判所   | 九〇號 〃 一、八  | 刑罰に關する制度(其五)                                |
| 七五號 〃 一、八  | 司法行政上ヨリ見タル普國區裁判所<br>ノ實務(第二篇)                                    | 九一號 〃 一、九  | 英國に於ける警察裁判所                                 |
| 七六號 〃 一、九  | 獨逸國陪審裁判所記録(附)秋山檢<br>事鈴木判事視察報告書                                  | 九二號 〃 一、九  | 司法行政上ヨリ見たる普國區裁判所<br>ノ實務(第三篇)                |
| 七七號 〃 一、九  | 刑罰ニ關スル制度(其一)  | 九三號 〃 一、九  | 刑罰に關する制度(其六)完                               |
| 七八號 〃 一、〇  | 佛蘭西の政治組織(現代佛蘭西の政<br>治、行政及ヒ司法制度の概観)                              | 九四號 〃 一、〇  | 英國陪審の組織資格選定召集等ニ關<br>する省取調委員會報告書 第二卷<br>(其一) |
| 七九號 〃 一、〇  | 一九二五年獨逸刑法草案並ニ理由書<br>(總則篇)                                       | 九五號 〃 一、〇  | 諸外國に於ける辯護士制度概観                              |
|            |   | 九六號 〃 一、二  | 歐洲諸國に於ける上訴制度                                |
|            |   | 九七號 〃 一、二  | 佛國裁判制度 第一(治安裁判所の<br>組織及權限)                  |

|           |                                     |            |   |
|-----------|-------------------------------------|------------|---|
| 第九八號 大正 三 | 佛國裁判制度(地方裁判所、控訴院、大審院の組織及權限)         | 第一一五號 昭和 三 | チエツコ・スロヴァキア共和國の刑法草案及同理由書(總則篇)               |
| 第九九號 〃 三  | 國際行刑會議報告書集(一)                       | 第一一六號 〃 三  | 米國の勞働法(上)                                   |
| 第一〇〇號 〃 三 | 國際行刑會議報告書集(二)                       | 第一一七號 〃 三  | 米國の勞働法(下)                                   |
| 第一〇一號 〃 三 | 公の秩序に對する犯罪に關する比較法論(其一)              | 第一一八號 〃 三  | 刑法草案集(瑞西一九一八年案、奧一九二二年案、伊一九二一年案)             |
| 第一〇二號 〃 三 | 公の秩序に對する犯罪に關する比較法論(其二)              | 第一一九號 〃 三  | チエツコ・スロヴァキア共和國の刑法草案及同理由書(各論篇)               |
| 第一〇三號 〃 三 | 英國陪審の組織資格選定召集等に關する省取調委員會報告書 第二卷(其二) | 第一二〇號 〃 三  | 佛國陪審に於ける發問の方式とその判例                          |
| 第一〇四號 〃 三 | 司法ニ關スル法制                            | 第一二一號 〃 三  | 陪審に關する調査                                    |
| 第一〇五號 〃 三 | 司法行政上より見たる普國區裁判所の實務(第四篇)            | 第一二二號 〃 三  | 佛國の檢察制度                                     |
| 第一〇六號 〃 三 | 司法行政上より見たる普國區裁判所の實務(第五篇)完           | 第一二三號 〃 三  | フレデリック・バイウオスターズ及エディス・トムソン事件の陪審公判(英國著名裁判 其二) |
| 第一〇七號 〃 三 | 保安處分                                | 第一二四號 〃 三  | 一九二七年獨逸刑法草案並に理由書(總則篇)                       |
| 第一〇八號 〃 三 | 陪審裁判所に於ける發問(總則篇)                    | 第一二五號 〃 三  | 大道罪に關する比較法制資料                               |
| 第一〇九號 〃 三 | 陪審裁判所に於ける發問(各論篇)                    | 第一二六號 〃 三  | 一九二七年獨逸刑法草案並に理由書(各論篇)                       |
| 第一一〇號 〃 三 | ケート・ウエブスター事件の陪審公判(英國著名裁判 其一)        | 第一二七號 〃 三  | 刑法改正に關する比較法制資料(前篇)                          |
| 第一一一號 〃 三 | 單獨判官と司法官制                           | 第一二八號 〃 三  | 刑法改正に關する比較法制資料(中、後篇)                        |
| 第一一二號 〃 三 | 國際行刑會議報告書集(三)                       | 第一二九號 〃 三  | 佛國裁判所ノ構成ニ關スル法令                              |
| 第一一三號 〃 三 | 國際行刑會議報告書集(四)                       | 第一三〇號 〃 三  | 米國裁判所の組織及び訴訟手續                              |
| 第一一四號 〃 三 | 佛國刑事裁判所の組織及び司法警察                    |            |   |

|            |                                   |           |                              |
|------------|-----------------------------------|-----------|------------------------------|
| 第一三一號 昭和 三 | ソヴィエツト露西亞の法制(前篇)                  | 第一五一號 〃 三 | 德川禁令考後聚(第二帙)                 |
| 第一三二號 〃 三  | ソヴィエツト露西亞の法制(後篇)                  | 第一五二號 〃 三 | 佛國民商事裁判管轄                    |
| 第一三三號 〃 三  | 限定責任能力者社會上危險なる精神病者及犯罪の常習飲酒者に對する處遇 | 第一五三號 〃 三 | 佛蘭西に於ける檢事の職務                 |
| 第一三四號 〃 三  | 一九二七年伊太利刑法豫備草案                    | 第一五四號 〃 三 | 獨逸刑法及ひ行刑法施行法草案               |
| 第一三五號 〃 三  | 治安判事論                             | 第一五五號 〃 三 | 獨逸刑法及ひ行刑法施行法草案理由書            |
| 第一三六號 〃 三  | 各國政府の報告に據る私生子の地位に關する研究            | 第一五六號 〃 三 | 國際行刑會議報告書集 五                 |
| 第一三七號 〃 三  | 刑の量定(前篇)                          | 第一五七號 〃 三 | 國際行刑會議報告書集 六                 |
| 第一三八號 〃 三  | 刑の量定(後篇)                          | 第一五八號 〃 三 | 國際行刑會議報告書集 七                 |
| 第一三九號 〃 三  | 佛に於ける家族制の變遷                       | 第一五九號 〃 三 | 德川禁令考後聚(第三帙)                 |
| 第一四〇號 〃 三  | 陪審裁判手續に關する問(前篇)                   | 第一六〇號 〃 三 | 少年保護司指針                      |
| 第一四一號 〃 三  | 陪審裁判手續に關する問(後篇)                   | 第一六一號 〃 三 | 米國イリノイ州に於ける不定期刑言渡並に假釋放に關する調査 |
| 第一四二號 〃 三  | 德川禁令考後聚(第一帙)                      | 第一六二號 〃 三 | 一九二九年末現行カリホルニヤ州刑法(前篇)        |
| 第一四三號 〃 三  | 獨逸司法制度(前篇)                        | 第一六三號 〃 三 | 一九二九年末現行カリホルニヤ州刑法(後篇)        |
| 第一四四號 〃 三  | 獨逸司法制度(後篇)                        | 第一六四號 〃 三 | 佛國司法制度(前篇)                   |
| 第一四五號 〃 三  | ソヴィエツト露西亞民法(前篇)                   | 第一六五號 〃 三 | 佛國司法制度(後篇)                   |
| 第一四六號 〃 三  | ソヴィエツト露西亞民法(後篇)                   | 第一六六號 〃 三 | 德川禁令考後聚(第四帙)                 |
| 第一四七號 〃 三  | アメリカ合衆國に於ける少年裁判所                  | 第一六七號 〃 三 | 支那歷代刑事法制の思想(上卷)              |
| 第一四八號 〃 三  | ソヴィエツト露西亞刑法                       | 第一六八號 〃 三 | 支那歷代刑事法制の思想(下卷)              |
| 第一四九號 〃 三  | ソヴィエツト露西亞裁判所構成法刑事訴訟法行刑法           |           |                              |
| 第一五〇號 〃 三  | 英米獨逸の手形法及小切手法                     |           |                              |



|              |  |
|--------------|--|
| 第一六九號 昭和 七、四 | 司法事務の經費節減、簡易化及促進<br>(獨逸裁判所書記同盟の改革案)                |
| 第一七〇號 〇、六    | 德川禁令考(第一帙)   |
| 第一七一號 〇、八    | 刑事事件集(附)刑事事件起按小手引                                  |
| 第一七二號 〇、七    | ソヴィエト法の理論  |
| 第一七三號 〇、三    | 德川禁令考(第二帙)   |
| 第一七四號 〇、三    | 德川禁令考(第三帙)   |
| 第一七五號 〇、五    | 民事事務修習の案   |
| 第一七六號 〇、八    | 德川禁令考(第四帙)   |
| 第一七七號 〇、九    | 一九三一年獨逸新民事訴訟法草案並<br>に説明書(一)                        |
| 第一七八號 〇、〇    | 一九三一年獨逸新民事訴訟法草案並<br>に説明書(二)                        |
| 第一七九號 〇、二    | 捜査事務に就て  |
| 第一八〇號 〇、三    | 德川禁令考(第五帙)   |
| 第一八一號 〇、一    | 獨逸刑法第一讀會終了(一九三〇年)                                  |
| 第一八二號 〇、二    | 犯罪生物學原論  |
| 第一八三號 〇、四    | 德川禁令考(第六帙)   |
| 第一八四號 〇、五    | ナチスの刑法(プロシヤ邦司法大臣<br>の覺書)                           |
| 第一八五號 〇、七    | プロシヤに於ける司法官教育關係法<br>令彙纂                            |
| 第一八六號 〇、八    | 英國に於ける裁判と警察  |
| 第一八七號 〇、九    | 德川民事慣例集(人事の部)<br>時代民事慣例集                           |
| 第一八八號 昭和 九、〇 | 一九三二年フランス刑法改正豫備草<br>案(總則)並にポーランド改正刑法<br>及ポーランド違警罪法 |
| 第一八九號 〇、二    | 取締法規違反の定型(附)特別刑法<br>に於ける犯罪主體と刑罰主體の異な<br>る場合の歸納的觀察  |
| 第一九〇號 〇、三    | 米國ユタ州に於ける不定期刑言渡<br>宣告猶豫及假釋放に関する調査                  |
| 第一九一號 〇、一    | 一九三〇年獨逸刑法草案並に現行獨<br>逸刑法典(附録重要附屬法令)                 |
| 第一九二號 〇、二    | 德川民事慣例集(動産の部)                                      |
| 第一九三號 〇、三    | 獨逸裁判所構成法及同刑事訴訟法                                    |
| 第一九四號 〇、四    | 一九二八年スペイン刑法  |
| 第一九五號 〇、五    | ポーランド新民事訴訟法(一九三三<br>年)                             |
| 第一九六號 〇、六    | 獨逸刑法提要(上)  |
| 第一九七號 〇、七    | ソヴィエト・ロシアは犯罪を克服<br>する                              |
| 第一九八號 〇、八    | 伊太利刑法典   |
| 第一九九號 〇、九    | 伊太利刑事訴訟法典 附伊太利重罪<br>法院條                            |
| 第二〇〇號 〇、〇    | 一九一二年 第二回 海牙萬國手形<br>法統一會議議事録                       |
| 第二〇一號 〇、〇    | 一九一二年海牙に於ける爲替手形及<br>約束手形に付ての審査委員會會議記<br>録          |

|               |   |
|---------------|---|
| 第二〇二號 昭和 一〇、二 | 中華民國刑法・刑事訴訟法  |
| 第二〇三號 一〇、三    | ユーゴスラヴキヤ新民事訴訟法  |
| 第二〇四號 〇、一     | 獨逸刑法提要(中)   |
| 第二〇五號 〇、一     | 德川民事慣例集 不動産の部(上)  |
| 第二〇六號 〇、二     | 佛國刑事訴訟法   |
| 第二〇七號 〇、三     | 伊太利刑法典報告  |
| 第二〇八號 〇、三     | 伊太利刑事訴訟法典報告   |
| 第二〇九號 〇、四     | 佛國民事訴訟法改正草案   |
| 第二一〇號 〇、四     | 米國に於ける指紋採取法(附)沃度<br>を以て檢出したる潜在指紋の定着方<br>法(獨)我司法省指紋原紙取扱規程<br>並指紋分類規程及同規程附表 |
| 第二一一號 〇、五     | ナチスの法制及び立法綱要(刑法及<br>刑事訴訟法の部)  |
| 第二一二號 〇、五     | 英國の刑事裁判   |
| 第二一三號 〇、六     | 德川民事慣例集 不動産ノ部(下)  |
| 第二一四號 〇、六     | 個人主義的國家概念と法人國家  |
| 第二一五號 〇、七     | 獨逸刑法提要(下)   |
| 第二一六號 〇、八     | 德川民事慣例集 訴訟ノ部  |
| 第二一七號 〇、九     | ドイツに於ける刑事訴訟手續並に行<br>刑制度改正について   |
| 第二一八號 〇、〇     | 新獨逸刑法に對する國民社會主義的<br>綱領(第一部)   |
| 第二一九號 〇、二     | 民事司法の疾患外三篇  |
| 第二二〇號 昭和 二、二  | 刑事政策(犯罪學を基礎とする)   |
| 第二二一號 〇、二     | 德川裁判事例(刑事ノ部)  |
| 第二二二號 〇、二     | 一九三〇年獨逸國株式會社法及<br>株式合資會社法草案並に説明書<br>一九三一年九月獨逸國株式會社<br>法改正に關する緊急律令         |
| 第二二三號 〇、一     | 一九三五年六月二十八日の獨逸刑法<br>の改正條文と各理由書  |
| 第二二四號 〇、二     | 獨逸辯護士の新職務法(附)改正獨<br>逸辯護士法條文   |
| 第二二五號 〇、三     | 佛國法學通論  |
| 第二二六號 〇、三     | 初等英法教科書   |
| 第二二七號 〇、四     | フランス、ドイツ及イギリスに於け<br>る裁判所と判事   |
| 第二二八號 〇、四     | 第十一回國際刑法及監獄會議關係<br>論文集  |
| 第二二九號 〇、五     | 滿洲帝國新刑法典同草案同施行法新<br>刑事訴訟法典同草案   |
| 第二三〇號 〇、六     | 獨逸刑事判決の作成   |
| 第二三一號 〇、七     | 新法律學の根本問題   |
| 第二三二號 〇、八     | 清國全權大臣李鴻章ヲ狙撃シタル小<br>山豊太郎ニ對スル謀殺未遂被告事件<br>記録                                |
| 第二三三號 〇、九     | 滿洲帝國民法典   |
| 第二三四號 〇、〇     | 將來の獨逸刑法(總則)   |
| 第二三五號 〇、二     | 滿洲帝國商事法規  |

|       |       |   |
|-------|-------|---|
| 第二三六號 | 昭和二、一 | 將來の獨逸刑法(各則)上<br>刑法委員會事業報告                     |
| 第二三七號 | 二、二   | 滿洲帝國民事訴訟法、強制執行法                               |
| 第二三八號 | 二、三   | 將來の獨逸刑法(各則)下<br>刑法委員會事業報告                     |
| 第二三九號 | 二、四   | 一九三七年獨逸株式法理由書                                 |
| 第二四〇號 | 二、五   | 法律家たるの適性に就て(法律家特<br>に判事の職務に就ての心理學的考<br>察)     |
| 第二四一號 | 二、六   | 一九三七年獨逸國司法官候補指導者<br>會議錄                       |
| 第二四二號 | 二、八   | 株式會社貸借對照表論(上)                                 |
| 第二四三號 | 二、八   | 株式會社貸借對照表論(下)                                 |
| 第二四四號 | 二、九   | 獨逸に於ける試補養成上の諸問題                               |
| 第二四五號 | 二、一〇  | 職争と犯罪   |
| 第二四六號 | 二、一二  | 一般條項への逃避及び獨逸大審院と<br>利益法學                      |
| 第二四七號 | 二、一   | イエーナに於ける檢事並に刑事裁判<br>官の刑事法講習、外法曹教育に關す<br>る論文三篇 |
| 第二四八號 | 二、二   | 商標法   |
| 第二四九號 | 二、三   | 商標に關する法律の史的基礎                                 |
| 第二五〇號 | 二、三   | 保險關係論集  |
| 第二五一號 | 二、四   | 評議の秘密   |
| 第二五二號 | 二、五   | 社會と監獄   |
| 第二五三號 | 二、六   | 豫審の問題   |
| 第二五四號 | 昭和二、六 | 將來の獨逸刑事訴訟手續(上)<br>刑事訴訟法委員會報告                  |
| 第二五五號 | 二、七   | 裁判官による契約の修正                                   |
| 第二五六號 | 二、八   | 將來の獨逸刑事訴訟手續(中)<br>刑事訴訟法委員會報告                  |
| 第二五七號 | 二、九   | 間諜行爲  |

製本控

14.5 國 54 號 年 月 日

司法資料第257号 間諜行爲(並に  
司法資料に於ける其の刑法的附屬)

司法省調査結果編

備考

14.5  
54

|      |
|------|
| 14.5 |
| 54   |

終